

# 徳島市障害者計画及び 徳島市障害福祉計画

ふれあい共生プラン

平成30年3月

徳島市



# 目次

第1章 総論	1
1 計画策定の基本的考え方	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 計画の性格	2
1-3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保	3
1-4 各種計画との連携	3
1-5 計画の期間	3
1-6 計画の進行管理	3
2 計画の策定体制と策定方法	4
2-1 計画の策定体制	4
2-2 計画の策定方法	4
3 障害者の現状	5
3-1 身体障害者の現状	5
3-2 知的障害者の現状	8
3-3 精神障害者の現状	10
3-4 難病患者の現状	11
3-5 障害福祉サービス受給者の現状	12
3-6 障害児通所支援受給者の現状	14
第2章 今後の障害者施策の基本的考え方	15
1 基本理念	15
2 計画の視点	16
3 基本課題	17
第3章 障害者計画施策体系	18
第4章 障害者計画の各論	19
1 障害者の福祉に関する相談機能の充実	19
1-1 相談機能の充実	19
1-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	22
1-3 障害福祉サービスの充実	25
1-4 経済的負担の軽減	28
1-5 障害の軽減への支援	30
1-6 障害児支援の推進	31
1-7 情報提供の充実	35
2 障害者の就労促進	38
2-1 福祉的就労の支援	38
2-2 就労への支援	40
2-3 障害者団体等への支援	42
3 障害者が暮らしやすい環境づくり	44
3-1 住居の確保・改善への支援	44
3-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	46
3-3 安全安心の確保	48
3-4 健康づくりの推進	51
3-5 社会参加の促進	54
3-6 啓発・広報の促進	58

第5章 障害福祉計画	6 1
1 基本的事項	6 1
1-1 第5期計画策定の趣旨	6 1
1-2 障害福祉サービス等の体系	6 2
1-3 基本方針	6 3
2 平成32年度の目標値の設定	6 4
2-1 施設入所者の地域生活への移行	6 4
2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6 5
2-3 地域生活支援拠点等の整備	6 6
2-4 福祉施設から一般就労への移行	6 7
2-5 障害児支援体制の整備	7 1
3 障害福祉サービス・相談支援	7 6
3-1 訪問系サービス	7 6
3-2 日中活動系サービス	7 7
3-3 居住系サービス	8 6
3-4 相談支援	9 0
4 障害児通所支援・相談支援	9 3
4-1 障害児通所支援	9 3
4-2 障害児相談支援	9 9
5 地域生活支援事業	1 0 0
5-1 必須事業	1 0 0
5-2 任意事業	1 1 1
第6章 資料編	1 2 0
1 策定体制	1 2 0
2 策定経過	1 2 1
3 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議	1 2 3
3-1 設置要綱	1 2 3
3-2 委員名簿	1 2 4
4 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会	1 2 5
4-1 設置要綱	1 2 5
4-2 委員名簿	1 2 6
5 徳島市障害者自立支援協議会	1 2 7
5-1 設置要綱	1 2 7
5-2 委員名簿	1 2 9
6 アンケート調査	1 3 0
6-1 調査概要	1 3 0
6-2 障害者を対象とした調査結果（抜粋）	1 3 1
6-3 児童通所支援等を利用している児童を対象とした調査結果（抜粋）	1 4 6
6-4 その他の市民を対象とした調査結果（抜粋）	1 5 1
7 障害者福祉に関する用語解説	1 5 7

## 第 1 章 総論



# 第1章 総論

## 1 計画策定の基本的考え方

### 1-1 計画策定の背景・目的

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展など、社会構造が急激に変化しております。

このような中、障害者に関わる環境や法制度についても大きな転換期を迎えています。

国においては、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）批准に向けて、必要な国内法の整備や障害者制度の集中的な改革を進め、平成23年8月には「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、平成25年4月には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正し障害者の範囲に難病等を追加するとともに、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。これらの法整備を受け、平成26年1月に障害者権利条約を締結（批准）しました。

さらには、平成28年5月に「障害者総合支援法」が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から全面施行される予定となっています。

一方、本市では、障害のある人も障害のない人も普通に生活し活動できる社会と地域の中で、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指して、様々な施策を展開してきました。しかしながら、障害者権利条約や障害者差別解消法を踏まえ、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者への合理的な配慮の提供が求められるなど、新たな課題にも取り組む必要があります。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、平成25年3月に策定した「徳島市障害者計画」及び平成27年3月に策定した「徳島市障害福祉計画（第4期）」の見直し時期をともに迎えました。

本計画は、計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえるとともに、平成29年3月に新たなまちづくりの指針として策定された「徳島市まちづくり総合ビジョン」における「つなぐ」まち・とくしまを目指す市政運営の中で、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、共生社会の実現に向けて、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画（第5期）」を策定するものです。

## 1-2 計画の性格

「徳島市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、徳島市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障害者施策について、福祉、保健・医療、教育・療育、就労、生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「徳島市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、徳島市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

また、平成28年5月に可決成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月全面施行予定）により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

本計画は、上位計画である「徳島市まちづくり総合ビジョン」「徳島市地域福祉計画」など、障害者等の福祉に関する各計画と調和を保つものとしします。

### 徳島市まちづくり総合ビジョン

～「笑顔みちる水都 とくしま」を目指して～

### 徳島市地域福祉計画

### 徳島市障害者計画

障害のある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

### 徳島市障害福祉計画

障害福祉サービス及び障害児支援等の実施内容と必要な量の見込みを定め、平成32年度までの目標量、見込量の確保のための方策等を明らかにすることを目的としています。

#### ○平成32年度の目標値の設定

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・障害児支援の提供体制の整備

#### ○障害福祉サービス

#### ○障害児通所支援

#### ○地域生活支援事業（必須事業、任意事業）



### 1-3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保

「障害者計画」は障害者基本法、また「障害福祉計画」は障害者総合支援法と法的根拠は異なりますが、「障害者計画」は本市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画であり、一方「障害福祉計画」は、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられます。

このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

### 1-4 各種計画との連携

計画の策定にあたっては、平成29年3月に策定された「徳島市まちづくり総合ビジョン」をはじめ、他の関連計画との連携を図り、調和を保つものとします。

また、国の「障害者基本計画」や、県の「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島県障がい福祉計画」と整合性を図りながら推進します。

### 1-5 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害者計画」は平成30年度から平成35年度までの6か年計画、「障害福祉計画」は平成30年度から平成32年度までの3か年計画とします。



### 1-6 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、事業の調査・分析・評価を定期的に行い、「徳島市障害者自立支援協議会」において、中間評価を行うなど、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映します。

---

## 2 計画の策定体制と策定方法

---

### 2-1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害者福祉関係者、学識経験者、当事者、公募市民等からなる「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議」（市民会議）を設置するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

また、庁内策定体制として「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行いました。

### 2-2 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、「市民会議」を設置し、多様なご意見を聴取いたしました。

また、障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、障害者及び市民を対象としたアンケート調査やパブリックコメントを実施し、障害者のニーズや市民の意見の反映に努めるとともに、障害者に関する資料・データを整理分析し、計画策定の基礎資料としました。

### 3 障害者の現状

#### 3-1 身体障害者の現状

##### (1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

平成 29 年度の身体障害者手帳の所持者数は 10,007 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 42 人 (0.4%) 減少していますが、ほぼ横ばいとなっています。

障害の等級別にみると、1 級と 2 級を合わせた重度が半数近く占めています。

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】

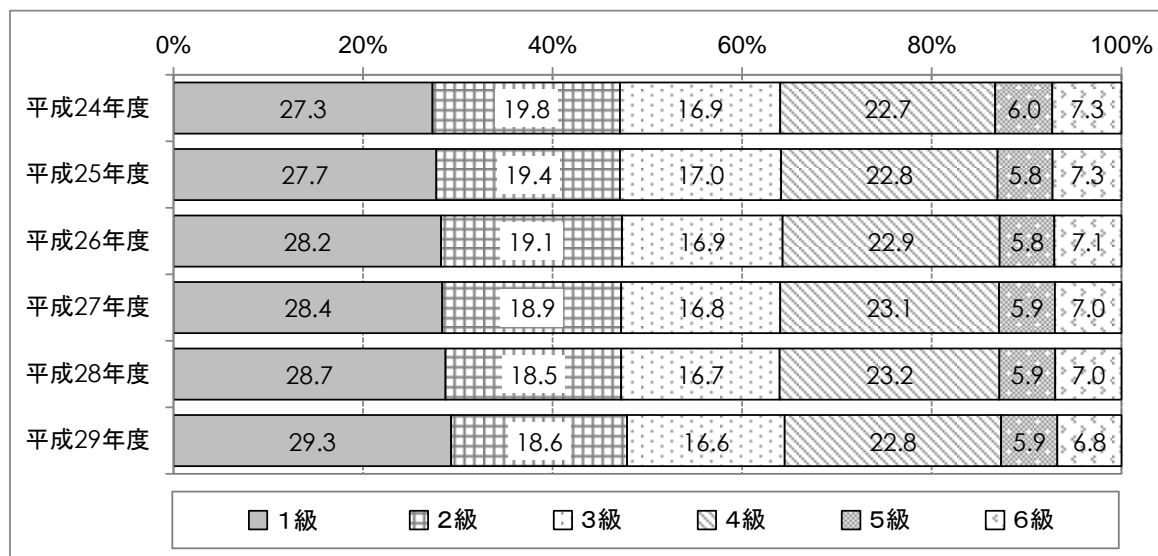
(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	指数
1 級	2,746	2,799	2,841	2,859	2,866	2,932	107
2 級	1,987	1,953	1,922	1,902	1,852	1,857	93
3 級	1,698	1,715	1,703	1,690	1,670	1,664	98
4 級	2,281	2,305	2,306	2,327	2,314	2,284	100
5 級	605	584	579	593	588	592	98
6 級	732	734	712	707	697	678	93
合 計	10,049	10,090	10,063	10,078	9,987	10,007	100

(注) 1 各年度 4 月 1 日現在

2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 29 年度の値

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】



## (2) 身体障害者手帳所持者数（部別）の推移

障害の種類別にみると、「肢体不自由」の占める割合が48.5%と最も大きく、次いで、「内部障害」（30.7%）、「聴覚・平衡機能障害」（11.7%）、「視覚障害」（8.3%）、「音声・言語・そしゃく機能障害」（0.8%）と続いています。

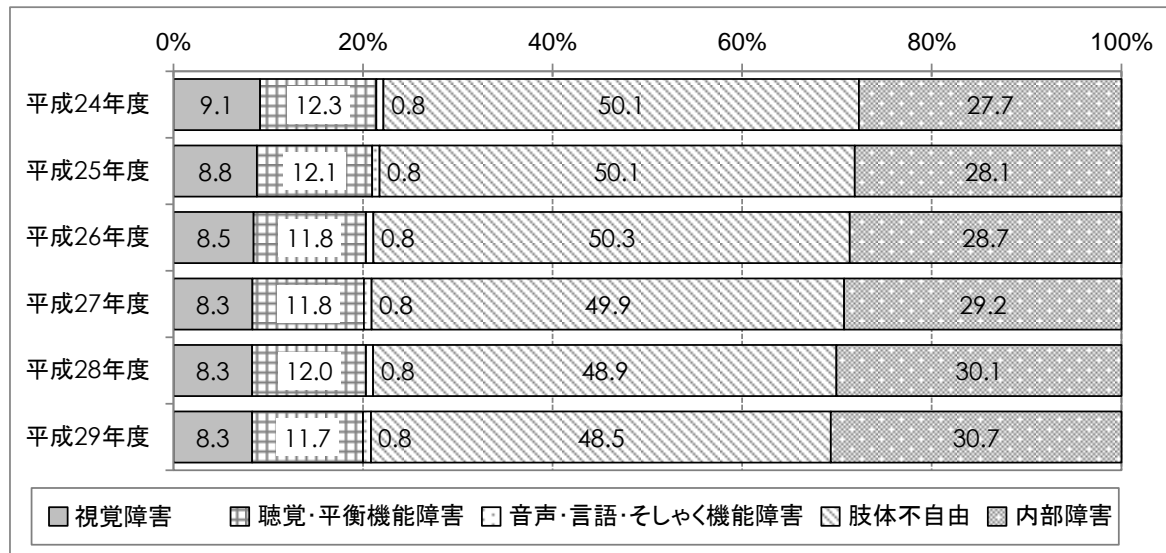
【身体障害者手帳所持者数（部別）の推移】

（単位：人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	指数
視覚障害	917	889	852	839	830	829	90
聴覚・平衡機能障害	1,234	1,225	1,190	1,187	1,198	1,171	95
音声・言語・そしゃく 機能障害	76	79	79	81	75	84	111
肢体不自由	5,038	5,059	5,057	5,024	4,882	4,854	96
内部障害	2,784	2,838	2,885	2,947	3,002	3,069	110
合計	10,049	10,090	10,063	10,078	9,987	10,007	100

- (注) 1 各年度4月1日現在  
2 指数は平成24年度を100とした場合の平成29年度の値

【身体障害者手帳所持者の部別構成比の推移】



### (3) 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

平成 24 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、身体障害児（18 歳未満）は 173 人から 28 人（16.2%）減少しています。また、身体障害者（18 歳以上）も 9,876 人から 14 人（0.1%）減少しています。

【身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移】

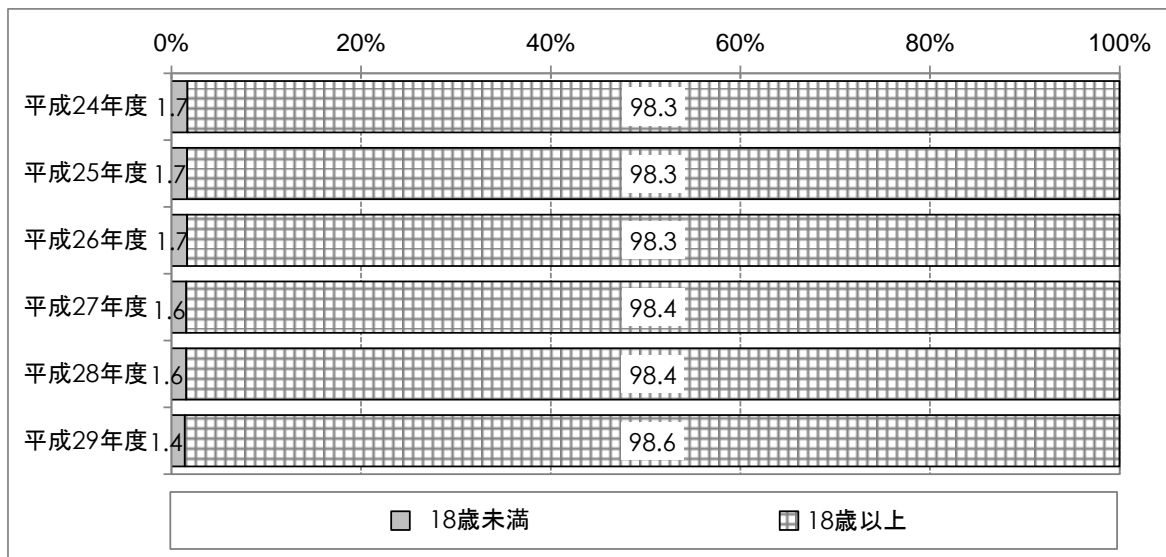
（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	指数
18 歳未満	173	171	171	161	158	145	84
18 歳以上	9,876	9,919	9,892	9,917	9,829	9,862	100
合計	10,049	10,090	10,063	10,078	9,987	10,007	100

(注) 1 各年度 4 月 1 日現在

2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 29 年度の値

【身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移】



## 3-2 知的障害者の現状

### (1) 療育手帳所持者数（程度別）の推移

平成 29 年度の療育手帳の所持者数は 2,397 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 464 人（24.0%）増加しています。

障害の程度別にみると、A（重度）と B（中軽度）ともに人数は増加傾向にあり、特に B（中軽度）は平成 24 年度からの 5 年間で 351 人（35.7%）増加しています。

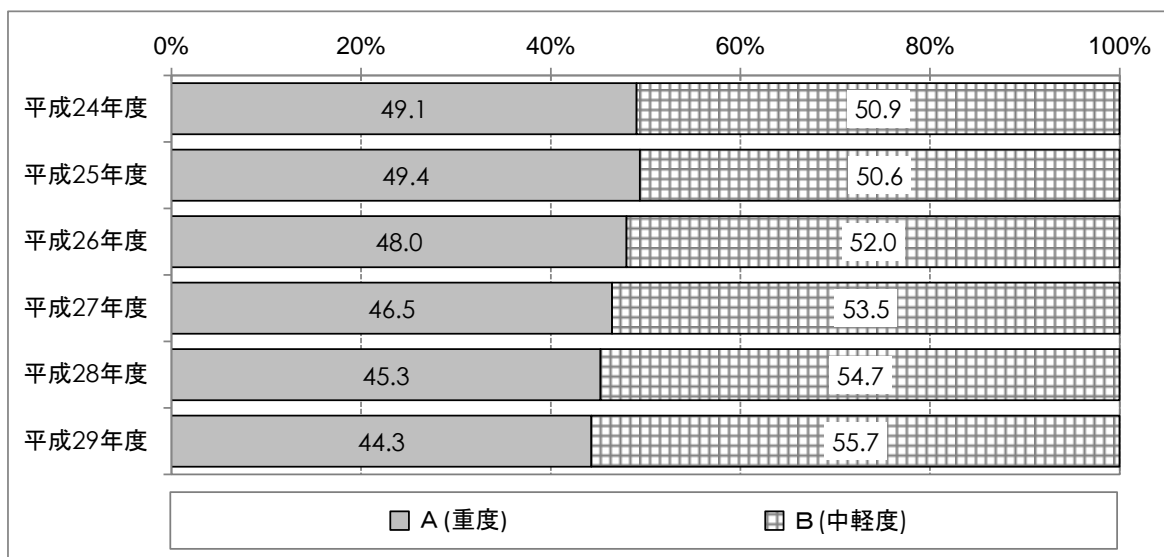
【療育手帳所持者数（程度別）の推移】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	指数
A（重度）	949	984	986	1,005	1,029	1,062	112
B（中軽度）	984	1,007	1,067	1,157	1,243	1,335	136
合計	1,933	1,991	2,053	2,162	2,272	2,397	124

- （注） 1 各年度 4 月 1 日現在  
2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 29 年度の値

【療育手帳所持者の程度別構成比の推移】



## (2) 療育手帳所持者数（年齢別）の推移

平成 24 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、知的障害児（18 歳未満）は 542 人から 6 人（1.1%）増加しています。また、知的障害者（18 歳以上）も 1,391 人から 458 人（32.9%）増加しています。

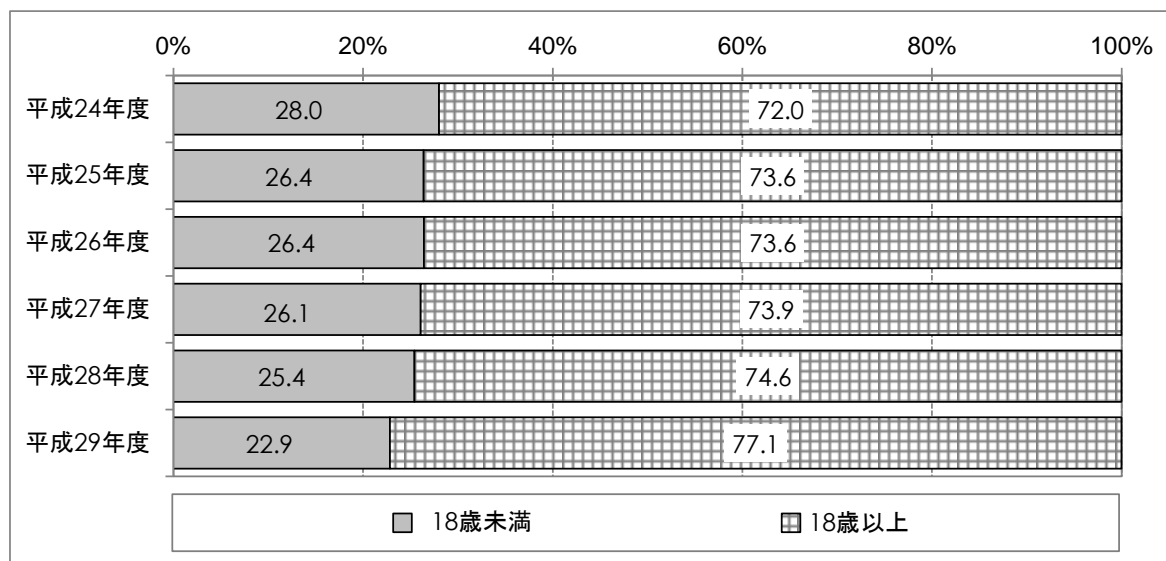
【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	指数
18 歳未満	542	526	543	564	578	548	101
18 歳以上	1,391	1,465	1,510	1,598	1,694	1,849	133
合計	1,933	1,991	2,053	2,162	2,272	2,397	124

- (注) 1 各年度 4 月 1 日現在  
2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 29 年度の値

【療育手帳所持者数の年齢別構成比の推移】



### 3-3 精神障害者の現状

#### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

平成 29 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 1,855 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 549 人（42.0%）増加しています。

障害の等級別にみると、3 級の軽度者の増加率が高いものとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】

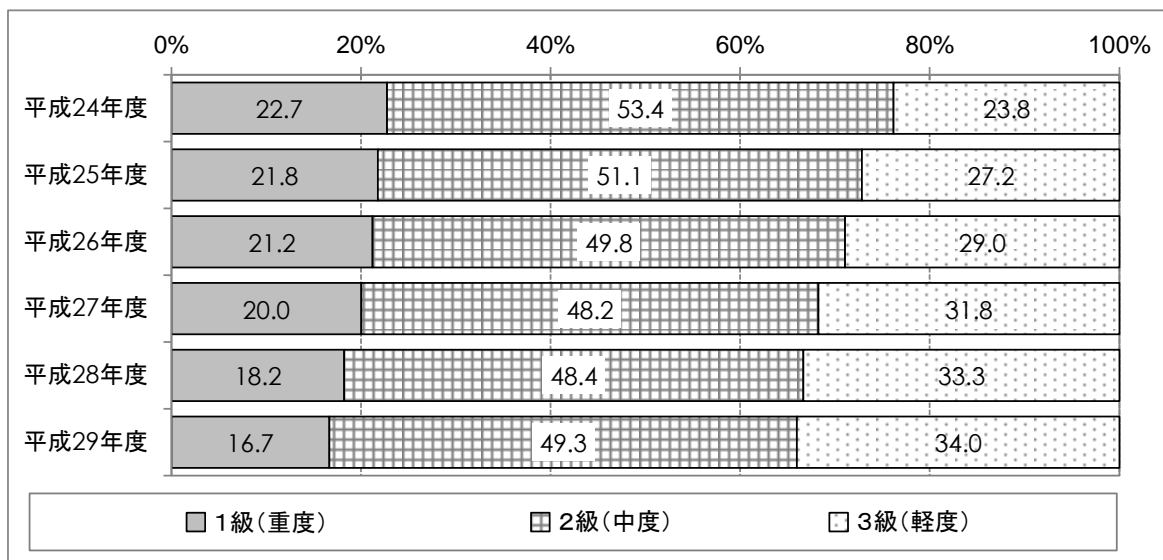
（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	指数
1 級（重度）	297	303	318	317	321	309	104
2 級（中度）	698	711	747	764	853	915	131
3 級（軽度）	311	378	434	503	587	631	203
合計	1,306	1,392	1,499	1,584	1,761	1,855	142

（注） 1 各年度 4 月 1 日現在

2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 29 年度の値

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移】





### 3-4 難病患者の現状

#### (1) 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

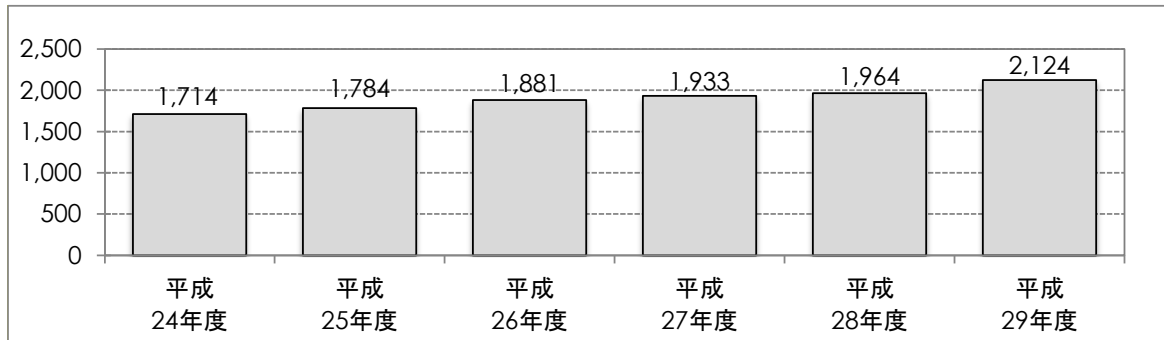
平成 29 年度の特定医療費（指定難病）受給者数は 2,124 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 410 人（23.9%）増加しています。

【特定医療費（指定難病）受給者数の推移】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	指数
医療給付対象者数	1,714	1,784	1,881	1,933	1,964	2,124	124

- (注) 1 各年度 4 月 1 日現在  
2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 29 年度の値



### 3-5 障害福祉サービス受給者の現状

#### (1) 障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移

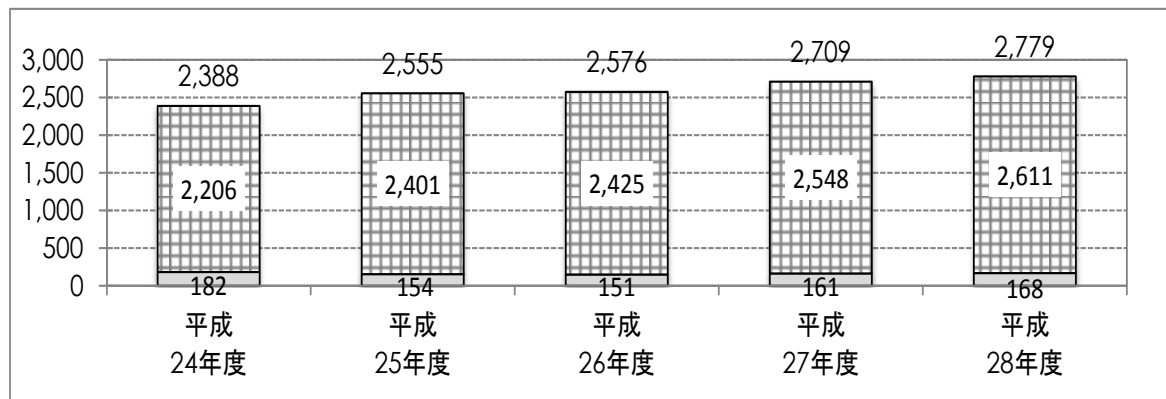
平成 28 年度の障害福祉サービス受給者数は 2,779 人で、平成 24 年度からの 4 年間で、障害児（18 歳未満）は 14 人（7.7%）減少しており、障害者（18 歳以上）は 405 人（18.3%）増加しています。

【障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	指数
障害児（18 歳未満）	182	154	151	161	168	92
障害者（18 歳以上）	2,206	2,401	2,425	2,548	2,611	118
合計	2,388	2,555	2,576	2,709	2,779	116

- （注） 1 各年度 3 月 31 日現在  
2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 28 年度の値



## (2) 障害福祉サービス利用者数の推移

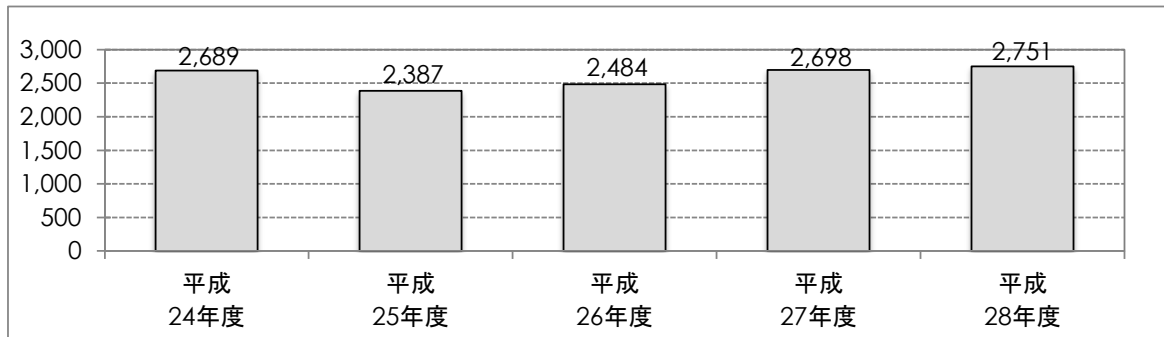
平成 28 年度の障害福祉サービス利用者数は 2,751 人で、平成 24 年度からの 4 年間で、62 人 (2.3%) 増加しています。

【障害福祉サービス利用者数の推移】

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	指数
実利用者数	2,689	2,387	2,484	2,698	2,751	102

- (注) 1 各年度 4 月～3 月請求実績より算出  
2 平成 24 年度は、児童デイサービスの 3 月分を含む  
3 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 28 年度の値



### 3-6 障害児通所支援受給者の現状

#### (1) 障害児通所支援受給者数の推移

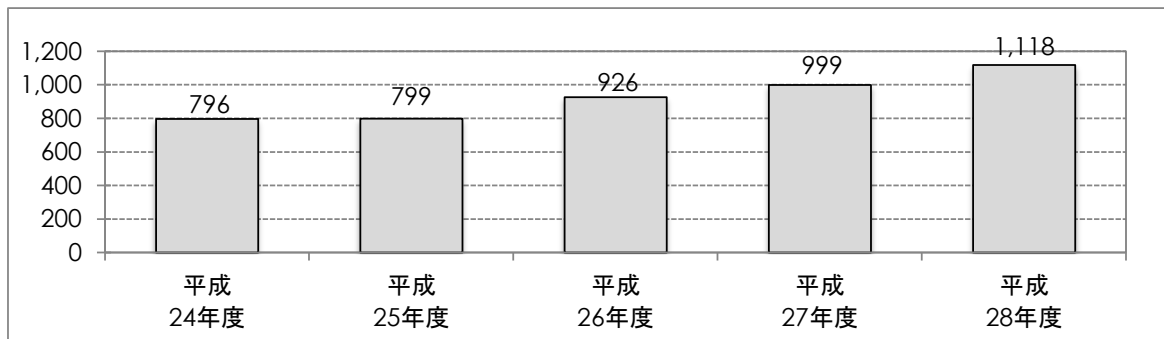
平成 28 年度の障害児通所支援受給者数は 1,118 人で、平成 24 年度からの 4 年間で、322 人 (40.5%) 増加しています。

【障害児通所支援受給者数の推移】

(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	指数
受給者数	796	799	926	999	1,118	140

- (注) 1 各年度 3 月 31 日現在  
2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 28 年度の値



#### (2) 障害児通所支援利用者数の推移

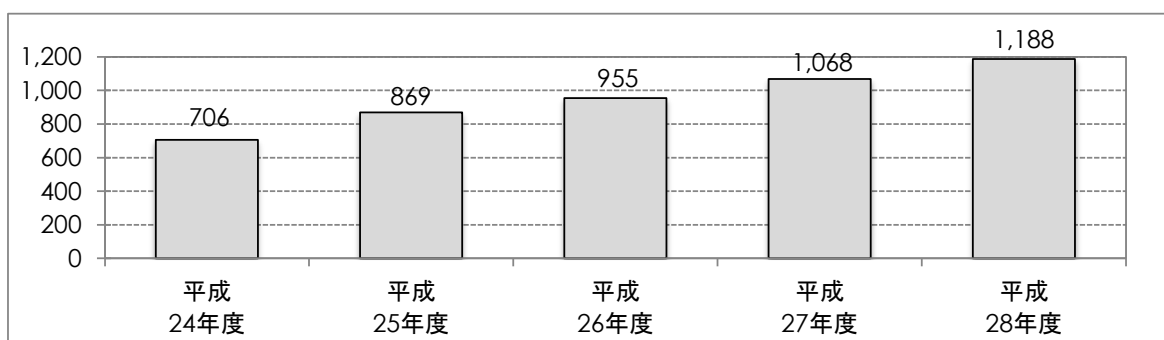
平成 28 年度の障害児通所支援利用者数は 1,188 人で、平成 24 年度からの 4 年間で、482 人 (68.3%) 増加しています。

【障害児通所支援利用者数の推移】

(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	指数
実利用者数	706	869	955	1,068	1,188	168

- (注) 1 各年度 4 月～3 月請求実績より算出  
2 指数は平成 24 年度を 100 とした場合の平成 28 年度の値



## 第2章 今後の障害者施策の基本的考え方

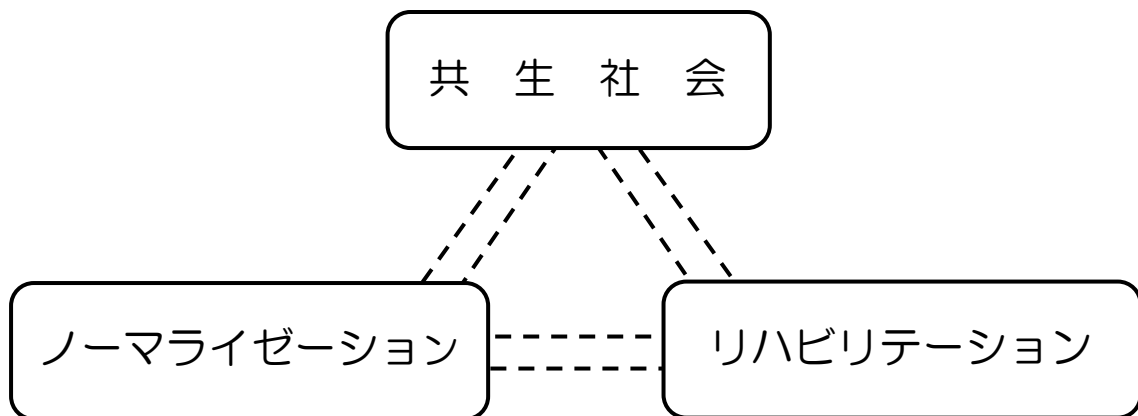


## 第2章 今後の障害者施策の基本的考え方

### 1 基本理念

本市では、平成4年3月に策定された「徳島市障害福祉行動計画」以降、「その人の障害がどのようなものであろうとも、人間の尊厳はいささかも損なわれるものではなく、その人格と生命は最大限に尊重されなければならない。また、障害者が家族と共に地域社会の中に包括され、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が“ともに生きる”社会の形成ということが、障害者福祉のあり方の基本である。」との考え方を基調とし、国、県の計画の基本的考え方の整合性を図り、「ノーマライゼーション」と、「リハビリテーション」を基本理念として障害者福祉を推進してきました。

新たな計画を策定するにあたって、こうした趣旨を継承するとともに、障害者基本法の理念を踏まえ、だれもが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指します。



#### ノーマライゼーション

障害者や高齢者等社会参加に制約がある人々も当然に包含するものが、通常社会であるとの認識をさらに浸透させ、そのままのあるがままを、お互いに認め合い、支え合いながら、すべての人が同等の権利を享受し生活できるノーマライゼーションの社会の実現を目指します。

#### リハビリテーション

障害者が、残された力を最大限に活かし、障害を補う力を身につけ、自立した生活を送れるよう、身体的機能の回復・維持のための医学的リハビリテーションにとどまらず、心理的、社会的分野など、様々な分野のリハビリテーションをさらに充実し、障害者が、基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、その人らしく生きられるよう全人間的復権を図ります。

---

## 2 計画の視点

---

基本理念に基づき、計画策定にあたり、次の3つを視点とします。

### 視点1 的確なニーズ把握と利用者主体の支援

障害の重度化、障害者の高齢化、現行の障害者施策の対象となっていない障害種別の増加など多様化する障害に対応するためには、障害の特性に応じた施策を展開する必要があります。具体的な支援の提供も、障害者の性別、年齢、障害の状態や生活の実態を踏まえた対応が求められています。

また、様々な心理的・社会的支援によって、障害者が自らの力を自覚して行動し、自分の人生の主人公となれるよう、生活や環境を構築していくことが必要です。

### 視点2 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

共生社会を実現するためには、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などを含むソフト・ハード両面にわたってバリアフリー化を推進する必要があります。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を提供することが地域社会に求められます。

### 視点3 総合的かつ効果的な施策の推進

様々な社会資源を有機的に組み合わせ、活用することにより、持続可能な制度を構築するとともに、必要な支援が、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、公的機関だけでなく、民間団体等から提供されるサービスや支援を含め、利用者を中心に総合的かつ効果的に支援が提供される仕組みを構築していくことが必要です。



---

## 3 基本課題

---

基本理念・計画の視点を踏まえて、次の3つの基本課題を設定し、障害者施策を推進します。

### 基本課題1 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、自らの生活環境を構築するために前提となる相談機能の充実や権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進める必要があります。

### 基本課題2 障害者の就労促進

福祉的就労利用の推進と障害者の雇用機会の確保と拡大による職業的自立を促進し、経済的な安定を図るとともに、創作的活動及び生産活動の機会や、社会との交流ができる場所の提供が必要です。

### 基本課題3 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の身体機能や生活方法に適した住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホームの利用推進を図ります。また、地域での見守り体制の構築、きめ細やかな防災・防犯対策の推進など、ハード・ソフト両面の対策が必要です。地域社会のすべての人が、障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組む必要があります。



## 第 3 章 障害者計画施策体系



## 第3章 障害者計画施策体系

基本課題	施策群	施策
1 障害者の福祉に関する相談機能の充実	1-1 相談機能の充実	(1) 相談支援事業の充実
	1-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待の防止
	1-3 障害福祉サービスの充実	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 生活支援の推進 (4) 適切な施設サービスの推進
	1-4 経済的負担の軽減	(1) 医療費負担の軽減 (2) 手当・年金の給付
	1-5 障害の軽減への支援	(1) 福祉用具の普及促進と利用支援
	1-6 障害児支援の推進	(1) 早期療育の充実 (2) 障害児保育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) ライフステージに応じた相談支援体制の整備
	1-7 情報提供の充実	(1) 行政情報のアクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 障害者施策・制度の周知
2 障害者の就労促進	2-1 福祉的就労の支援	(1) 福祉的就労の場の充実 (2) 福祉的就労の底上げ (3) 障害者就労施設等からの優先調達の推進
	2-2 就労への支援	(1) 一般就労の拡大 (2) 雇用・就労の支援 (3) 生業の援助
	2-3 障害者団体等の支援	(1) 障害者団体等の活動基盤に対する支援
3 障害者が暮らしやすい環境づくり	3-1 住居の確保・改善への支援	(1) 住宅の確保・改善 (2) 居住支援サービスの充実
	3-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	(1) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 (2) 歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化の推進
	3-3 安全安心の確保	(1) 防災、防犯対策の推進 (2) 見守りネットワークの充実 (3) 外出時の安全確保
	3-4 健康づくりの推進	(1) 障害の早期発見・早期療育の推進 (2) 障害の要因となる疾病等の予防 (3) 保健事業の推進
	3-5 社会参加の促進	(1) 芸術・文化・余暇活動の振興 (2) スポーツ・レクリエーションの振興 (3) 生涯学習の推進 (4) 参加手段の確保と参加機会の拡大 (5) ボランティア活動の推進
	3-6 啓発・広報の推進	(1) 啓発・広報活動の充実 (2) 福祉教育等の推進



## 第4章 障害者計画の各論





## 第4章 障害者計画の各論

### 1 障害者の福祉に関する相談機能の充実

#### 1-1 相談機能の充実

##### ◆ 現状と課題 ◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障害者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、身近な相談支援体制の整備をはじめ、様々な障害特性に応じた相談対応の基盤の拡充が必要であり、障害者の地域移行を進めるうえでも、相談支援は大変重要なものとなっています。

本市では、相談支援事業として、障害者とその家族からの相談を受けるとともに、障害福祉サービスの利用援助・情報提供及び権利擁護のために必要な援助を行っています。また、当事者団体に対し相談業務の委託をするとともに、身体障害者相談員・知的障害者相談員を地域に配置し、当事者の立場から相談支援を行うなど相談機能の充実を図っています。

しかしながら、近年、全般的に相談件数は増加傾向にあり、発達障害に関する延べ相談件数については、他の障害と比較して顕著な伸びが見受けられます。相談支援内容も多様化し、障害者の様々なニーズに対応していく必要があると同時に、高齢化に伴う障害の増加も見込まれる中、高齢者や障害者を一体となって地域で支える地域包括ケアシステムを踏まえた、相談支援体制の一層の充実を図る必要があります。

また、長期入院精神障害者等の地域移行や地域定着を促進していくためには、総合的・専門的な相談支援、相談支援従事者の人材育成を実施していくとともに、保健・医療・福祉関係者が連携を密に行い、情報共有や協議する場を設けることが必要となります。

##### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 相談支援事業の充実

##### 【施策の方向】

障害者やその家族が、身近なところで総合的な相談支援が受けられるとともに、生活実態に応じた障害福祉サービス等を提供するため、相談機能の充実を図ります。

また、障害者の地域生活や地域の相談支援体制をバックアップする徳島市障害者自立支援協議会の機能の充実を図るとともに、地域の相談支援体制の整備を進めます。

## 【主な取組内容】

### ① 一般相談事業

障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な支援の充実を図ります。

### ② 計画相談支援・障害児相談支援

障害者又は障害児の自立した生活を支え、障害者又は障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法によりきめ細かく支援するため、地域の特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所において、対象者に対しサービス等利用計画を作成します。

### ③ 地域相談支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保、地域生活へ移行するための支援を行う「地域移行支援」と地域移行後居宅において単身生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における支援を行う「地域定着支援」を関係機関と連携しながら行います。

### ④ ピアカウンセリングの実施

身体障害、知的障害、精神障害の各障害者団体の相談窓口で、当事者の立場から、障害者に対する情報提供や相談支援を実施します。

### ⑤ 身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援

身体障害者相談員・知的障害者相談員を地域に配置し、身近なところでの相談に応じたり、家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行います。

### ⑥ 障害者自立支援協議会の機能充実

一般相談事業の中立性・公平性を確保する観点から行う、一般相談支援事業者の取組評価、困難事例への対応に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議、地域の社会資源のあり方に関する意見交換等を行うこと、また、地域の実情に応じた役割を担うための専門部会の設置を図るなど、相談支援体制を充実するとともに、障害福祉計画を策定・変更する場合の意見聴取機関として機能強化を図ります。

### ⑦ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、連携による支援体制を構築します。

## ⑧ 基幹相談支援センターの設置

障害の種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的相談、相談支援従事者の人材育成、相談支援事業者への専門的助言指導、地域移行・地域定着支援の推進、権利擁護等を行う、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

## ⑨ 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談、体験の機会、緊急時の受け入れや対応など、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして、地域生活支援拠点等の整備を推進します。また、整備手法としては、複数機関が役割を分担する面的な体制整備を行います。

## ⑩ 専門的職員の養成・確保

一層専門化する障害者福祉分野の相談やサービス利用調整、権利擁護等に適切に対応できるようにするため、本市の障害者福祉に従事する職員について、保健師・社会福祉士等専門的職員の確保・配置に努めます。

また、障害者からの相談等に的確に対応できるよう、関係する本市職員の資質向上を図るため、各種の専門的な研修の受講を積極的に進めます。

## ⑪ 発達障害に関する相談支援体制の強化

発達障害者支援法では、発達障害を早期に発見し、発達支援に取り組み、切れ目のない支援が行われること、また、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図ることとされています。さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で生活することが明記されており、本市においても、近年増加傾向にある発達障害に関する相談について、支援体制及び関係機関との連携の充実を図るよう努めます。

## 1-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者権利条約では、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等が規定されています。

同条約の締結に向けて、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法、障害者総合支援法及び障害者差別解消法の制定など、国内関係法が整備され、障害者の人権尊重や権利擁護に対するさらなる取組が求められています。

こうしたことから、障害を理由とした不当な「差別の禁止」とともに、「合理的配慮」について、行政などの公共機関が率先して取り組んでいく必要があります。「差別の禁止」、「合理的配慮」についての普及啓発を推進するとともに、障害者に対する相談体制の整備に取り組むなど、「合理的配慮」に基づく施策展開を推進します。

さらに、障害者の権利を守るうえで、成年後見制度などの権利擁護の仕組みは大きな役割を果たすものであるため、制度の普及啓発とともに、制度の利用支援等の充実を図る必要があります。

また、障害者への虐待は、障害者に対する深刻な権利侵害であり、障害者の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、障害者虐待の防止に取り組むとともに、関係機関が連携し、障害者虐待に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

##### 【施策の方向】

社会における障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法に基づき、障害者に対する相談体制の整備や、国・地方公共団体・民間事業者による障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供に必要な支援を行います。

##### 【主な取組内容】

##### ① 相談・紛争防止の体制の整備

障害者に対する差別の相談や紛争を防止するために、障害者差別に関する相談に対応するとともに、さらなる関係機関との連携の整備・強化を行います。

## ② 啓発・理解促進の推進

障害者差別解消法の意義や趣旨を踏まえ、障害を理由とした不当な「差別の禁止」や「合理的配慮の必要性」など、障害や障害のある人への正しい理解と認識を広めるため、講演会や研修等の開催、本市の広報誌やホームページ、パンフレットなど様々な媒体を活用して、一層の浸透に向けた市民への周知とともに、職員の意識向上を図ります。

## (2) 権利擁護の推進

### 【施策の方向】

知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な障害者に対して、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から権利侵害の防止に向け、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

また、地域における権利擁護体制の強化に向け、関連制度の周知を図り、さらなる利用促進の充実を行うとともに、福祉サービスの利用に際しての苦情解決についても関係機関と連携を図ります。

### 【主な取組内容】

#### ① 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を補助します。

また、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法に基づいて、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合は、市長が後見等開始の審判の申立てをします。

#### ② 権利擁護等支援事業

成年後見支援センターにおいて、成年後見に関する相談業務や研修会による普及啓発および利用促進を行い、権利侵害等の予防や救済を図ります。

また、後見人等の人材・法人の確保が重要であることから、法人後見の受任にも取り組むことによって、成年後見の利用促進の充実を図ります。

#### ③ 日常生活自立支援事業

徳島県社会福祉協議会から委託を受け、徳島市社会福祉協議会では、知的障害者・精神障害者等のうち判断能力が不十分な人について、契約に基づいて、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行い、障害者等が地域において、自立した生活が送れるよう支援しています。

#### ④ 権利擁護の広報の推進

障害者の権利擁護と障害者に対する理解を促進するため、障害者虐待や成年後見制度等権利擁護にかかわる事業・制度・関係機関を積極的に広報します。

#### ⑤ 苦情解決体制の推進

福祉サービスの利用に関して、各事業所における苦情解決の仕組みの整備を推進するとともに、徳島県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会との連携を図り、福祉サービスの質の向上を図ります。

### (3) 虐待の防止

#### 【施策の方向】

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待対応窓口を設置し相談対応を行うとともに、障害者虐待を防止するため関係機関との連携体制を強化し、障害者虐待に関する広報・啓発活動を行います。

#### 【主な取組内容】

##### ① 障害者虐待防止対策支援

障害者の虐待の防止と虐待を受けた障害者へ迅速かつ適切に対応するため、障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報や相談を24時間体制で受付し対応します。また、必要と判断された場合には、障害者を一時的に障害者施設等に保護するために措置を実施します。

##### ② 関係機関との連携・体制の整備

地域における障害者虐待の防止、障害者を擁護する者に対する適切な支援を行うため、保健・福祉・警察・権利擁護等の関係機関や民間団体等との連携に向けた情報共有等を目的に徳島市障害者虐待防止ネットワーク連絡会議を設置しています。今後も連携強化に取り組み、さらに児童虐待防止ネットワーク、高齢者虐待防止ネットワークとの連携を推進します。

##### ③ 啓発・理解促進の推進

講演会や研修等の開催や本市の広報誌、ホームページやパンフレットなど様々な媒体を活用して市民や職員等への周知に努めます。

## 1-3 障害福祉サービスの充実

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者のニーズがますます多様化していく中、その多様なニーズに対応し、障害者が豊かな地域生活を送れるようにするためには、利用者が自ら選択し、適切に利用できるサービスの量的・質的な充実や生活支援体制の整備など、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

特に障害の重度化・重複化や障害者・介護者の高齢化等に対応するためには、重度障害者や医療的ケアが必要な障害者等が利用できる在宅サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業等）の充実を図る必要があります。

また、障害特性やライフステージに応じたケアの体制として、障害者支援施設は大きな役割を果たしており、障害者の多様なニーズに応じた施設サービスの充実が求められています。適切なサービスの提供を見極めながら、施設においては生活の質を重視した処遇の充実に努めるとともに、各種在宅サービスを提供する拠点確保の観点から、在宅の障害者やその家族の生活を支援する機能を充実する必要があります。

難病患者等に関する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮した円滑な対応が行えるよう体制を整備し、医療的ケアを要する障害児もまた、適切な支援を受けられるよう保健・医療・福祉等の連携促進が重要とされています。

地域の実情に応じた、障害福祉サービスを補完するサービスの提供も必要です。共生社会の実現に向けて、障害者が、住みなれた地域で生活を続けていくためには、個々の障害者のニーズに応じたサービスを整備し、確保することも必要です。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 訪問系サービスの充実

##### 【施策の方向】

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な訪問系サービスに係る給付を行います。

##### 【主な取組内容】

##### ① 訪問系サービスの充実

障害者が自らの能力を活かし、在宅で自立した生活を送れることを目指して、訪問系サービスが十分提供されるようサービスの充実を推進するとともに、サービスの質の向上を促進します。

<訪問系サービスの内容>

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

## (2) 日中活動系サービスの充実

### 【施策の方向】

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービスに係る給付を行います。

### 【主な取組内容】

#### ① 日中活動系サービスの充実

障害者が地域と交流し、自立した生活を送ることを促進するため、日中活動の機会の充実を図ります。

<日中活動系サービスの内容>

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所

## (3) 生活支援の推進

### 【施策の方向】

主な介護を担うことが多い家族の高齢化が進むなど障害者を取り巻く生活の環境が変化している中で、障害者が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、緊急時・災害時の対応を含め、日常生活の維持・向上に必要な支援・介護者の生活の質の向上に必要な支援を行います。

### 【主な取組内容】

#### ① 日中一時支援事業の充実

知的障害者や障害児で、日中、介護する人がいないため、一時的に見守りが必要な場合に、施設などで活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

#### ② 心身障害者等短期入所の充実

家族が疾病等の理由で急きょ、心身障害者等を介護することが困難になった家庭を対象に、心身障害者等が一時的に障害者支援施設等に入所することで、在宅での生活を支援します。

#### ③ 更生訓練費の給付

就労移行支援事業、自立訓練事業の利用者を対象に、職能訓練等を受けるために必要な文房具、参考図書等を購入する費用又は通所に要する費用を給付し、社会参加の促進を図ります。

#### ④ 緊急通報装置の貸与

緊急時における迅速かつ適切な対応をとるために、緊急通報装置を貸与し、障害者の不安を解消し、生活の安全安心を確保します。

#### ⑤ 身体障害者福祉電話の貸与

緊急連絡の手段を確保するため、福祉電話を貸与するとともに、利用者の安否確認や各種相談を行います。



#### **(4) 適切な施設サービスの推進**

##### **【施策の方向】**

これまでの24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへの移行を目指すという観点から施設サービスを位置づけ、適切な施設サービスを提供します。

また、やむを得ない事由があり、他に障害者本人の援助などを行うことができない場合には措置を実施し、障害者の生活と安全の確保を図ります。

##### **【主な取組内容】**

###### **① 施設入所支援**

施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排泄、食事などの介護や、生活などに関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

###### **② 障害者支援施設措置**

重度の障害者で自分ではサービスの申請ができず、介護する人もいない場合など、やむを得ない事由により介護給付費・訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認められる場合は、措置を実施します。

## 1-4 経済的負担の軽減

### ◆ 現状と課題 ◆

障害の重複化及び障害者本人やその介護者の高齢化、医学的管理を必要とする人の増加、さらに、原因がいまだ不明で治療方法が確立されていない難病や、治療が長期にわたる小児慢性特定疾病など、障害者やその家族の医療・介護等に係る経済的負担は大きなものがあります。そのため、障害者が地域社会で自立した生活を営むためには、経済的負担の軽減が必要となります。

こうしたことから、医療費の助成による負担軽減や特別児童扶養手当をはじめとした各種手当の支給を行うことにより、所得保障の充実を図るなど、経済的な支援をする必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 医療費負担の軽減

##### 【施策の方向】

障害者の障害の除去や軽減を図る自立支援医療（更生医療・育成医療）や、重度の障害者を対象とした重度心身障害者医療費助成制度などにより、医療費支出の経済的負担の軽減を図ります。また、自立支援医療（精神通院医療）により、精神障害者の通院医療費の経済的負担の軽減を図ります。

##### 【主な取組内容】

##### ① 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

##### ② 自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上の身体障害者手帳所持者を対象として、障害の除去・軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力又は職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

##### ③ 自立支援医療（育成医療）の給付

障害児（将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含みます。）を対象として、その身体障害の除去、軽減、機能の回復等を行うことにより、日常生活能力、社会生活能力・職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

##### ④ 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費で負担します。

## ⑤ 子ども医療費の助成

子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。

## ⑥ 未熟児養育医療の給付

心身機能が未熟で疾病にかかりやすい未熟児に対して、指定療養医療機関において、必要な医療の給付を行います。

## (2) 手当・年金の給付

### 【施策の方向】

特別児童扶養手当等の各種手当制度や障害基礎年金等の年金制度により、障害者の生活基盤の基本となる所得の保障に努めます。

### 【主な取組内容】

#### ① 特別児童扶養手当の給付

常に介護を必要とする程度である20歳未満の障害児を家庭で養育している父母または父母に代わってその児童を養育している人に対して手当の給付を行います。

#### ② 障害児福祉手当・特別障害者手当の給付

在宅重度障害者で日常生活において常時介護を必要とする障害者に対して手当の給付を行います。

#### ③ 障害基礎年金の給付

国民年金加入中の傷病で障害が残ったとき、20歳前の傷病により障害が残ったときに支給要件に該当した場合に年金の給付を行います。

## 1-5 障害の軽減への支援

### ◆ 現状と課題 ◆

障害がある人にとって日常生活を送るうえで、身体の機能を補完、日常生活上の困難を改善することができる補装具や日常生活用具を利用することは、障害の軽減を図ったり、その残存能力を十分活用することにつながるため、障害者自身の社会参加や自立のため欠かせないものとなっており、福祉用具の果たす役割が重要となっています。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 福祉用具の普及促進と利用支援

##### 【施策の方向】

補装具・日常生活用具の給付制度について周知の徹底を進め、障害を原因とする生活のしづらさを軽減し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

##### 【主な取組内容】

##### ① 身体障害者等への補装具の給付

身体障害者又は難病患者に、失われた身体機能を補完・代替するための用具である補装具の購入又は修理に要する費用の一部を支援するとともに、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児等に対し、借受けによることが適当である場合に補装具の一部を貸与し、身体障害者の職業その他日常生活の質の向上を図ります。

##### ② 障害者等への日常生活用具の給付

重度の障害者又は難病患者に、自立生活を支援するための日常生活用具を給付し、日常生活の質の向上を図ります。

##### ③ 小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児に、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の質の向上を図ります。

##### ④ 軽度・中等度難聴児補聴器の給付

身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器の購入に要する費用を一部支援し、難聴児の日常生活の質の向上を図ります。

## 1-6 障害児支援の推進

### ◆ 現状と課題 ◆

障害児支援は、家庭に生活の基盤を置きながら療育する環境を整えていくことが重要であるという考えに立ち、その成長段階に応じて、障害児及びその家族のニーズを的確に把握し、対応していくことが重要です。

そのためには、早期発見を担う母子保健活動等との連携はもちろん、療育相談、療育支援や教育相談機能の充実により、障害児を持つ家庭の子育てに対する不安や悩みを軽減し、障害の受容や障害に対するサポート等相談体制を充実していくとともに、医療的ケアが必要な障害児の支援を含め、早期に療育する体制を充実する必要があります。

特に、乳幼児期の障害については、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくことが必要です。

また、障害児の教育は、障害児の成長段階に応じ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育を展開する必要があります。

そのためには、障害児及びその保護者に対する相談支援体制を充実させるとともに、障害児の能力・適正や障害の程度に応じた教育が、効果的に実施できるよう、施設及び設備を適切に整備する必要があります。

国において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育推進の取組が進められており、こうした動向を踏まえ、特別支援教育の取組をさらに展開し、合理的配慮の提供や基礎的環境整備の充実についての推進が求められています。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 早期療育の充実

##### 【施策の方向】

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における早期療育の充実を図ります。

##### 【主な取組内容】

##### ① 障害児通所支援の充実

障害児が、身近な地域で支援が受けられるとともに、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等の障害児通所支援の提供について、障害児相談支援事業者等関係機関と連携し、早期支援の体制を整備するとともに、個々の障害児に応じた支援を充実します。

## ② 医療的ケア児支援のための体制の整備

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための協議の場を設置します。また、総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供を行います。

## ③ 発達障害児支援体制の整備

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うため、保健、福祉、教育、医療及び労働などの各関係部門・機関が緊密に連携し、個々の発達障害の状況に応じたきめ細かな支援体制の整備を行います。

## (2) 障害児保育の充実

### 【施策の方向】

障害児それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばせるよう、保育体制の充実と保育士等の研修による資質の向上等を促進し、障害児保育の充実を図ります。

### 【主な取組内容】

#### ① 保育環境の充実

集団保育が可能で日々通所できる障害児の受け入れを促進できるよう、必要な保育環境の充実に努めます。

#### ② 保育体制の充実

保育所への障害児の受け入れ体制の充実を図るため、保育士の障害児保育の技術向上等を目的とした特別支援教育巡回相談員による障害児保育巡回指導や研修会の開催の充実に努め、保育士の資質の向上に努めます。

#### ③ 学童保育の充実

学童保育クラブへの障害児の受け入れを円滑に行うため、施設の改善や指導員の増員を支援します。

## (3) 特別支援教育の充実

### 【施策の方向】

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が自立と社会参加による充実した人生を送れるよう、就学の奨励や、特別支援学級等必要に応じた多様な学びの場の確保、教職員等の研修による指導力の向上を図り、それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。

## 【主な取組内容】

### ① 就学支援体制の充実

幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な学びの場や必要な支援についての調査や相談を行います。また、特別支援学級への就学を奨励するため、就学に必要な経費を支給することにより保護者の経済的負担を軽減します。

### ② 施設、設備の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の学習活動や学校（園）生活を支援するため、施設、設備の改善等教育環境の充実に努めます。

### ③ 教職員研修の充実

幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための教育を行うために、すべての教職員を対象に、「インクルーシブ教育システム」「合理的配慮の理解と提供」等について専門的知識のある講師を招いた研修会を開催し、指導力の向上を図ります。

### ④ 一貫した教育的支援の充実

特別な支援を必要とする子ども及び保護者に対して、幼児期から学校卒業まで一貫した教育的支援を行うため、特別支援連携協議会において教育・医療・関係機関等及び保護者との連携を図り支援体制の整備などを検討するとともに、引き継ぎシートや個別の教育支援計画を活用し、幼児・児童生徒一人一人の特性に応じた教育に取り組みます。

### ⑤ 就学指導・教育相談の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、一人一人の特性や教育的ニーズに合った適切な相談・支援活動が行えるよう、発達障害支援相談員や特別支援教育指導主事の派遣、特別支援教育相談チーム相談員による訪問相談の実施などにより、就学指導・教育相談活動の充実に努めます。

### ⑥ 交流及び共同学習の推進

共生社会の形成に向けて、幼児・児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、特別支援学級と幼・小・中・市立高等学校、特別支援学級と通常の学級、障害者と幼児・児童生徒との間で行われる交流及び共同学習を計画的・組織的に進めていきます。

### ⑦ 特別支援教育における支援員などの派遣

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うために、学校支援助教員、学習支援ボランティア、学校支援ボランティア及び学校要約筆記奉仕員の派遣に努めます。

#### **(4) ライフステージに応じた相談支援体制の整備**

##### **【施策の方向】**

発達障害を含む障害のある幼児・児童生徒に対する成人期までの相談支援・発達支援・就労支援などの体制について、関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

##### **【主な取組内容】**

##### **① 教育・保育・保健・福祉の連携によるライフステージに応じた支援体制の整備**

障害児にかかわる教育・保育・保健など複雑に分かれた行政分野の中で、障害児やその保護者が不安を抱えたまま孤立せず、将来に対して見通しをもって支援を受けることができるよう、教育・保育・保健・福祉それぞれの分野が相互に連携しながら一人一人の障害児の乳児期から就労までのライフステージに応じた相談支援体制を整備します。

また、医療的ケアが必要な障害児が増加していることから、医療的ケアが必要な児童が心身の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉その他の関連分野との連絡調整のための体制整備を行うとともに、医療的ケアに対応できる福祉サービスの確保にも取り組みます。



## 1-7 情報提供の充実

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者福祉に関する法制度は常に変化しており、福祉サービスや障害者にかかわる各種制度の利用方法や手続きが複雑になる中で、障害者とその家族等が安心して必要な支援・サービスを利用できるよう、効果的な情報提供体制を整備・改善していく必要があります。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付や障害福祉サービス、手当・年金制度、税法上の優遇制度等の障害者施策や制度について積極的な広報活動を展開し、周知徹底に努めるとともに、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、各種パンフレット・ホームページ等における読み上げ機能やふりがな機能など障害者に配慮した情報の提供も重要となります。

情報が届かないために必要な支援・サービス等を利用できないということがないよう、障害種別や特性に配慮した多様な情報提供の手段を確保するとともに、外出が難しい方や施設入所者、長期入院患者など情報が届きにくい方に情報を届ける取り組みが必要です。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 行政情報のアクセシビリティの向上

##### 【施策の方向】

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障害者の社会参加を促進するためにも、必要な情報を障害の特性に応じた適切な方法で伝えることが大切です。

障害者が円滑に情報を取得・利用し、その意思を表示し、意思疎通を図ることができるようにするため、情報の利用におけるバリアフリー化を推進します。

##### 【主な取組内容】

##### ① 様々な媒体の活用

どのような環境に暮らす人・障害特性のある人にも情報が行き届くよう、本市ホームページ、新聞、広報紙、声の広報、パンフレット等様々な媒体により周知に努めます。

##### ② 障害に応じた情報提供の充実

障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、福祉サービスの内容・利用方法や相談機関などを冊子にとりまとめ、障害の特性に応じた方法で情報を提供します。障害福祉課窓口においては、手話通訳者を配置し、活字読み上げ装置、拡大読書器も設置しています。

また、視覚障害者に対する「声の広報」・「声のとくしま市議会だより」及びテレビ広報「マイシティとくしま」における聴覚障害者に対する手話挿入により、市政に対する理解を深めてもらうとともに、市民参加意欲の啓発を図ります。

加えて、本市ホームページについては、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者が快適に利用できるように、音声読み上げ機能や文字の表記サイズの拡大機能、文字や画像の色の変更などができる機能などの充実を図っていますが、さらにアクセシビリティ・ユーザビリティの向上に努めます。

さらに、在宅の視覚障害者には、点字版の家庭ごみ収集日程表の配布を今後も続けるなど必要な情報の提供に努めます。

## **(2) 意思疎通支援の充実**

### **【施策の方向】**

障害者が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

### **【主な取組内容】**

#### **① 意思疎通支援体制の充実**

障害者の意思疎通支援のひとつとして、手話通訳者・要約筆記者等の派遣事業を推進します。

また、障害福祉課窓口にて、手話通訳のできる職員を配置するとともに、視覚・聴覚障害者の情報支援機器を整備するなど、意思疎通支援体制の充実に努めます。

## **(3) 障害者施策・制度の周知**

### **【施策の方向】**

障害者の生活の安定を確保するため、様々な障害者施策・諸手当制度・各種年金の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

### **【主な取組内容】**

#### **① 手帳の交付、各種手当制度、年金制度等の周知**

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付や障害福祉サービス、心身障害者扶養共済、手当・年金制度等の障害施策や制度について広報・周知を行います。

#### **② 税法上の優遇制度、交通料金の割引制度等の周知**

障害者等を対象に、各種税法上の優遇制度、交通料金の割引制度、障害者控除対象者認定書の交付制度等の内容に関する広報・周知を行います。

## 基本課題1 【目標指標】

指標名	平成 28 年度 実績	平成 35 年度 目標
相談支援事業延べ利用者（人）	29,364	38,000
成年後見制度利用支援事業利用者（人）	7	12
障害福祉サービス利用者（人）	3,939	4,690
日常生活用具利用者（人） （排泄管理支援用具・住宅改修除く）	171	196
障害児通所支援事業利用者（人）	1,188	1,610
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 利用延べ時間（時間）	650	710

---

## 2 障害者の就労促進

---

### 2-1 福祉的就労の支援

#### ◆ 現状と課題 ◆

障害者が社会的に自立し、生きがいをもって人生を送るためには、就労も大きな選択肢のひとつとなります。しかしながら、障害の重度化・重複化傾向などに伴い、就労の場の確保は緊急かつ重要な課題となっています。

こうしたことから、雇用されることが難しい障害者が、就労の機会が得られ、作業や必要な訓練が受けられる就労継続支援事業や地域活動支援センター等の役割は重要となっており、今後も、その需要に応じた事業所の整備等を促進していく必要があります。

さらに、障害者優先調達推進法に基づき、本市が率先して、障害者就労施設等からの物品等の調達を拡充していく必要があります。

#### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 福祉的就労の場の充実

##### 【施策の方向】

一般就労の困難な障害者の就労・訓練の場である地域活動支援センターや障害者地域共同作業所への支援を行い、福祉的就労の場の充実を図ります。

##### 【主な取組内容】

##### ① 地域活動支援センターへの支援

障害者を対象に、創作的活動、生産活動の機会や、社会との交流ができる場所を提供し、その活動を通じて地域生活支援を行うための施設である地域活動支援センターの運営主体に、引き続き支援を行います。

##### ② 障害者地域共同作業所への支援

障害者を対象に、作業訓練の場や働く場を提供し、その活動を通じて地域生活支援を行うための施設である障害者地域共同作業所の運営主体に、引き続き支援を行います。

#### (2) 福祉的就労の底上げ

##### 【施策の方向】

生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援の充実を図ります。

## 【主な取組内容】

### ① 障害福祉サービスにおける就労継続支援

一般企業での就労が困難な障害者を対象に、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援を行います。

また、地域活動支援センターや障害者地域共同作業所等からの移行先として支援を行います。

## (3) 障害者就労施設等からの優先調達の推進

### 【施策の方向】

障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設等からの調達推進に取り組み、福祉的就労の工賃向上に努めます。

### 【主な取組内容】

#### ① 物品等の優先調達の推進

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進により、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、調達方針の策定、調達方針に即した調達の実施、調達実績の概要の公表などに取り組みます。

#### ② 受注機会の増大を図る支援措置の実施

障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るために、供給可能な物品等を本市ホームページから情報発信を行うとともに、各種イベント等の販売スペース等の確保に努めます。

## 2-2 就労への支援

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者の社会参加や経済的自立において、就労は重要な役割を担っています。障害者総合支援法においても、障害者への就労支援は大きな柱として位置づけられています。また、障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

しかしながら、障害者の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。そうした中、就労の促進を図るためには、障害特性を踏まえた雇用の体制を整備することが求められています。また、福祉・教育・労働関係機関等との連携体制を整備し、法定雇用率など、雇用促進に向けて企業等へ積極的な啓発を行なうとともに、企業等における障害理解の促進や支援の充実を通じて、雇用の場の拡大を推進していく必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 一般就労の拡大

##### 【施策の方向】

徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等との連携を図りながら、企業等の障害者の就労に対する理解を深め、障害者の能力と適性に応じた就労の場を確保します。

##### 【主な取組内容】

##### ① 関係機関との連携による就労支援

就労を希望する障害者やその家族から相談があった場合には、徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等の機関を紹介します。これらの関係機関と情報を共有し、共通認識をもって連携を図り、円滑な就職に向け支援を行います。

##### ② 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づいて、民間企業、地方公共団体において、障害者の雇用の促進に対し、理解・協力を求めています。

また、企業の経営者や従業員を対象として、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を中心とした、障害者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障害の特性に応じた多様な就労の場の確保、雇用機会の拡大を図ります。

#### (2) 雇用・就労の支援

##### 【施策の方向】

障害者の一般就労に必要な技術の習得や能力の向上を図り就労への支援を行うとともに、障害者の雇用促進や雇用の場の確保に努めます。

## 【主な取組内容】

### ① 障害福祉サービスにおける就労移行支援

一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間を定め、生産活動、職場体験などの機会を提供するとともに、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。

### ② 障害福祉サービスにおける就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

## (3) 生業の援助

### 【施策の方向】

障害者が生業を営む場合において、必要な資金の貸し付け等の援助を行い、障害者の就労の支援を行います。

## 【主な取組内容】

### ① 生活福祉資金の貸付

身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯等に対し、技能習得に必要な経費や通勤の際に必要な自動車購入費などの生活福祉資金貸付制度の申し込み手続きに関する業務を行っています。徳島県社会福祉協議会が実施主体として、徳島市社会福祉協議会が窓口となっています。

## 2-3 障害者団体等への支援

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者やその家族が自立性や積極性を持ち、自ら地域へ働きかけていく主体的な活動に取り組んでいく必要があります。

こうした中、当事者としての障害者団体等は、障害者の社会参加を積極的に支援し、併せて障害者の生活課題をよく知る団体として、関係機関に対し提言・要望を実施するなど、共生社会の実現に向けて、地域での大きな役割を果たしています。

また、団体自らが事業主体となり、障害者に対し、就労の場を提供するとともに、障害者やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベント等を開催するなど、障害者の心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

そのため、障害者団体等への支援を行うとともに、その自主的・主体的な活動を積極的に促進していく必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 障害者団体等の活動基盤に対する支援

##### 【施策の方向】

障害者の社会参加や就労を促進するため、障害者自らの主体性を尊重しつつ、自立と社会参加の役割を担う障害者団体の活動が活発に行われるよう、各種団体への支援と団体相互の交流活動を支援します。また、障害者団体への業務委託等を推進します。

##### 【主な取組内容】

##### ① 障害者団体の支援

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者団体・家族会等の連携を密にし、様々な事業展開の支援に努めます。

##### ② 障害者団体への業務委託等

障害者の雇用・就労を支援するため、障害者団体に対し、本市の施設の清掃業務、駐輪場整理を委託するとともに、本市の施設を貸与し、売店運営等を行うことで、障害者団体への支援を行います。

##### ③ 自主グループ等の活動支援

障害者が地域での活動やまちづくり活動など、様々な活動に参加できるよう積極的に支援します。



## 基本課題2【目標指標】

指標名	平成 28 年度 実績	平成 35 年度 目標
地域活動支援センターの利用者（人）	268	340
就労移行支援事業利用者（人）	78	150

---

## 3 障害者が暮らしやすい環境づくり

---

### 3-1 住居の確保・改善への支援

#### ◆ 現状と課題 ◆

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、日常生活の拠点である住宅の確保や生活環境の整備を促進することが重要です。

そのため、住宅改修や住宅改造への助成促進を積極的に図り、住宅の整備に関する経済的負担の軽減を行うとともに、障害者向け公営住宅の確保をするなど、障害者にとって住みやすい住環境を整備する必要があります。

また、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者の地域での自立生活を支援するとともに、施設等から地域生活への移行における住まいの場として、グループホームや福祉ホームの充実を図る必要があります。

#### ◆ 施策展開 ◆

##### (1) 住居の確保・改善

###### 【施策の方向】

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進します。

###### 【主な取組内容】

###### ① 住宅改修・住宅改造の推進

在宅の身体障害者等に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など既存住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成し、障害者が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進します。

###### ② 市営住宅への優先入居

住宅に困窮している障害者世帯に、市営住宅の空き住宅のうち、一部を優先入居枠として設定し、住まいの確保を図ります。

###### ③ 住宅リフォーム支援

住宅・住環境の向上と良好な住宅の長寿命化の促進を図るために、自己の居住する住宅の修繕、補修、模様替え等の工事、住宅の耐久性を高める工事、バリアフリー化工事、トイレの改善工事等の住宅リフォーム工事を実施する場合にその経費の一部を支援します。

###### ④ 生活福祉資金（住宅資金）の貸付

身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯等に、住宅の増改築、補修等に際し、生活福祉資金貸付制度の申し込み手続きに関する業務を行っています。実施主体は徳島県社会福祉協議会で、徳島市社会福祉協議会が窓口となっています。

## **(2) 居住支援サービスの充実**

### **【施策の方向】**

施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、グループホーム・福祉ホーム等への利用を推進します。

### **【主な取組内容】**

#### **① グループホーム・福祉ホーム等の利用促進**

施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、単身生活以外の選択肢として、グループホーム・福祉ホーム等への利用を推進します。

## 3-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、社会活動に積極的に参加するためには、建物、道路、交通機関における物理的な障害を除去するなど障害者に配慮したまちづくりを推進することが重要です。こうしたことから、障害者の社会進出等への対応に向けて社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」に広げるために制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）等に基づき、障害者を含む様々な人の活動に配慮するユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

また、障害者の自立と社会活動への参加を促進するためには、歩行空間や公共交通機関の車両、駅舎、停留所、標識等も障害者に配慮した整備を促すとともに、歩行空間等のバリアフリー化を推進する必要があります。

これを踏まえて、引き続きすべての人にバリアフリー化の必要性と重要性が認識されるよう、教育活動や啓発活動を充実していくとともに、今後も継続して、車いす専用住宅の整備等障害者や高齢者に対応した市営住宅の整備や公共施設や歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化に取り組み、障害者の円滑な利用に配慮した施設・居住環境の整備を推進していく必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

##### 【施策の方向】

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために、住宅・建築物のバリアフリー化を推進します。

##### 【主な取組内容】

##### ① 市営住宅の整備

市営住宅を新たに整備する場合や改修する場合には、障害者、高齢者等の利用に配慮した車いす専用住宅の整備や段差解消等のバリアフリー対応を推進し、だれもが安心して快適に暮らせる市営住宅の整備に計画的に取り組みます。

##### ② 公共施設の整備

既存の本市の公共施設については、だれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を推進します。また、新築・大規模改修等を行う場合には、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

##### ③ 建築物等の整備

一定規模以上の特定生活関連施設（社会福祉施設・医療施設・娯楽施設・宿泊施設等）の建築等の際、ユニバーサルデザインの整備基準に適合している事業者に対して、適合証を交付するなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

## **(2) 歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化の推進**

### **【施策の方向】**

障害者や高齢者の移動の連続性、円滑性を高めるため、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

### **【主な取組内容】**

#### **① 道路のバリアフリー化事業**

これまで重点的にバリアフリー化を実施した箇所に接続する道路を中心として、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備などに取り組み、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

### 3-3 安全安心の確保

#### ◆ 現状と課題 ◆

東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備えた防災対策の充実が求められています。障害者は災害弱者になりやすいことから、障害者の視点からの防災体制の充実を図ることが重要です。

そのためには、大規模災害時の避難訓練や、障害者に配慮した避難所の運営、福祉避難所の拡充及び災害時避難行動要支援者名簿の活用など、さらなる検討を図るとともに、障害者も含めた地域での防災訓練など、地域における取組を充実する必要があります。

さらに、災害等の緊急時においても、障害者は通報や避難等に困難を抱えるケースが多いことから、緊急時対応の充実を図っていくことが必要です。

また、近年、家族のサポートが受けられない一人暮らしの障害者等世帯が急増しており、孤立死などが大きな社会問題になっていることから、行政のみならず地域社会全体で支援する日常的な見守りのネットワークの構築が必要となっています。

加えて、最近、障害者や高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などが多発しており、消費生活センター等との連携において、障害者の消費者被害の防止や相談対応の充実等が求められています。

一方、障害者の外出時においては、交通事故等に巻き込まれてしまうケースも多いため、地域ぐるみでの交通安全対策を促すとともに、交通安全意識の周知や啓発を積極的に行う必要があります。

#### ◆ 施策展開 ◆

##### (1) 防災、防犯対策の推進

###### 【施策の方向】

障害者を災害と犯罪から守るため、防災・防犯体制の整備、充実を推進し、障害者の地域生活の安全安心の確保を図ります。

###### 【主な取組内容】

###### ① 避難行動要支援者支援事業

徳島市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、災害時に要支援者の避難行動支援を迅速かつ適切に実施するため、要支援者の一人一人の避難方法や避難支援者を定める個別計画の策定を進めます。

###### ② 災害ボランティアコーディネーター養成事業

大規模な災害発生時に、効果的な救援活動を行うためのボランティアコーディネーターを現場に配置できるように徳島市社会福祉協議会と連携を図り、災害時ボランティアコーディネーターの育成と確保に努めます。

### ③ 福祉避難所の体制整備

災害時に、一般の避難所では要支援者に対する配慮を行うことが難しい場合が考えられることから、施設設備や物資、機材、人材等に関して、障害者等が安心して避難ができる福祉避難所の体制を整備します。

### ④ 災害時要配慮者防火対策事業

障害者、障害者福祉施設及び関係団体に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。

### ⑤ ファックス緊急通報・NET119緊急通報システム等の普及

聴覚障害者や発話障害者等からの緊急通報手段として、24時間対応可能な「ファックス緊急通報」の運用について周知を図ります。また、外出先等からスマートフォンのGPS機能を利用することで、簡単な操作で災害の発生を位置情報とともに文字により通報できる「NET119緊急通報システム」についても啓発を進めます。

また、「ファックス110番」、「メール110番」の周知を図ります。

### ⑥ 防災ラジオの配布

南海トラフ巨大地震及び台風、洪水などの大規模自然災害等に備え、同報無線設備からの緊急速報を自動で受信できる緊急告知機能付ラジオ（徳島市防災ラジオ）を一般世帯や事業所等の希望する人へ有償で配布しています。

### ⑦ 災害時障害者支援事業

災害時に、聴覚障害者や視覚障害者が、避難補助や支援を受けやすくするとともに、正確な情報伝達を行えるようにするために、障害者本人及び避難所ボランティア（手話通訳者・要約筆記者等）が着用するビブスを作成し、配布します。また、防災訓練等にビブスを活用することにより、障害者が災害時に適切な支援を受けることができる体制づくりを図ります。

### ⑧ 家具転倒防止対策の推進

高齢者及び障害者世帯に対し、地域と協働して、家具等転倒防止器具を取り付け、家具等を固定することにより、地震に伴う家具等の転倒による被害を防止又は軽減します。

## (2) 見守りネットワークの充実

### 【施策の方向】

障害者が住み慣れた地域において安心した暮らしを続けられるための体制を整備します。

## 【主な取組内容】

### ① 障害者見守りネットワークの充実

障害者が住み慣れた地域において安心した暮らしを続けられるために、本市と民生委員、協力事業所等が連携して、地域全体で見守りや訪問等を行い、日常的に安否を確認するとともに、異常等を発見したときには迅速に対応できる体制を整備した、とくしま見守りねっと（徳島市高齢者・障害者等見守りネットワーク）を充実します。

### ② 消費者被害の防止

高齢者・障害者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図り、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、市、消費生活センター及び地域の関係者等が連携した徳島市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置します。

## （3）外出時の安全確保

### 【施策の方向】

障害者が安全かつ安心して社会参加できるように、障害者に対して、交通安全意識の啓発を行うとともに、市民に対する地域のバリアフリー思想の普及を図ります。

## 【主な取組内容】

### ① ヘルプカードの配布

支援や配慮が必要であるのに、コミュニケーション等に障害があり、意思を伝えられない人が災害時や日常生活の中で困った時に提示し、必要な支援や配慮が得られやすくするためにヘルプカードの配布に努めるとともに、障害者や障害特性の理解の促進を図ります。

### ② 交通安全教室の充実

特別支援学校・障害者福祉施設等への交通安全教室を積極的に開催し、交通安全意識の啓発や交通マナーの向上など、交通安全に対する指導・啓発の充実を図ります。

### ③ 放置自転車対策の推進

徳島駅前周辺を自転車放置禁止区域に指定し、駅前地下自転車駐車場利用の促進、中学生・高校生等への啓発・周知を徹底し、防災活動や障害者などの通行機能の円滑化を図ります。

### ④ 「心のバリアフリー」の普及

路上駐車や自転車の放置、歩道への商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為や危険な行為をやめるなど、障害者等に配慮する「心のバリアフリー」の市民への普及を図ります。



## 3-4 健康づくりの推進

### ◆ 現状と課題 ◆

少子高齢化が急速に進む現状において、障害の原因の一つとなる生活習慣病をはじめとする疾病等の早期発見・早期治療及び重症化予防に取り組むことは、心身ともに健康で安心して暮らしていくうえで大変重要なこととなります。

育児に対する不安の解消や乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、障害の実態と原因の把握や早期発見・早期治療につなげることを目的として、各種健康診査等を実施します。また、近年増加傾向にある自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害が疑われる児童についても、早期発見し早期療育に結びつけるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要になります。

また、重症化すると障害につながりやすい糖尿病や循環器疾患（脳血管疾患や心筋梗塞等）などの生活習慣病については、早期に発見し重症化を予防することが重要となります。日常の生活習慣の改善を促進するとともに、介護予防事業との連携により生活機能低下の早期把握に努める必要があります。

さらに、現代社会ならではの環境的な要因や、病気に対する認知度の高まりにより精神疾患が増加しているため、精神障害の普及等により市民の心の健康づくりを進めていくとともに、思春期、高齢期等のライフステージに応じた精神保健対策を推進していく必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 障害の早期発見・早期療育の推進

##### 【施策の方向】

胎児、乳幼児期における障害の要因となる疾病等の予防、障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、母子保健法・発達障害者支援法などに基づいて、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期療育を推進します。

##### 【主な取組内容】

##### ① 乳児健康診査事業

乳児の健康保持・増進や保護者の育児不安の軽減を図るため、乳児健康診査を実施し、心身の異常の早期発見・早期援助の充実に努めます。

##### ② 1歳6か月児及び3歳児健康診査事業

心身の発育・発達のチェックに適した時期である1歳6か月頃に、健康診査を実施することで、心身の障害を早期に発見し、早期支援や関係機関との連携によって、良い生活習慣の形成や虐待の予防に努めます。

また、運動機能・感覚機能・精神機能・言語発達等人間の形成に重要な時期である3歳頃にも、健康診査を実施し、言語・視聴覚・歯・運動などの身体面に限らず、情緒・習癖等の精神心理面の総合健診を行い、障害の早期発見・早期援助を行います。

### ③ 心理発達相談

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、心理発達面において問題があると疑われる幼児に対して、心理相談員による発達相談を行い、保護者に対し、育児や今後の対策等について助言するとともに、あらゆる機会をとらえて幼児の発育・発達について周知し、心理発達相談の充実に努めます。

### ④ 保育所育児相談事業

0歳から就学前の子どもを対象として、発達、発育、生活習慣などの育児相談を、保育所において、保育士と保健師が、関係機関との連携による早期支援を行います。また、子育て不安のある保護者や地域で孤立状態にある保護者に対する育児支援を行います。

## (2) 障害の要因となる疾病等の予防

### 【施策の方向】

障害の要因となる疾病等の予防を図るため、母子保健の充実に努めるとともに、母子保健法・健康増進法等を踏まえ、妊娠中から高齢期に至るまでの各種保健事業の推進を図ります。

事業の実施にあたっては、障害の特性に配慮した実施に努めます。

### 【主な取組内容】

#### ① 重症化予防事業

特定健康診査の結果、糖尿病・脂質異常・慢性腎臓病等のハイリスク者を対象に、重症化予防教室の開催や個別健康相談を実施し、透析導入等の重症化を予防します。

#### ② 予防接種の促進

接種率の向上を目指し、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査、訪問・相談の機会を設け、未接種者への接種勧奨を行います。

また、麻しん、風しんワクチンについては、保育所・学校・教育委員会との連携を図りながら広報に努めていくとともに、未接種者への接種勧奨を行い、未接種者通知を行います。

#### ③ 母子健康手帳交付事業

母子健康手帳は、母と子の健康状態を、記録することにより、健康管理に役立ち、医療を受ける時の手助けになります。今後は、妊娠早期の手帳交付を促進することで、母子の健康管理のより一層の充実に努めます。

#### ④ 母子訪問指導事業

妊産婦・新生児・乳幼児に対して、保健師、助産師が訪問して妊娠・出産・育児、疾病予防等に関する必要な指導を行います。各種健診で経過観察の必要な人や健診未受診者に訪問指導を実施し、育児不安の軽減、心身の発育・発達の支援を行い、虐待の早期発見・予防の充実に努めます。

また、低体重児・未熟児のいる家庭についても同様に訪問し、医療機関等と連携を図りながら、早期の支援を行うことで、疾病の予防に努めます。

#### ⑤ がん検診

がん検診の周知徹底を行い、障害のある方の胃がん・肺がん検診の受けやすい体制づくり（リフト車・手話通訳者等）に努め、受診率の向上とがんの予防を図ります。

#### ⑥ 国民健康保険事業

国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導事業、人間ドック助成、脳ドック助成、歯科健康診断、はり・きゅう・マッサージ施術助成等の事業を行い、健康づくりと疾病の予防を図ります。

### (3) 保健事業の推進

#### 【施策の方向】

健康教育、健康相談等の保健事業を行うことにより、健康に関する正しい知識の普及、健康の増進、健康づくりのための意識の高揚を図るとともに、心身の機能が低下している人の機能の回復維持を図ります。

また、市民の心の健康づくりを推進するために、正しい知識の普及・啓発を図ります。

#### 【主な取組内容】

##### ① 健康教育事業

健康づくり・生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。

##### ② 健康手帳交付事業

広報紙やホームページ等を通じて糖尿病予防等の健康情報を記載し、自分で健康管理ができる健康手帳の意義を周知し、手帳交付希望者の増加に努め、市民自らの健康管理への取組を促進します。

##### ③ 健康相談事業

心身の健康について、市民一人一人の相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。

## 3-5 社会参加の促進

### ◆ 現状と課題 ◆

障害者にとって、芸術活動・文化活動などは、心豊かな生活を送るうえで、重要な役割を担っています。また、スポーツは、健康の維持・増進や機能回復訓練の手段にとどまらず、爽快感、達成感、仲間との連帯感等の精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、社会参加の重要な機会として捉えられています。

このため、障害者団体等が実施する文化活動やスポーツ大会等への支援を行うとともに、障害者の社会活動への参加を促進するため、障害者を支援するボランティア活動等を推進していく必要があります。

また、介助者や交通手段等の関係により、行事等に参加したくてもできない障害者も多いことから、参加手段の確保等についての配慮も必要となっています。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 芸術・文化・余暇活動の振興

##### 【施策の方向】

障害者の芸術・文化・余暇活動の促進のため、活動や発表の場の拡大に努めます。

##### 【主な取組内容】

##### ① 活動・発表の場の拡大

より多くの障害者が参加できるよう、福祉展の充実に努めるとともに、障害者及び障害者団体の芸術・文化活動の振興に努めます。

##### ② 余暇活動への支援

障害者に対するレクリエーション事業の開催や各種施設使用料の減免など余暇活動への支援を行います。

#### (2) スポーツ・レクリエーションの振興

##### 【施策の方向】

障害者の自立と社会参加を促進するためには、健康の維持や体力づくりが基本となります。

障害の特性を踏まえた障害者のスポーツ・レクリエーション活動が活発になってきており、積極的な社会参加の促進につながるよう、今後も継続して多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

## 【主な取組内容】

### ① 障害者スポーツ・レクリエーションの振興

障害の種別や程度にかかわらず、すべての障害者が自身の健康の維持や体力づくりに取り組み、積極的な社会参加を促進するため、障害者スポーツクラブへの活動支援等を行い、障害者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

### ② 障害者スポーツ大会の開催

障害者とその家族を対象に、障害者スポーツ大会を開催し、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、ボランティアとの交流等を通じて、社会参加機会の拡大を図ります。

## (3) 生涯学習の推進

### 【施策の方向】

障害者が、学びたいことを見つけ、自主的に学習を続けていくことができるよう、講座の充実や図書サービス等の拡充を図ります。

また、障害者に対する正しい認識、理解を得られるよう、市民に対する生涯学習の推進に努めます。

### 【主な取組内容】

#### ① 各種講座の充実

在宅の障害者を対象に開催する料理教室やパソコン教室などの講座の充実に努めます。

#### ② 点字図書、音声・映像ライブラリー等の充実

障害者が利用しやすいよう、点字図書、音声・映像ライブラリー等の質的、量的な充実に努めます。

#### ③ 図書館利用支援の充実

様々な障害を理由として図書館に来館できない人や文字を読むことが困難な人に対して、図書に親しむ機会を拡大するため、移動図書館での巡回、在宅送本及び対面朗読を行うとともに、障害者等のための図書館利用支援の周知に努めます。

#### ④ 市民に対する生涯学習の推進

市民に対し、各種講座等を通じて、障害者に対する正しい認識、理解を得られるよう生涯学習の推進に努めます。

## (4) 参加手段の確保と参加機会の拡大

### 【施策の方向】

障害者の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和又は解消し、社会参加の促進を図ります。

## 【主な取組内容】

### ① 移動支援事業の推進

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

### ② 自動車運転免許取得・改造費への助成

重度障害者本人が就労等に伴い、自動車運転免許を取得する場合に、その経費の一部を助成します。また、自動車の改造に要する経費の一部を助成し、障害者の活動範囲を拡大し、社会参加につなげます。

### ③ 市バス無料乗車証等の交付

障害者の移動手段を確保するため、市バスの無料乗車証（一部地域においては、徳島バスの特定回数乗車券）を交付し、社会参加を促進します。

### ④ 福祉タクシー利用券の交付

重度の身体障害者及び知的障害者に対して福祉タクシー券を交付することで、生活圏の拡大を図り、障害者の社会参加の促進につなげます。

### ⑤ 身体障害者補助犬法の普及・啓発

身体障害者補助犬法の普及・啓発に努め、市民の理解を深めるとともに、身体障害者補助犬の利用を促進し、身体障害者の移動手段の確保や社会参加を支援します。

### ⑥ 郵便等による不在者投票の周知・啓発

重度の身体障害があり、公職選挙法で郵便等による不在者投票が認められている対象者に対し、対象となる障害の程度、郵便等投票証明書の交付申請や投票手続きなどの周知・啓発を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

## （５）ボランティア活動の推進

### 【施策の方向】

障害者の社会参加や障害者への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、NPO活動等の市民活動への参加や活動の活性化を促進します。

ボランティア活動等を支援することで、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援が充実し、関わる人にとっても障害のある人への理解と交流が深まることから、様々な機会と手段を利用して、すべての人が共に支えあい、だれもが主体的に地域の活動へ参加できる社会づくりにつながります。

## 【主な取組内容】

### ① ボランティアの育成

障害者に対するボランティア活動は、活動を通じた交流によって障害者への理解も深められるため、あらゆる機会をとらえて、ボランティア意識の高揚を図るとともに、徳島市ボランティアセンターの機能の充実・強化を図り、徳島市社会福祉協議会と連携し、より一層のボランティア活動の推進とボランティアの育成に努め、ともに支えあう社会の実現を目指します。

また、障害者の社会参加を支援するため、今後とも、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の養成を図ります。

### ② ボランティア、NPO等の活動支援

市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、徳島市ボランティアセンター、徳島市市民活力開発センターの活用を通じて、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めるとともに、障害者団体、ボランティア団体、NPO等と連携を図り、ネットワークを活用し、様々な角度から障害者支援への取組を効率的かつ効果的に行います。

また、市民の主体的な地域福祉活動を促進するため、活動に関する支援策についても、積極的に広報を行います。

## 3-6 啓発・広報の促進

### ◆ 現状と課題 ◆

だれもが、障害の有無にかかわらず、お互いに個性を尊重し、支えあう社会を形成するためには、社会を構成するすべての人が、障害及び障害者を十分理解することが必要です。

わが国が批准している「障害者権利条約」においても、障害者に関する社会全体の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成することが規定されています。また、法制度の整備が進む中、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と設定し、広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるために様々な意識啓発の取組を行っています。

今後も、障害について市民が正しい理解と認識を深めるよう、様々な広報媒体等を活用しながら、計画的かつ効果的な啓発・広報活動を行うとともに、ボランティア、障害者団体や市民など、幅広い層の参加による啓発・広報活動を推進し、意識啓発を図っていく必要があります。

### ◆ 施策展開 ◆

#### (1) 啓発・広報活動の充実

##### 【施策の方向】

すべての人が、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」とする障害者基本法の理念にのっとり、ノーマライゼーションとリハビリテーションが実現する共生社会を目指して、あらゆる機会を通じ、障害及び障害者に対する理解を深めるための啓発・広報活動の充実を図ります。

##### 【主な取組内容】

#### ① 啓発・広報の充実

障害や障害者に対する理解を深めるため、障害者との貴重な交流の機会である施設見学会や福祉展を開催します。

また、障害の特性に応じた配慮・啓発を目的に作成された障害者マーク等をはじめ、様々な障害福祉に関する情報等について市民に周知するため、障害福祉課窓口におけるチラシ等の配布や、本市の広報誌、ホームページ等の広報媒体の活用等により、啓発事業の充実を図ります。

#### ② 意識啓発の推進

障害や障害者への正しい理解を促進し、心の壁をなくすため、今後も継続して意識啓発に取り組めます。

#### ③ 人権啓発の推進

障害者の様々な人権問題に対する市民意識の理解と高揚を図るため、身近な場所において研修会、講演会を開催するなどの学習の機会を提供し、関係団体と連携・協力し、啓発活動の推進に努めます。



## (2) 福祉教育等の推進

### 【施策の方向】

障害及び障害者への正しい理解を促進するため、学校教育から生涯学習までの教育機会を通じて、福祉教育を進め意識啓発を行います。

### 【主な取組内容】

#### ① 学校教育における福祉教育の充実

子ども達が障害や障害者に対する理解を深め、これからの福祉のまちづくりについて考え、担っていけるよう、学校教育の場を中心に障害者との交流及び共同学習などを推進するとともに、ボランティア教育に取り組み、児童生徒にボランティア活動に対する関心の向上や理解の促進を図ります。

#### ② 交流教育の推進

特別支援学校と市内の幼稚園、小学校、中学校間及び幼児・児童生徒間の交流教育の一層の推進に努めます。

#### ③ 人権教育の推進

共生社会の実現を目指して、ノーマライゼーションの考え方を基本に、幼児・児童生徒が、すべての人の人権を尊重できる教育の推進に努めます。

#### ④ 地域における福祉教育の充実

障害者の日常生活や社会生活に対する正しい理解と認識を深めるための研修や啓発を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。

#### ⑤ 本市職員の障害者福祉等に対する意識の高揚

だれもが住みやすいまちを実現するため、本市職員の研修に、障害者福祉及び人権に関する研修を積極的に取り入れ、障害者福祉等に対する意識の高揚を図ります。

### 基本課題3【目標指標】

指標名	平成 28 年度 実績	平成 35 年度 目標
住宅改修の件数（件）	6	10
市営住宅のバリアフリー化戸数の累計 （戸）	406	484
障害者見守りネットワーク （協力事業所数）	12	28
重症化予防健康相談者（人）	975	1,100
障害者スポーツ大会の参加者（人）	300	450
障害者が地域で安心して生活できると 感じる市民の割合（％）	36.8 （H29 実績）	46

## 第 5 章 障害福祉計画



## 第5章 障害福祉計画

### 1 基本的事項

#### 1-1 第5期計画策定の趣旨

障害者総合支援法では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

本市では、平成18年度に「徳島市障害福祉計画（第1期：平成18年度～平成20年度）」を策定以降、3年ごとに障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の一元的な実施主体として計画的にサービス提供を推進してきました。

平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行うこととなりました。また、障害福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることが法律上明記し、サービス提供体制のさらなる計画的な整備を図ることとされております。

平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害者の望む地域生活の支援として、新たなサービスの創設や現行サービスの拡充が行われました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応すべく、提供体制の整備等の改正が行われました。

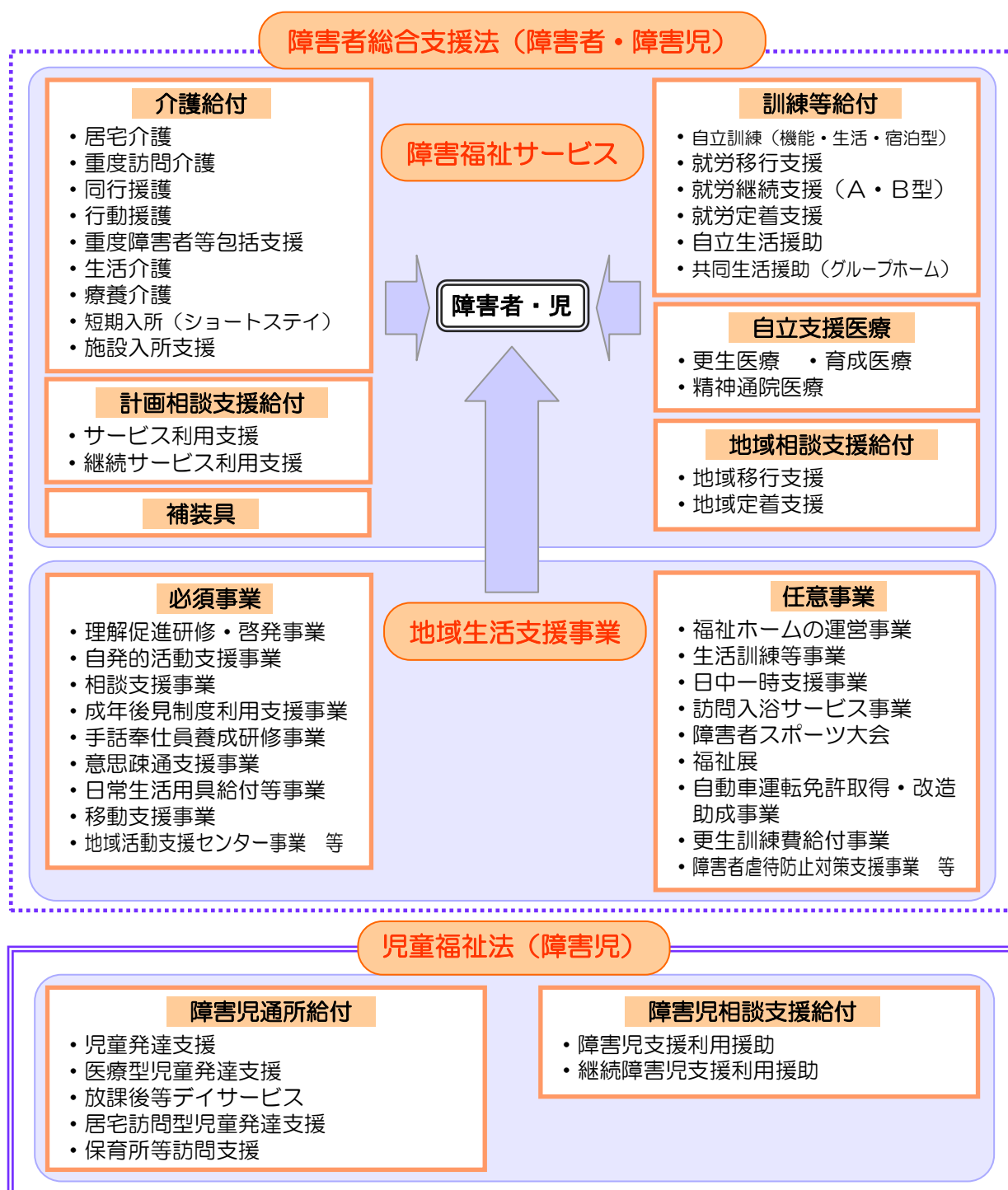
本市では、平成27年3月に策定された徳島市障害福祉計画（第4期計画）に基づき、障害者施策やサービス提供の推進を図ってきましたが、徳島市障害福祉計画（第4期計画）が平成29年度で計画期間の終了、見直し時期を迎えたこと等から、国の障害者施策の動向の変化、障害者ニーズの変化等へ対応できるよう徳島市障害福祉計画（第5期計画）を策定します。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月全面施行予定）により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

## 1-2 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系は、個々の障害者の支援の必要度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援等があります。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年度から就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援のサービスが追加されます。



## 1-3 基本方針

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理念及び基本課題を踏まえ、数値目標を設定し、計画的な整備を行うため、次の5点を基本方針とします。

### (1) 訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

### (2) 日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

### (4) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等）を集約する面的な体制整備を行います。

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実、主に重度心身障害児等を支援する事業所の確保など、障害児及びその家族に対する地域支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育等関係機関によるネットワークの構築を推進します。

## 《平成29年度実績値について》

各サービス等における平成29年度の実績値については、すでに平成29年度において実績が確定したものを除き、平成29年度における見込みに基づいた数値を記載しています。

## 2 平成32年度の目標値の設定

### 2-1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・一般住宅等への移行を推進し、平成32年度末における地域生活に移行する人の目標値を次のとおり設定します。

#### 【目標値】

- 平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末の施設入所者数と比べて、8人(2.1%)削減することを目指します。
- 平成29年度から平成32年度までの累計で、5人(平成28年度末の施設入所者の1.3%)が地域生活に移行することを目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数 (A)	384人	
平成32年度末の施設入所者数 (B)	376人	
【目標値】 施設入所者数の削減見込み (A) - (B)	8人 (2.1%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	5人 (1.3%)	平成29年度から平成32年度までの間に、地域生活に移行する人の目標値

#### 【目標値設定の考え方】

施設入所者のグループホーム・一般住宅等への移行を推進するとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があることから、施設入所者数の削減を平成28年度末と比べて、約2%削減することを基本として決めました。



## 2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるように、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

### [目標値]

- 平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

項目	数値	備考
平成29年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場	0	
[目標値] 平成32年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場	1	平成32年度において、地域での保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置目標数

### 【目標値設定の考え方】

精神障害者の障害の程度によらず、地域生活の相談に対応できるように、保健・医療・福祉その他の関係機関における協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制を整備するという考えに基づいて、目標値として決めました。

## 2-3 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能の集約を図る地域生活支援拠点等を次のとおり整備します。

### [目標値]

- 平成32年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等）を集約する面的な体制整備を行います。

項目	数値	備考
平成29年度における地域生活支援拠点の面的な体制の数	0	
[目標値] 平成32年度における地域生活支援拠点の面的な体制の数	1	平成32年度における地域生活支援拠点の面的な体制の目標数

### 【目標値設定の考え方】

地域における居住支援と地域支援機能等を結びつける地域連携を推進するため、関係機関が機能を分担して担う面的な体制を整備するという考え方に基づいて、目標値として決めました。

## 2-4 福祉施設から一般就労への移行

### (1) 一般就労移行者数

就労を希望する障害者が、就労移行支援や就労継続支援等その障害の特性に応じた支援を受けて、一般就労へ移行する人の目標値を次のとおり設定します。

#### [目標値]

- 平成32年度において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人の数を24人(平成28年度実績の1.5倍)とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成28年度の年間一般就労移行者数	16人	平成28年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数の実績
[目標値] 平成32年度の一般就労移行者数	24人 (1.5倍)	平成32年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の目標数

#### 【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業・就労継続支援事業等の支援の提供に加え、雇用・労働等関係機関と連携し、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進する一方、過去の実績を踏まえ、平成32年度において、一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行者数の1.5倍以上とすることを目標として決めました。

## (2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の推進を図るため、平成32年度末における就労移行支援事業利用者について、目標値を次のとおり設定します。

### [目標値]

- 平成32年度において、就労移行支援事業を利用する人の数を125人(平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数の1.6倍)とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の 就労移行支援事業利用者数	78人	
[目標値] 平成32年度末の就労移行支援事業 の利用者数	125人 (1.6倍)	平成32年度末において就労移行 支援事業を利用する人の目標数

### 【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業の利用者数の見込みから目標値を定めました。

### (3) 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業から一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所に関する目標値を次のとおり設定します。

#### [数値目標]

- 平成32年度において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を3箇所（徳島市内の就労移行支援事業所数の30%）とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の就労移行率が3割以上の事業所数(A)	2箇所	
平成28年度末の就労移行支援事業所数(B)	9箇所	
[目標値] 平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所数(A)	3箇所	
[目標値] 平成32年度末の就労移行支援事業所数(B)	10箇所	
[目標値] 平成32年度の就労移行率が3割以上の事業所が全体に占める割合(A/B)	30%	平成32年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数が、徳島市内の全就労移行支援事業所数に占める割合

#### 【目標値設定の考え方】

平成28年度までの就労支援事業所における就労移行実績を踏まえ、平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の3箇所以上とすることを基本として、目標値を定めました。

#### (4) 就労定着支援1年後の就労定着率

就労移行支援事業等を利用した障害者が一般就労へ移行してからの就労定着を推進するため、就労定着支援の定着率に関する数値目標を設定します。

##### [数値目標]

- 平成32年度において、就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率を75%とすることを目指します。

項目	数値	備考
[目標値] 平成31年度の就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	70%	平成31年度末において就労定着支援による支援開始後1年後に職場定着している人の職場定着率
[目標値] 平成32年度の就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	75%	平成32年度末において就労定着支援による支援開始後1年後に職場定着している人の職場定着率

##### 【目標値設定の考え方】

就労定着支援事業の利用者数の見込みから目標値を定めました。

## 2-5 障害児支援体制の整備

### (1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置に関する数値目標を設定します。

#### [数値目標]

- 平成32年度において、児童発達支援センターの設置を行う事業所数のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の児童発達支援センターの設置数	5箇所	平成28年度末において、本市内における児童発達支援センターの設置数
[目標値] 平成32年度末の児童発達支援センターの設置数	7箇所	平成32年度末において、本市内における児童発達支援センターの設置数の目標数

#### 【目標値設定の考え方】

平成28年度までの児童発達支援センターの設置数の状況を踏まえ、平成32年度末において、児童発達支援センターをさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

## (2) 保育所等訪問支援

児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することに関する数値目標を設定します。

### [数値目標]

- 平成32年度において、保育所等訪問支援を行う事業所数のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の 保育所等訪問支援を行う事業所数	5箇所	平成28年度末において、本市内における保育所等訪問支援を行う事業所数
[目標値] 平成32年度末の 保育所等訪問支援を行う事業所数	7箇所	平成32年度末において、本市内における保育所等訪問支援を行う事業所数の目標数

### 【目標値設定の考え方】

平成28年度までの保育所等訪問支援の事業所数の状況を踏まえ、平成32年度末において、保育所等訪問支援事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。



### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に関する数値目標を設定します。

#### [数値目標]

- 平成32年度において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	5箇所	平成28年度末において、本市内における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数
[目標値] 平成32年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	7箇所	平成32年度末において、本市内における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数

#### 【目標値設定の考え方】

平成28年度までの重症心身障害児を支援する児童発達支援事業数の状況を踏まえ、平成32年度末において、事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

#### (4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に関する数値目標を設定します。

##### [数値目標]

- 平成32年度において、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4箇所	平成28年度末において、本市内における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
[目標値] 平成32年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	6箇所	平成32年度末において、本市内における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

##### 【目標値設定の考え方】

平成28年度までの重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数の状況を踏まえ、平成32年度末において、事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

### (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設定に関する数値目標を設定します。

#### [数値目標]

- 平成30年度において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の拡充を図ります。

項目	数値	備考
平成29年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1	
[目標値] 平成30年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1	

※国の基本指針において、平成30年度末までの設置目標とされています。

#### 【目標値設定の考え方】

医療を要する児童がその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関との連絡調整を行うため体制を整備するという考え方に基づいて、目標値として決めました。

### 3 障害福祉サービス・相談支援

#### 3-1 訪問系サービス

##### 【事業概要】

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うもので、障害者の地域での自立した生活を支える上で不可欠なサービスです。

##### 【利用実績】

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用 者数	利用時間	利用 者数	利用時間	利用 者数	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	第4期計画 見込値	856	190,032	908	201,575	963	213,786
	実績値	853	182,621	908	201,483	949	209,867
	進捗率 (%)	99.6	96.1	100	99.9	98.5	98.2

(注) 通院等乗降介助の利用時間は除いています。

##### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		利用 者数	利用 時間	利用 者数	利用 時間	利用 者数	利用 時間
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	第5期計画 見込値	1,015	222,690	1,087	238,487	1,163	255,161

##### 【見込量確保のための方策】

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの重要性が増すため、関係機関との連携を図りながら、サービス事業所の確保に努めるなど訪問系サービスの提供体制の充実を目指します。

## 3-2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 【事業概要】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	701	164,525	722	169,453	743	174,382
実績値	661	152,525	665	152,769	672	155,643
進捗率 (%)	94.3	92.7	92.1	90.2	90.4	89.3

#### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	695	162,630	700	163,800	705	164,970

#### 【見込量確保のための方策】

常時介護を必要とする人の増加に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

## (2) 自立訓練（機能訓練）

### 【事業概要】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	2	484	2	511	2	538
実績値	0	0	0	0	1	242
進捗率 (%)	0	0	0	0	50.0	44.9

### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	1	250	1	250	1	250

### 【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行が円滑に行われるために必要なサービスであることから、関係機関との連携を図りながら、長期的な視点に立って、提供体制の確保に努めます。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

#### 【事業概要】

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者や精神障害者が入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	76	11,933	78	12,308	80	12,624
実績値	48	6,294	44	6,040	45	6,075
進捗率 (%)	63.2	52.7	56.4	49.1	56.3	48.1

#### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	48	6,480	50	6,750	54	7,290

#### 【見込量確保のための方策】

入所施設・病院を退所・退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

#### (4) 就労移行支援

##### 【事業概要】

就労移行支援は、企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	104	16,588	117	18,662	132	21,054
実績値	91	12,097	78	10,830	110	15,400
進捗率 (%)	87.5	72.9	66.7	58.0	83.3	73.1

##### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	115	16,100	120	16,800	125	17,500

##### 【見込量確保のための方策】

障害者の就労意向に応えられるよう、情報提供や相談支援を充実し提供体制の確保に努めます。

また、一般就労につながるよう、関係機関との連携を強化します。



## (5) 就労継続支援（A型）

### 【事業概要】

就労継続支援（A型）は、雇用契約等に基づいて、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	102	18,635	122	22,289	142	25,943
実績値	127	22,476	167	26,924	183	30,561
進捗率 (%)	124.5	120.6	136.9	120.8	128.9	117.8

### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びとサービス事業所の利用定員を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	190	45,600	200	48,000	210	50,400

### 【見込量確保のための方策】

企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

## (6) 就労継続支援 (B型)

### 【事業概要】

就労継続支援 (B型) は、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	436	88,334	466	94,412	497	100,692
実績値	434	77,620	435	82,023	455	84,175
進捗率 (%)	99.5	87.9	93.3	86.9	91.5	83.6

### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	465	88,350	475	90,250	485	92,150

### 【見込量確保のための方策】

就労継続支援 (A型) よりニーズが高いため、企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、地域活動支援センター等からの移行などにより、提供体制の確保に努めます。

## (7) 就労定着支援

### 【事業概要】

就労定着支援は、就労支援を受けて一般就労した障害者に、一定期間、就職した事業所での就労の継続を図るために、事業主や関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

### 【必要な量の見込み】

就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち、一般就労した者の人数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	2	5	7

### 【見込量確保のための方策】

一般就労した障害者が継続して就労できるよう、提供体制の確保に努めます。

## (8) 療養介護

### 【事業概要】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	67	68	69
実績値	73	73	74
進捗率 (%)	108.9	107.4	107.2

### 【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	75	78	81

### 【見込量確保のための方策】

医療と常時介護を必要とする人のニーズに応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、利用者の必要なサービスの確保に努めます。

## (9) 短期入所

### 【事業概要】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	146	6,278	148	6,364	150	6,450
実績値	144	6,132	150	6,319	156	6,474
進捗率 (%)	98.6	97.7	101.4	99.3	104.0	100.4

### 【必要な量の見込み】

利用者数の状況や施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	161	6,591	166	6,805	171	7,020

### 【見込量確保のための方策】

利用者が必要とする際に利用できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービス事業所の確保に努めます。

### 3-3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

##### 【事業概要】

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者等が、自立した生活を営む上で定期的な巡回訪問や通報により、相談や必要な情報の提供等の支援を行うサービスです。

##### 【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1	2	3

##### 【見込量確保のための方策】

入所施設やグループホームからの退所者等の一人暮らしを支援し、地域生活の援助を行い、安定した生活が送れるよう、利用促進を図ります。

## (2) 共同生活援助（グループホーム）

### 【事業概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	131	140	149
実績値	124	124	120
進捗率 (%)	94.2	88.6	80.5

### 【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	128	133	138

### 【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行を進めるため、関係機関との連携を図りながら、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実に努めます。

### (3) 施設入所支援

#### 【事業概要】

施設入所支援は、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	369	363	356
実績値	381	384	381
進捗率 (%)	103.3	105.8	107.0

#### 【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、新たな入所見込者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	380	378	376

#### 【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活へ移行を進める中で、グループホームで対応が困難な人の受け入れ施設として、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。



#### (4) 宿泊型自立訓練

##### 【事業概要】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者の居宅の場を提供し、帰宅後における家事等の維持・向上のための訓練等を行うサービスです。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	46	11,393	49	12,136	52	12,879
実績値	38	8,068	42	8,934	44	9,328
進捗率 (%)	82.6	70.8	85.7	73.6	84.6	72.4

##### 【必要な量の見込み】

今後、利用者数が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	46	9,752	48	10,176	50	10,600

##### 【見込量確保のための方策】

病院等を退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

### 3-4 相談支援

#### (1) 計画相談支援

##### 【事業概要】

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	2,162	2,238	2,315
実績値	1,710	1,799	1,827
進捗率 (%)	79.1	80.4	78.9

##### 【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1,860	1,890	1,920

##### 【見込量確保のための方策】

障害者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

相談支援事業所等との連携・調整を行い、効果的な相談支援が可能となるよう努めます。

## (2) 地域移行支援

### 【事業概要】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	6	7	8
実績値	2	1	1
進捗率 (%)	33.3	14.3	12.5

### 【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	2	3	4

### 【見込量確保のための方策】

医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、利用促進を図ります。

### (3) 地域定着支援

#### 【事業概要】

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	6	7	8
実績値	0	0	0
進捗率 (%)	0	0	0

#### 【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1	2	3

#### 【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、単身の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者の地域生活への定着を支援します。

## 4 障害児通所支援・相談支援

### 4-1 障害児通所支援

#### (1) 児童発達支援

##### 【事業概要】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等を行う事業です。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	495	32,175	571	37,115	659	42,835
実績値	492	31,211	520	33,759	530	34,723
進捗率 (%)	99.4	97.0	91.1	91.0	80.4	81.1

##### 【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	551	36,366	573	37,818	596	39,336

##### 【見込量確保のための方策】

関係機関による早期発達支援の取り組みにより、発達障害児の利用の増加が見込まれることから、関係機関と連携して、障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

## (2) 医療型児童発達支援

### 【事業概要】

肢体不自由児を対象に、医療機関において、児童発達支援及び治療を行う事業です。

### 【必要な量の見込み】

指定事業所数の状況を踏まえ、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	0	0	0	0	0	0

### 【見込量確保のための方策】

現状の指定事業所数を鑑み、関係機関との連携を図りながら、肢体不自由児の受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

### (3) 放課後等デイサービス

#### 【事業概要】

小学生・中学生・高校生を対象に、授業の終了後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	501	40,080	586	46,880	686	54,880
実績値	486	52,676	606	71,049	680	87,242
進捗率 (%)	97.0	131.4	103.4	151.6	99.1	159.0

#### 【必要な量の見込み】

児童発達支援からの移行等により、今後も利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	714	85,680	749	89,880	787	94,440

#### 【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、就学している障害児の放課後や休日の居場所づくりを推進します。

#### (4) 保育所等訪問支援

##### 【事業概要】

訪問支援員が障害児の通う保育所等を訪問し、障害児の保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行うサービスです。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	90	360	110	440	130	520
実績値	85	314	66	170	66	239
進捗率 (%)	94.4	87.2	60.0	38.6	50.8	46.0

##### 【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	74	266	79	284	84	302

##### 【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、障害児の保育所等の安定した利用を促進します。



## (5) 居宅訪問型児童発達支援

### 【事業概要】

重度の障害児で外出することが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のため訓練等を行う事業です。

### 【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	3	180	5	300	7	420

### 【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、重度障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

## (6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### 【事業概要】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供を行います。

### 【必要な量の見込み】

地域における医療的ケア児のニーズを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	配置人数	配置人数	配置人数
第 5 期計画 見込値	0	0	1

### 【見込量確保のための方策】

多分野にまたがる支援の利用調整や協議の場における地域課題の整理、地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

## 4-2 障害児相談支援

### 【事業概要】

障害児の利用するサービスの内容等を定めた利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	996	1,157	1,345
実績値	969	1,095	1,151
進捗率 (%)	97.3	94.6	85.6

### 【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1,210	1,272	1,337

### 【見込量確保のための方策】

障害児に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

## 5 地域生活支援事業

### 5-1 必須事業

#### (1) 理解促進・啓発事業

##### 【事業概要】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

##### 【事業実施の見込み】

今後も、事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 5 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

##### 【事業実施のための方策】

これまで実施している、事業所訪問やイベント開催の充実を図るとともに、参加人数の増加に向け、事業内容の周知に努めます。

#### (2) 自発的活動支援事業

##### 【事業概要】

障害者(主に聴覚障害者や視覚障害者)が災害時に避難補助や支援を受けやすくするために、ビブスを配布し、地域での防災訓練等に使用するなど、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

##### 【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 5 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

##### 【事業実施のための方策】

障害者団体、各種ボランティア活動団体等と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

### (3) 相談支援事業

#### 【事業概要】

相談支援事業は、障害者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
第 4 期計画 見込値	4	4	4
実績値	3	4	4
進捗率 (%)	75.0	100.0	100.0

#### 【必要な量の見込み】

現体制の充実を図るとの考え方にに基づき、実施箇所数の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4
障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

#### 【見込量確保のための方策】

きめ細かな対応ができるよう、相談支援事業者の職員の資質向上や専門性・継続性が図られる体制の構築に努めます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である徳島市障害者自立支援協議会の充実を図ります。基幹相談支援センターの設置については、地域生活支援拠点等の整備を進めていく中で、そのあり方等を検討します。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 【事業概要】

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	5	5	5
実績値	3	7	6
進捗率 (%)	60.0	140.0	120.0

##### 【必要な量の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	7	8	9

##### 【見込量確保のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### 【事業概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

### 【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 5 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

### 【事業実施のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

## (6) 手話奉仕員養成研修事業

### 【事業概要】

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第 4 期計画 見込値	30	30	30
実績値	17	12	15
進捗率 (%)	56.7	40.0	50.0

### 【必要な量の見込み】

受講者実績等を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第 5 期計画 見込値	30	30	30

### 【見込量確保のための方策】

手話奉仕員の養成が障害者の社会参加の促進につながるため、継続して実施します。



## (7) 意思疎通支援事業

### 【事業概要】

意思疎通支援事業は、聴覚障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣などを行う事業です。

### 【利用実績】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者設置 事業	第 4 期計画 見込値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	進捗率 (%)	100.0	100.0	100.0

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者・要 約筆記者等派遣 事業	第 4 期計画 見込値	500	500	500
	実績値	464	439	450
	進捗率 (%)	92.8	87.8	90.0

### 【必要な量の見込み】

手話通訳者設置事業については、現体制の2名を維持します。

また、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業については、利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者設置 事業	第 5 期計画 見込値	2	2	2

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者・要 約筆記者等派遣 事業	第 5 期計画 見込値	480	500	520

### 【見込量確保のための方策】

聴覚障害者の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を推進します。

## (8) 日常生活用具給付等事業

### 【事業概要】

日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

### 【利用実績】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第 4 期計画見込値	19	20	21
	実績値	15	8	10
	進捗率(%)	78.9	40.0	47.6
自立生活支援用具	第 4 期計画見込値	45	45	45
	実績値	51	37	30
	進捗率(%)	113.3	82.2	66.6
在宅療養等支援用具	第 4 期計画見込値	26	26	26
	実績値	36	24	26
	進捗率(%)	138.5	92.3	100.0
情報・意思疎通支援用具	第 4 期計画見込値	122	125	128
	実績値	118	102	90
	進捗率(%)	96.7	81.6	70.3
排泄管理支援用具	第 4 期計画見込値	6,208	6,333	6,458
	実績値	6,292	6,690	6,850
	進捗率(%)	101.4	105.6	106.0
住宅改修費	第 4 期計画見込値	10	10	10
	実績値	6	6	8
	進捗率(%)	60.0	60.0	80.0

### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、給付件数の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第 5 期計画 見込値	11	12	13
自立生活支援用具	第 5 期計画 見込値	39	40	41
在宅療養等支援用具	第 5 期計画 見込値	28	29	30
情報・意思疎通支援用具	第 5 期計画 見込値	103	104	105
排泄管理支援用具	第 5 期計画 見込値	6,987	7,126	7,268
住宅改修費	第 5 期計画 見込値	10	10	10

### 【見込量確保のための方策】

障害者の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

## (9) 移動支援事業

### 【事業概要】

移動支援事業は、屋外で移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行う事業です。

### 【利用実績】

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	第 4 期計画 見込値	385	53,130	411	58,101	439	63,536
	実績値	444	52,319	464	53,458	485	54,634
	進捗率(%)	115.3	98.5	112.9	92.0	110.5	86.0
移動支援事業 (車両移送型)	第 4 期計画 見込値	29	1,719	29	1,719	29	1,719
	実績値	24	1,271	21	1,055	29	1,719
	進捗率(%)	82.8	73.9	61.4	61.4	100	100

### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数及び利用時間数の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	第 5 期計画 見込値	507	55,836	530	57,064	554	58,319
移動支援事業 (車両移送型)	第 5 期計画 見込値	32	1,888	32	1,888	32	1,888

### 【見込量確保のための方策】

個別支援型については、今後、増加が予想される需要に対応できるよう、サービスを提供する契約事業所の確保やヘルパーの質の向上に努めます。

また、車両移送型については、引き続き事業者へ委託し実施します。

## (10) 地域活動支援センター事業

### 【事業概要】

地域活動支援センター事業は、障害者が通所し、創作的活動、生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第 4 期計画 見込値	12	301	13	316	14	331
実績値	10	284	10	268	10	278
進捗率 (%)	88.3	94.4	76.9	84.8	71.4	83.9

### 【必要な量の見込み】

障害者地域共同作業所からの移行等を踏まえ、実施箇所数及び利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第 5 期計画 見込値	10	280	11	300	12	315

### 【見込量確保のための方策】

現在の障害者地域共同作業所に対し、障害者の日中活動の場としてより安定的な運営が図られるよう、地域活動支援センターへの移行を促進します。

## 5-2 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

#### 【事業概要】

福祉ホーム事業は、住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

#### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	8	8	8
実績値	6	6	6
進捗率 (%)	75.0	75.0	75.0

#### 【必要な量の見込み】

利用実績、現施設の定員を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	8	8	8

#### 【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活を支援するため、継続して実施します。

## (2) 生活訓練等事業

### 【事業概要】

生活訓練等事業は、障害者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会参加を促進する事業で、本市では、障害者を対象とした料理教室やパソコン講座を開催しています。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	延利用者数	延利用者数	延利用者数
第 4 期計画 見込値	240	240	240
実績値	130	139	160
進捗率 (%)	54.2	57.9	68.3

### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	延利用者数	延利用者数	延利用者数
第 5 期計画 見込値	163	166	170

### 【見込量確保のための方策】

社会参加を促進することを目的とし、障害者を対象とした料理教室やパソコン講座を継続して開催します。



### (3) 日中一時支援事業

#### 【事業概要】

日中一時支援事業は、障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息等を目的として行う事業です。

#### 【利用実績】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が 4 時間未満	第 4 期計画 見込値	810	830	851
	実績値	776	899	1,042
	進捗率(%)	95.8	108.3	122.4
利用時間が 4～8 時間未満	第 4 期計画 見込値	530	540	556
	実績値	435	270	210
	進捗率(%)	82.1	50.0	37.8
利用時間が 8 時間以上	第 4 期計画 見込値	60	61	63
	実績値	96	35	24
	進捗率(%)	157.4	57.4	38.1

#### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、実施回数の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が 4 時間未満	第 5 期計画 見込値	1,210	1,400	1,620
利用時間が 4～8 時間未満	第 5 期計画 見込値	200	190	180
利用時間が 8 時間以上	第 5 期計画 見込値	22	20	18

#### 【見込量確保のための方策】

障害者の日中活動の場の確保を図るため、継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

#### (4) 訪問入浴サービス事業

##### 【事業概要】

訪問入浴サービス事業は、看護師や介護職員等が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

##### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	-	-	-
実績値	-	9	9
進捗率 (%)	-	-	-

##### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	10	10	10

##### 【見込量確保のための方策】

身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持などを図り、日常生活の支援及び福祉の増進を図るため、継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

## (5) 障害者スポーツ大会

### 【事業概要】

障害者スポーツ大会は、障害者がスポーツを通じて健康増進と社会参加を促進するとともに、あわせて市民相互の交流を深めること目的として開催する事業です。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第 4 期計画 見込値	340	370	400
実績値	300	300	300
進捗率 (%)	88.2	81.1	75.0

### 【必要な量の見込み】

参加者実績を勘案し、参加者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第 5 期計画 見込値	350	380	400

### 【見込量確保のための方策】

障害者の健康増進と社会参加を促進するため継続して開催します。また、事業内容の周知に努めるとともに、障害者が参加しやすいよう競技種目にも配慮します。

## (6) 福祉展

### 【事業概要】

福祉展は、障害者の芸術・文化活動を振興し、あわせて市民相互の交流を深めることを目的として開催する事業です。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第 4 期計画 見込値	24	25	26
実績値	22	22	23
進捗率 (%)	91.7	88.0	96.1

### 【必要な量の見込み】

参加施設実績を勘案し、参加施設数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第 5 期計画 見込値	24	25	26

### 【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため継続して開催します。また、参加施設の拡大に努めます。

## (7) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

### 【事業概要】

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

### 【利用実績】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免許取得助成事業	第 4 期計画見込値	6	6	6
	実績値	9	6	5
	進捗率(%)	150.0	100.0	83.3
自動車改造助成事業	第 4 期計画見込値	7	7	7
	実績値	4	6	6
	進捗率(%)	57.1	85.7	85.7

### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免許取得助成事業	第 5 期計画見込値	6	6	6
自動車改造助成事業	第 5 期計画見込値	7	7	7

### 【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため、継続して実施します。

## (8) 更生訓練費給付事業

### 【事業概要】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人のうち、利用者負担額の生じない人に職能訓練等を受けるために必要な文房具等の購入費用、通所に要する費用を支給する事業です。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	115	124	133
実績値	92	76	78
進捗率 (%)	80.0	61.3	58.6

### 【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	83	88	93

### 【見込量確保のための方策】

社会参加の促進を図ることを目的とし、継続して実施します。

## (9) 障害者虐待防止対策支援事業

### 【事業概要】

障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で受付し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援や関係機関等の協力体制の構築を行います。

### 【利用実績】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	30	30	30
実績値	47	71	85
進捗率 (%)	157.0	236.0	283.0

### 【必要な量の見込み】

これまでの相談・通報件数を勘案し、見込みを定めました。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	80	80	80

### 【見込量確保のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、事業の周知に努めます。



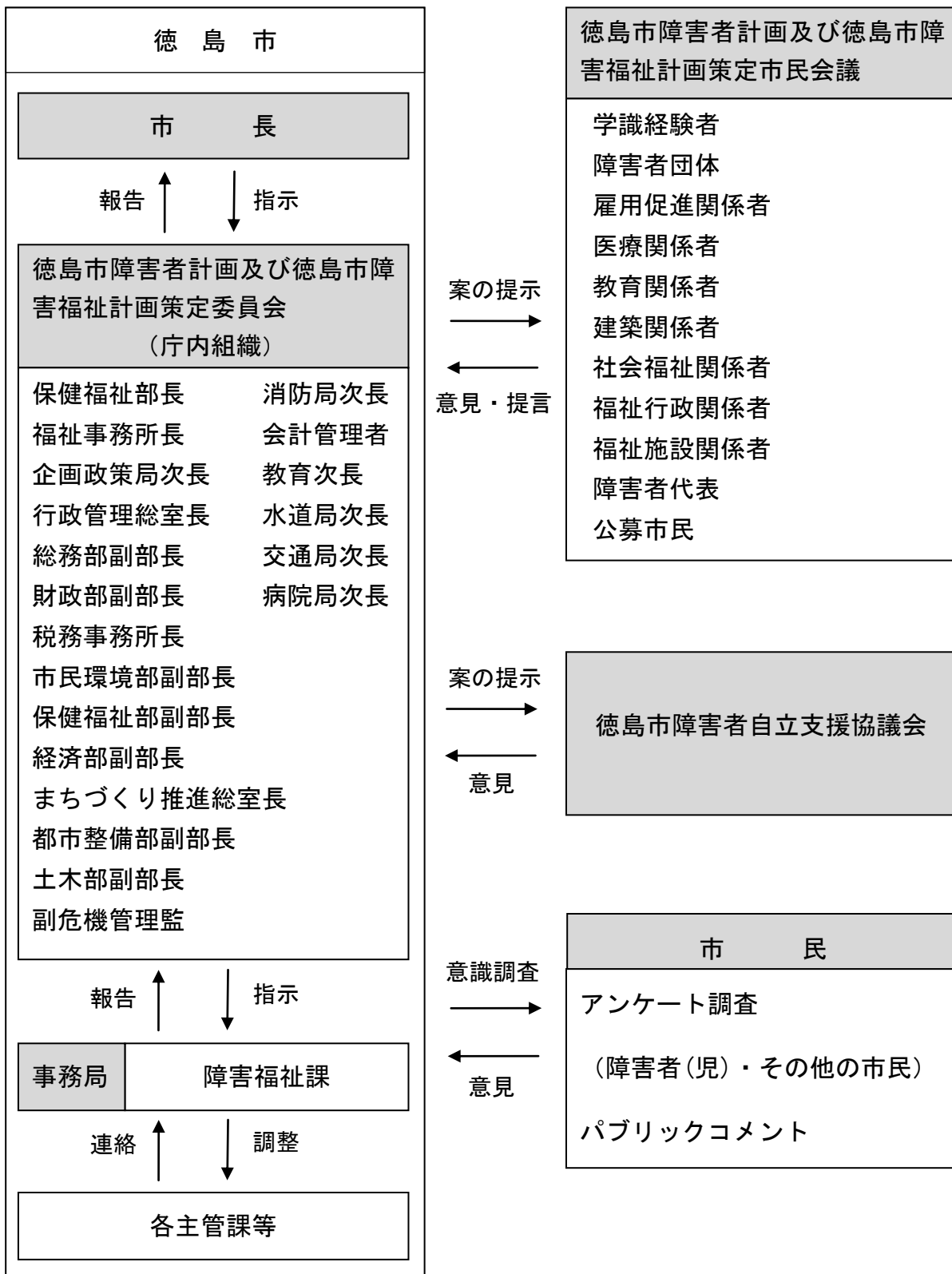


## 第6章 資料編



# 第6章 資料編

## 1 策定体制



---

## 2 策定経過

---

### ◆ アンケート調査

区 分	日 程 等
期 間	平成 29 年 7 月 14 日～8 月 4 日
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、その他の市民

### ◆ 策定市民会議

区 分	日 程 ・ 課 題
第 1 回	平成 29 年 6 月 30 日 ・ 計画策定の趣旨と今後の取組み・法改正の動向について ・ 現計画の達成状況について ・ 市民アンケートの実施について
第 2 回	平成 29 年 9 月 5 日 ・ 計画の骨子案について ・ アンケート調査結果について
第 3 回	平成 29 年 10 月 31 日 ・ 計画の素案について
第 4 回	平成 30 年 1 月 30 日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

### ◆ 策定委員会

区 分	日 程 ・ 課 題
第 1 回	平成 29 年 6 月 26 日 ・ 計画策定の趣旨と今後の取組み・法改正の動向について ・ 現計画の達成状況について ・ 市民アンケートの実施について
第 2 回	平成 29 年 10 月 23 日 ・ 計画の素案について
第 3 回	平成 30 年 1 月 29 日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

## 障害者自立支援協議会（計画策定に係る開催のみ）

区 分	日程・課題
第1回	平成29年8月23日 ・計画策定の趣旨と今後の取組みについて ・市民アンケートの実施について
第2回	平成29年11月1日 ・計画の素案について ・アンケート調査結果について
第3回	平成30年2月8日 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について

### ◆パブリックコメント

区 分	日 程
実施期間	平成29年12月20日～平成30年1月18日

---

## 3 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議

---

### 3-1 設置要綱

#### 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第5期）の策定にあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
- (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員23名以内で構成し、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関から選ばれた者及び学識経験者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

## 3-2 委員名簿

### 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議委員名簿

分野	団体等	役職等	氏名	備考
学識経験者	徳島文理大学保健福祉学部	教授	岩城 由幸	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事長	林 徳太郎	副会長
	徳島市手をつなぐ親の会	理事長	糸林 代々木	
	徳島市精神保健福祉会	会長	大西 順子	
雇用促進関係者	徳島障害者職業センター	所長	寒川 浩治	
医療関係者	徳島市医師会	医師	山口 浩資	
教育関係者	徳島県立国府支援学校	校長	久保田 勝己	
建築関係者	徳島県建築士会	副会長	坂口 敏司	
社会福祉関係者	徳島市民生委員児童委員協議会	副会長	長倉 和枝	
	徳島市社会福祉協議会	常務理事	富永 和弘	
福祉行政関係者	徳島県障がい者相談支援センター	所長	田中 稔	
	徳島県中央こども女性相談センター	所長	仁木 伸一	
	徳島県精神保健福祉センター	所長	石元 康仁	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	所長	矢間 奈津子	
福祉施設関係者	こどもの発達研究室 きりん	理事長	椎野 広久	
	障害者生活支援センター眉山園	施設長	三橋 一巳	
	障害者支援施設 希望の郷	施設長	清重 健次	
	自立訓練事業所「ウィスパー」	施設長	横島 麻実	
	NPO法人太陽と緑の会	代表	杉浦 良	
障害者代表	徳島市視覚障害者会	会長	山田 信夫	
	徳島市聴覚障害者会	会長	港 博義	
公募市民			内藤 佐和子	
			中川 美佐	

---

## 4 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会

---

### 4-1 設置要綱

#### 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第5期）を策定するための庁内組織として、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズの把握に関すること
- (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を処理するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が選任するメンバーをもって構成し、委員会の指示を受け調査研究する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

別掲（第3条関係）

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会

企画政策局、総務部、財政部、市民環境部、保健福祉部、経済部、都市整備部、土木部、危機管理監、消防局、会計管理者、教育委員会、水道局、交通局、病院局



## 4-2 委員名簿

### 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	職名
会長	井上孝志	保健福祉部長
副会長	坂尾美郎	福祉事務所長兼生活福祉第一課長事務取扱
委員	久保英夫	保健福祉部副部長兼保健福祉政策課長事務取扱兼社会福祉センター館長
委員	井内康夫	企画政策局次長兼企画政策課長事務取扱
委員	都築伸也	行政管理総室長
委員	清部敢司	総務部副部長兼総務課長事務取扱
委員	久次米浩文	財政部副部長兼財政課長事務取扱
委員	日下裕司	税務事務所長兼市民税課長事務取扱
委員	大澤昇司	市民環境部副部長
委員	杉野聡	市民環境部副部長兼人権推進課長事務取扱
委員	吉岡健次	経済部副部長
委員	須藤浩三	まちづくり推進総室長
委員	山尾士朗	都市整備部副部長兼住宅課長事務取扱
委員	石川稔彦	土木部副部長兼道路維持課長事務取扱
委員	岩田祐治	土木部副部長兼下水道事務所長事務取扱
委員	北野治	副危機管理監兼危機管理課長事務取扱
委員	森良光	消防局次長
委員	大谷明彦	消防局次長兼東消防署長
委員	堀博行	会計管理者兼会計課長事務取扱
委員	小川善弘	教育次長
委員	弘田昌紀	教育次長
委員	辻裕之	水道局次長
委員	児島正実	交通局次長兼総務課長事務取扱都市整備部付参事併任
委員	宮内正彦	病院局次長兼市民病院事務部事務長兼務

---

## 5 徳島市障害者自立支援協議会

---

### 5-1 設置要綱

#### 徳島市障害者自立支援協議会設置要綱

##### (目的及び設置)

第1条 本市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、徳島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関すること
- (3) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善にむけた協議に関すること
- (4) 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価に関すること
- (5) 権利擁護に関すること
- (6) 徳島市障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言に関すること
- (7) 前6号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

##### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者関係団体関係者
  - (2) 雇用・就労関係者
  - (3) 保健・医療・教育・福祉関係者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時には、その職務を代理する。

##### (任期)

第4条 協議会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会の設置年度については、協議会の設置された日からその年度を経過後2年とする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、概ね年2回開催する。
- 4 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

##### (定例会)

第6条 協議会は、協議会の下に、定例会を設置し、概ね月1回開催する。

- 2 定例会は、地域の関係機関相互の情報共有を図るとともに、事例に基づく課題の検討及び背景となる地域の課題について協議する。
- 3 定例会は、第3条第1項各号に掲げる者、委託相談支援事業者及び保健福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(運営会)

第7条 協議会は、協議会の下に、運営会を設置し、概ね月1回開催する。

- 2 運営会は、協議会（定例会、運営会及び専門部会を含む。）の在り方について調査・研究及び協議し、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。
- 3 運営会は、委託相談支援事業者及び保健福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(専門部会)

第8条 協議会は、協議会の下に、第2条各号に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の関係者は、正当な理由なく協議会上知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。なお協議会を離れた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 5-2 委員名簿

### 徳島市障害者自立支援協議会委員名簿

分野	団体・機関名	役職等	氏名	備考
教育関係者	徳島県立徳島聴覚支援学校	課長	浅野 陽子	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事長	林 徳太郎	
	徳島市手をつなぐ親の会	理事	山岡 良太	
	徳島市精神保健福祉会	会長	大西 順子	
医療専門職関係者	徳島県医療ソーシャルワーカー協会	会員	高橋 美和	
	徳島県精神保健福祉士協会	会長	黒下 良一	
雇用促進関係者	徳島障害者職業センター	所長	寒川 浩治	
	障害者就業・生活支援センターわーくわく	支援ワーカー	三並 竜人	
入所施設	障害者支援施設 希望の郷	副施設長	日切 加奈子	
権利擁護	徳島県社会福祉士会	委員	森田 雅巳	
相談支援	徳島県相談支援専門員協会	会長	堀本 孝博	
福祉行政関係者	徳島県東部保健福祉局	課長	唐谷 和子	
	徳島県精神保健福祉センター	課長補佐	濱堀 由美	
	徳島県中央こども女性相談センター	係長	荒木 圭祐	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	所長	矢間 奈津子	
	徳島県障がい者相談支援センター	所長	田中 稔	副会長
高齢者福祉関係者	徳島市地域包括支援センター	管理者	管惣 美津子	
社会福祉関係者	徳島市社会福祉協議会	次長	木村 泰之	
関係各課	教育委員会教育研究所	指導主事	亀井 智子	
	子育て支援課	係長	杉本 泉	

## 6 アンケート調査

### 6-1 調査概要

#### (1) 調査目的

障害者の障害の程度や生活の状況、障害者及びその他の市民の意識等を把握し、今後の徳島市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進のための基礎資料とする事を目的として実施しました。

#### (2) 調査対象者

- ① 障害者手帳（身体・療育・精神）所持者のうち、10%程度
- ② 0～18歳未満の児童通所支援等を利用している児童のうち、10%程度
- ③ 住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民のうち、0.5%程度

#### (3) 調査方法

郵送配布一郵送回収

#### (4) 調査期間

平成29年7月14日～8月4日

#### (5) 回収状況

区分	母集団（A）	標本数（B）	抽出率	回収数（C）	回収率
	対象者数	送付数	(B/A)		(C/B)
身体障害者	10,007人	800人	8.0%	※ 324	40.5%
知的障害者	2,397人	350人	14.6%	※ 143	40.6%
精神障害者	1,844人	250人	13.6%	※ 87	34.8%
障害者の計	14,248人	1,400人	9.8%	511	36.5%
障害児	1,081人	100人	9.3%	40	40.0%
その他の市民	216,459人	1,100人	0.5%	345	31.4%
全体の計	—	2,600人	—	896	34.5%

※障害者種別ごとの回収数（C）は、調査票内の設問において各種障害者手帳の等級（程度）を回答した人としている。このため、身体・知的・精神障害者の合計は障害者の計と一致しない。

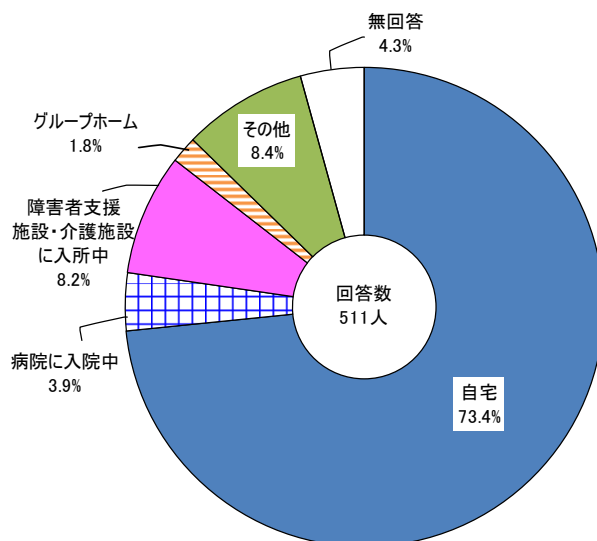
## 6-2 障害者を対象とした調査結果（抜粋）

### （1）日常生活

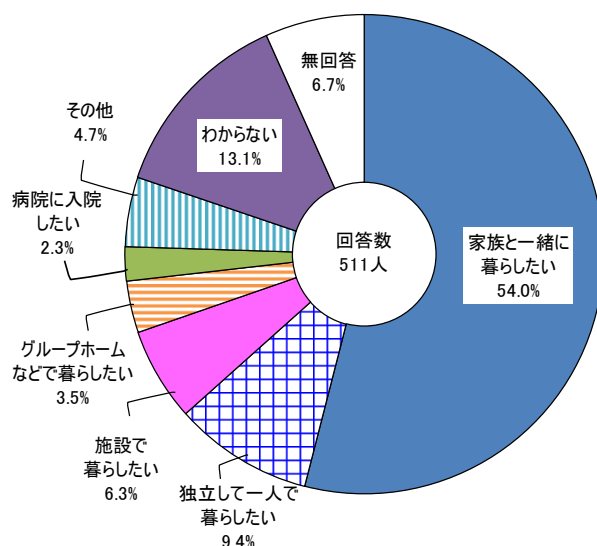
現在の住まいについて、「自宅」（73.4%）が大半を占め、在宅生活を送っている人が7割以上となっています。

また、生活場所の今後の意向について、「家族と一緒に暮らしたい」（54.0%）が半数以上を占めるなど、在宅生活を望む人が多いことが分かります。

#### ■現在の住まい



#### ■今後の生活場所の意向



## (2) 経済状況

収入がある人の月平均の収入額は、「5万円以上10万円未満」(21.3%)が最も多く、「15万円以下」の人が47.1%と半数近くを占める結果となっています。

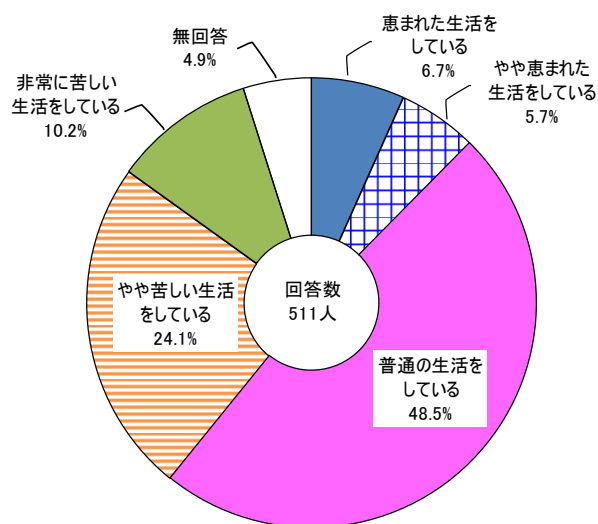
また、経済的にみた生活状態について、「普通の生活をしている」が最も多いものの、「やや苦しい生活をしている」と「非常に苦しい生活をしている」を合わせた「苦しい生活をしている」も3割以上を占める結果となっています。

### ■月平均の収入額

全体	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	511人	
(1) 5万円未満						11.5	59人
(2) 5万円以上10万円未満						21.3	109人
(3) 10万円以上15万円未満						14.3	73人
(4) 15万円以上20万円未満						7.0	36人
(5) 20万円以上25万円未満						4.5	23人
(6) 25万円以上30万円未満						1.8	9人
(7) 30万円以上50万円未満						2.7	14人
(8) 50万円以上						4.1	21人
無回答						32.7	167人

グラフ単位：(%)

### ■経済的にみた生活状態

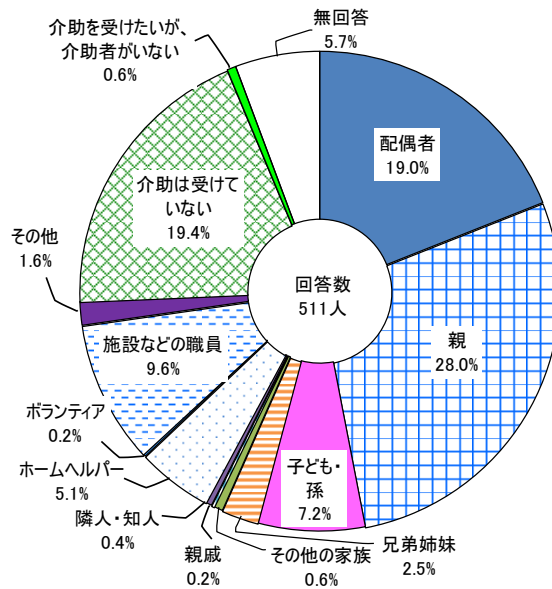


### (3) 介助の状況

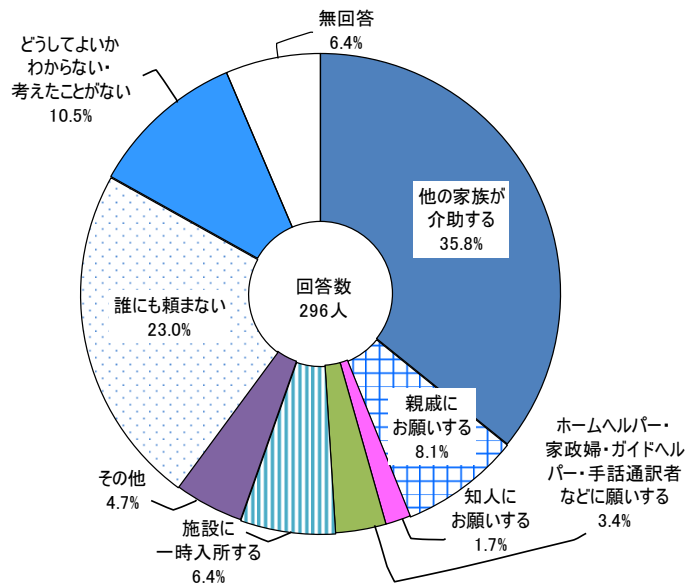
主な介助者は、「親」(28.0%)や「配偶者」(19.0%)の割合が高く、家族の介助を受けている人が多い結果となっています。

また、主な介助者が一時的に不在の際の対応としては、「他の家族が介助する」(35.8%)が最も多いものの、「誰にも頼まない」、「どうしてよいかわからない・考えたことがない」についても多くなっています。

#### ■主な介助者



#### ■主な介助者が一時不在の場合の対応



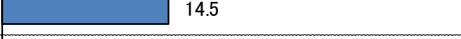
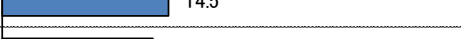
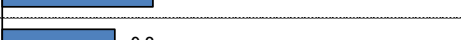
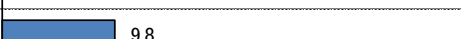




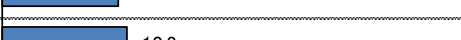
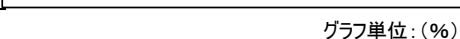





#### (4) 外出状況

外出の際に困ったり不便に感じることについて、「道路・建物の段差」や、「障害者用の駐車スペース・手すりなどの障害者に配慮した設備が不十分である」こと、「買い物先や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」が多くなっています。

#### ■外出の際に困ったり不便に感じること（複数選択可）

全体	回答数						
	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	511 人	
(1) 道路、建物の段差						22.9	117 人
(2) 障害者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障害者に配慮した設備が不十分である						18.8	96 人
(3) 障害者用のトイレが少ない						14.5	74 人
(4) 買い物先や銀行などでコミュニケーションがとりにくい						14.5	74 人
(5) バス、JR、タクシーなどの乗り降りが大変である						13.1	67 人
(6) 通路上に自転車や看板などの障害物があって通りにくい						9.8	50 人
(7) 必要なときに、まわりの手助け・配慮が足りない						9.8	50 人
(8) 気軽に利用できる移送手段が少ない(リフト付きタクシーなど)						8.8	45 人
(9) 付き添ってくれる方がいない						8.2	42 人
(10) その他						7.2	37 人
(11) 特に困ったり不便に感じることはない						31.7	162 人
(12) ほとんど外出しないのでわからない						10.0	51 人
無回答						10.8	55 人

グラフ単位：(%)

## (5) 社会参加

今後したい活動について、「旅行」(36.8%)、「買い物」(35.0%)が共に3割以上となっています。その他では「スポーツ」、「趣味などのサークル活動・生涯学習」、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」などへの意向が高い結果となっています。

### ■今後したい活動（複数選択可）

全体	回答数							
	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	511人	
(1) 旅行							36.8	188人
(2) 買い物							35.0	179人
(3) スポーツ							17.2	88人
(4) 趣味などのサークル活動・生涯学習							16.0	82人
(5) 地域の行事や祭り、学校・職場の行事							14.5	74人
(6) レクリエーション							11.7	60人
(7) 講座や講演会などへの参加							8.8	45人
(8) ボランティア活動							8.0	41人
(9) 障害者団体の活動							7.4	38人
(10) その他							4.9	25人
(11) 特に何もしたくない							19.8	101人
無回答							11.4	58人

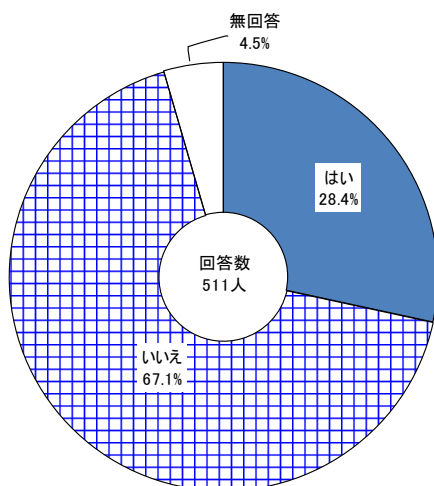
グラフ単位：(%)

## (6) 就労等の状況

現在の就労状況について、就労している人は3割程度で、就労していない人が多い結果となっています。

また、障害者が働きやすくなるために必要だと思う条件や環境整備について、事業主や職場の周りの人の理解、自宅での勤務、勤務時間や日数の短縮などを望む人が多い結果となっています。

### ■現在の就労状況



### ■働きやすくなるために必要な条件や環境整備（3つまで選択可）

全体	回答数			
	0.0	10.0	20.0	30.0
(1) 事業主や職場の方たちが、障害者を理解してくれる	27.2			139 人
(2) 自宅で仕事ができるようにする	18.4			94 人
(3) 勤務時間や日数を短縮する	17.0			87 人
(4) 通勤の手段が確保される	16.2			83 人
(5) 賃金などが妥当である	16.0			82 人
(6) フレックスタイムなどで自由な働き方ができるようにする	14.9			76 人
(7) 通院などの保障がある(勤務時間内でも通院できる)	13.3			68 人
(8) 仕事上のサポート体制を充実する	13.1			67 人
(9) あらゆる業種で障害者の雇用枠を増やす	12.5			64 人
(10) 職場の施設や設備が障害者にも利用できるように配慮されている	11.4			58 人
(11) 通所施設・作業所などへの支援(注文を増やすなど)を充実する	9.6			49 人
(12) 仕事の相談やあっせんをする場を充実する	8.4			43 人
(13) 職業訓練を充実し、就労のための技術を身につける	8.2			42 人
(14) 職場にジョブコーチなどがある	6.5			33 人
(15) その他	1.8			9 人
(16) わからない・特になし	17.2			88 人
無回答	10.6			54 人

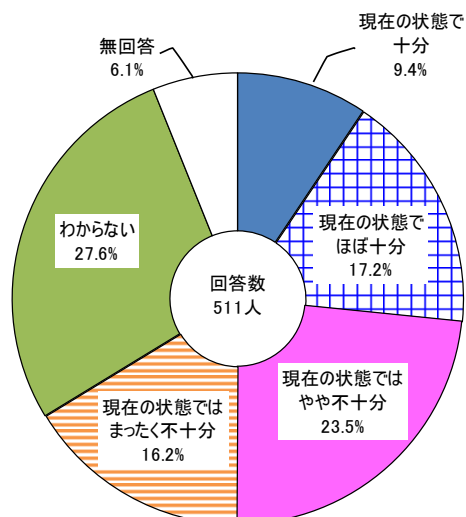
グラフ単位：(%)

## (7) 情報収集

障害福祉に関する情報内容の評価について、「現在の状態ではやや不十分」と「現在の状態ではまったく不十分」を合わせた『不十分』(39.7%)が「現在の状態で十分」と「現在の状態でほぼ十分」を合わせた『十分』(26.6%)を上回る結果となっています。

また、今後充実してほしい内容について、障害福祉サービスの具体的内容・利用方法、相談窓口・場所についての情報を望む人が4割以上という結果となっています。

### ■障害福祉に関する情報内容の評価



### ■今後充実してほしい内容 (3 つまで選択可)

内容	回答数	
	(%)	人
(1) 障害福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報	44.0	225 人
(2) 困った時に相談が出来る窓口・場所についての情報	42.1	215 人
(3) 災害時の避難情報	20.2	103 人
(4) 緊急対応についての情報	17.6	90 人
(5) 社会情勢や障害福祉制度の変化に関する情報	17.2	88 人
(6) 施設が行っている医療や障害福祉サービスの質に関する情報	15.1	77 人
(7) 職場の選び方や就職に関する情報	13.3	68 人
(8) 就学に関する相談・情報提供窓口に関する情報	4.9	25 人
(9) 余暇活動やレジャーに関する情報	3.9	20 人
(10) ボランティア団体などについての情報	2.3	12 人
(11) その他	2.0	10 人
(12) 特にない、わからない	19.0	97 人
無回答	8.4	43 人

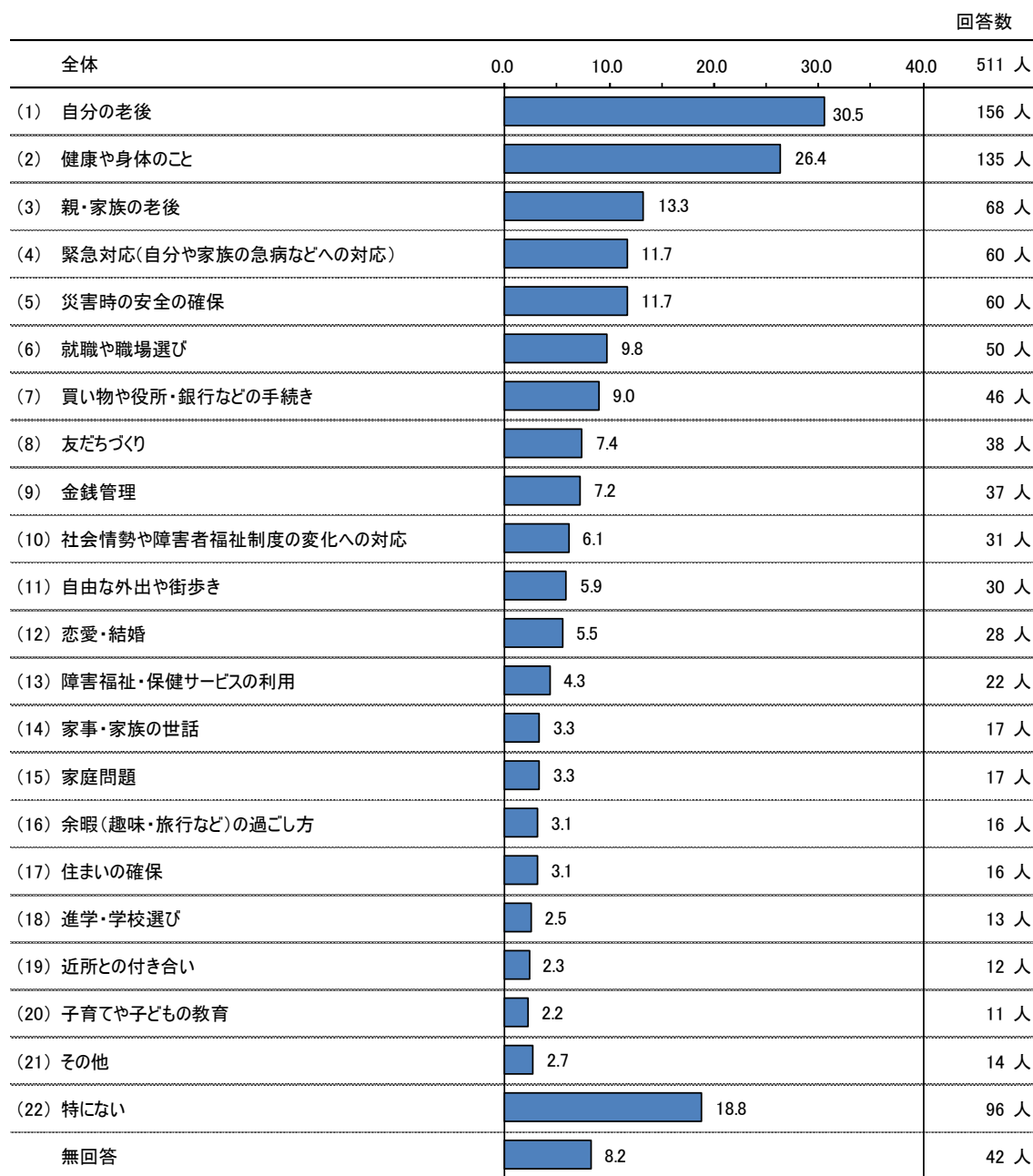
グラフ単位: (%)

## (8) 相談

現在、困っていることや悩みについて、「自分の老後」(30.5%)、「健康や身体のこと」(26.4%)が多い結果となっています。

また、今後希望する障害者福祉や生活に関する相談体制について、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が半数近くを占め、他の項目と比較して高い割合になっています。

### ■現在、困っていることや悩み(3つまで選択可)



グラフ単位:(%)

## ■今後希望する障害者福祉や生活に関する相談体制（3つまで選択可）

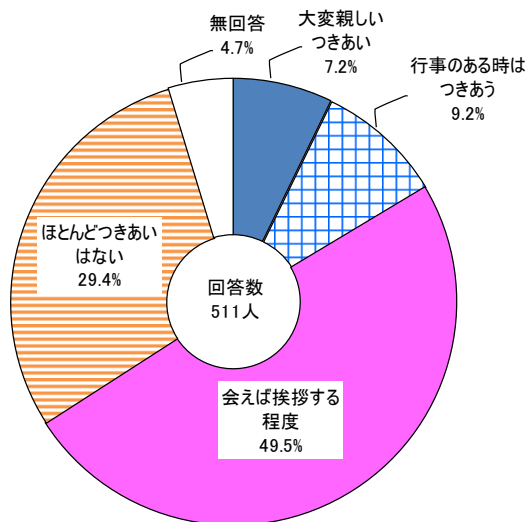
全体	回答数							511人
	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	
(1) どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	47.6							243人
(2) 1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい	22.9							117人
(3) 休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい	19.4							99人
(4) 住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい	19.4							99人
(5) 情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい	18.8							96人
(6) 相談者の同意なしに個人情報に他に伝わらないよう十分な配慮をしてほしい	11.7							60人
(7) 相談員の対応・態度、面接技術に関する知識を向上させてほしい	10.2							52人
(8) 電話やFAX、メールなどでの相談を受け付けてほしい	8.4							43人
(9) 施設入所者の相談にも対応できるように、定期的な訪問相談を実施してほしい	5.7							29人
(10) 乳幼児期における早期相談体制を充実してほしい	2.2							11人
(11) その他	2.2							11人
(12) 特にない	14.9							76人
無回答	10.8							55人

グラフ単位：(%)

## (9) 地域生活

近所づきあいの程度について、「会えば挨拶する程度」（49.5%）が半数近くを占めています。一方で「ほとんどつきあいはない」（29.4%）も3割近くを占めており、親しく近所付き合いをしている人は少ないことが分かります。

### ■近所づきあいの程度

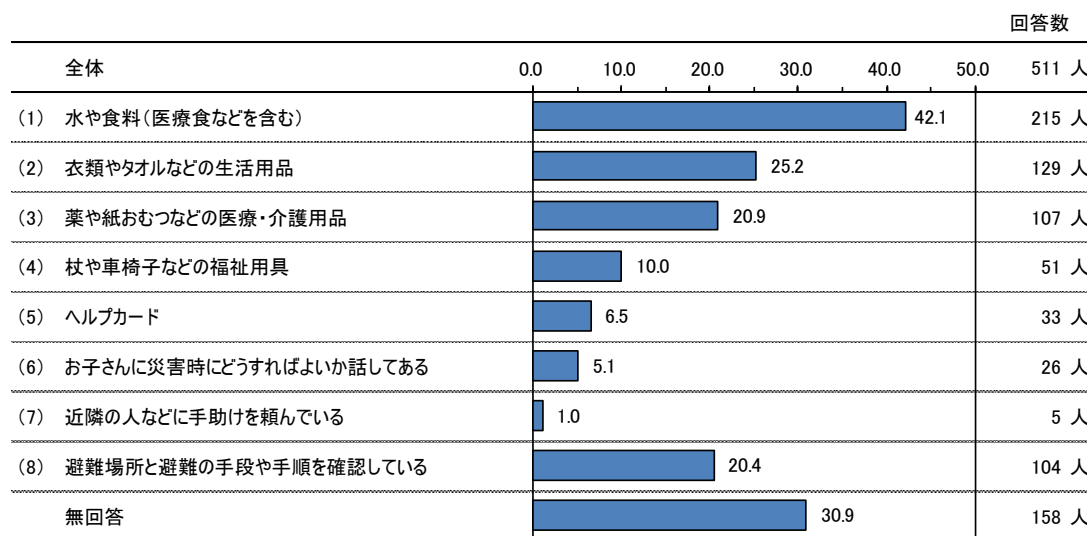


## (10) 災害時の避難・対策

災害時に備え、準備しているものについて、「水や食料（医療食などを含む）」（42.1%）が4割以上を占め最も多く、衣類やタオルなどの生活用品、「医療・介護用品、避難場所や避難の手段、手順なども2割以上を占めています。

また、災害が発生した時に不安なことについて、避難所や避難場所での生活への不安が半数近く占める結果となっています。

### ■災害時に備え、準備しているもの（複数選択可）



グラフ単位：(%)

### ■災害が発生した時、不安なこと（複数選択可）



グラフ単位：(%)

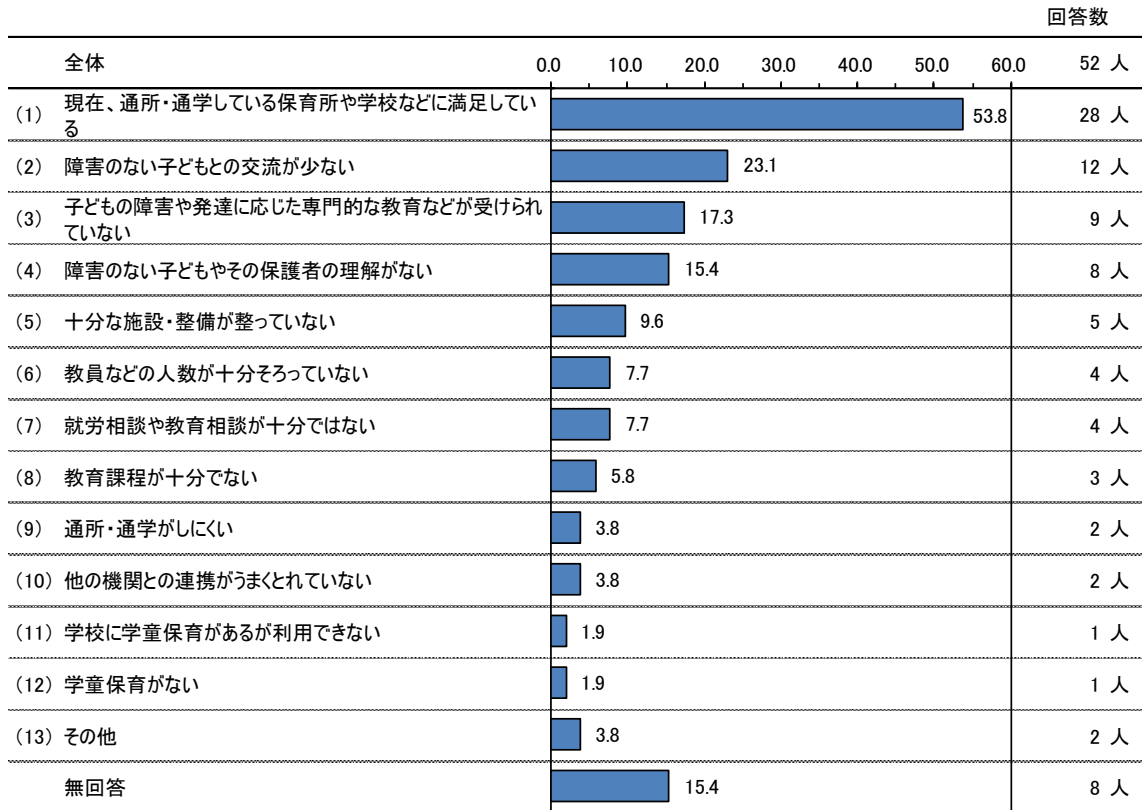
## (11) 保育・教育等

通所・通学先に対しては満足している人が半数以上となっています。

一方で、障害のない子どもとの交流や子どもの障害や発達に応じた専門的な教育を望む人も多い結果となっています。

### ■通所・通学して感じること（3つまで選択可）

※現在、通所・通学している人のみ



グラフ単位：(%)



## (12) 障害福祉サービス

障害福祉サービスをより利用しやすくするために、情報提供、利用申請・手続き方法の簡素化、利用負担の軽減、自分にとって必要なサービスの判断の手助けなどを望む人が多くなっています。

### ■サービスをより利用しやすくするために今後希望すること（3つまで選択可）

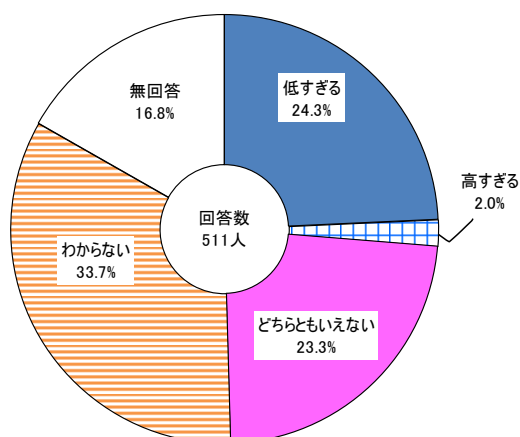
全体	回答数						回答数
	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	
(1) どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい	41.7						213 人
(2) 利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい	30.9						158 人
(3) 自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要	18.0						92 人
(4) 障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい	17.8						91 人
(5) 費用負担を軽くしてほしい	17.6						90 人
(6) 手続きにかかる時間の短縮化(必要な時にすぐに使えるように)	12.3						63 人
(7) 利用の条件を緩やかにしてほしい	9.6						49 人
(8) 関わる人材の対応・態度や技術・知識の向上が必要	9.0						46 人
(9) サービスの回数や時間をニーズに応じて増やしてほしい	7.2						37 人
(10) 通所のサービスは身近な場所で受けたい	4.5						23 人
(11) 関わる人材を当事者が選択できるようにしてほしい	1.2						6 人
(12) その他	1.2						6 人
(13) 特になし	11.0						56 人
無回答	19.2						98 人

グラフ単位：(%)

## (13) 社会モデル

現在の障害者福祉の水準に対する考えについて、「低すぎる」が2割以上を占める一方で、「どちらともいえない」「わからない」を合わせた割合が6割近くになっています。

### ■現在の障害福祉の水準に対する考え

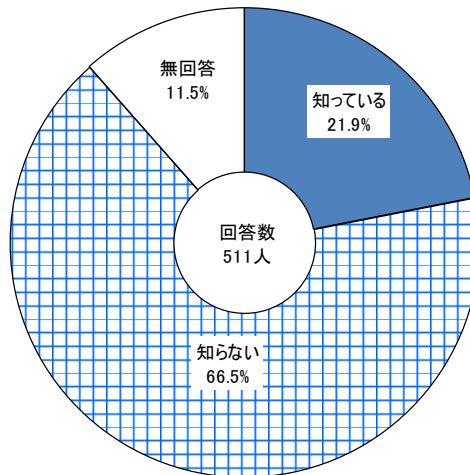


## (14) 権利擁護

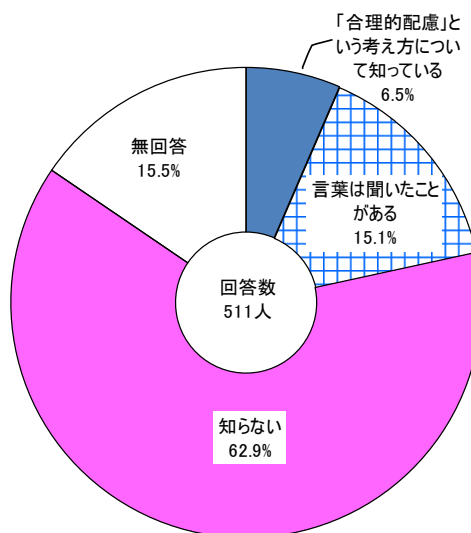
障害者差別解消法の認知について、「知っている」(21.9%)、「知らない」(66.5%)と、2割程度の認知度となっています。

また、合理的配慮の認知について、「合理的配慮」という考え方について知っている」(6.5%)、「言葉は聞いたことがある」(15.1%)、「知らない」(63.0%)と、認知度は低くなっています。

### ■障害者差別解消法の認知



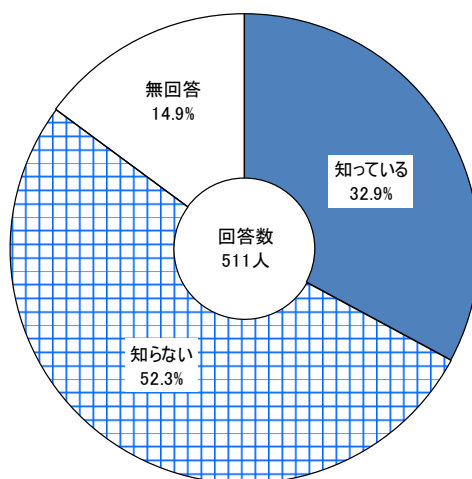
### ■合理的配慮の認知



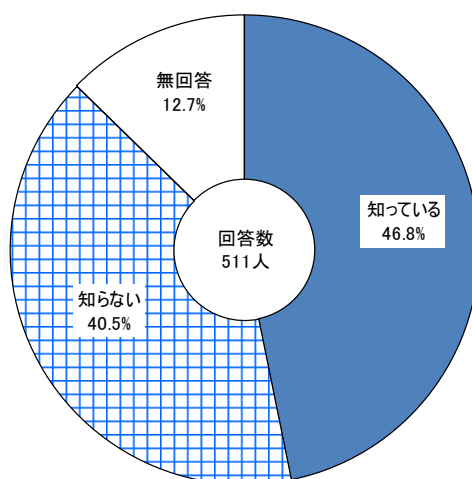
障害者虐待防止法の認知について、「知っている」(32.9%)、「知らない」(52.3%)と3割程度の認知度となっています。

また、成年後見制度の認知について、「知っている」(46.8%)、「知らない」(40.5%)と、半数近くの人知っているという結果となっています。

### ■障害者虐待防止法の認知



### ■成年後見制度の認知



## (15) その他

今後、障害者福祉分野において充実してほしいことについて、所得の保証や医療費の軽減などの経済的支援、情報提供の充実、雇用・就業の促進、福祉教育の充実、総合相談体制の充実などを望む人が多くなっています。

### ■今後、障害者福祉分野において充実してほしいこと（3つまで選択可）

全体	回答数						
	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	511 人	
(1) 年金などの所得保障の充実						30.7	157 人
(2) 各種サービスなどの情報提供の充実						21.1	108 人
(3) 医療費の軽減						19.8	101 人
(4) 福祉・保健・医療などの相談体制の充実						15.3	78 人
(5) 障害者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実						12.9	66 人
(6) 障害者の雇用・就業の促進						12.5	64 人
(7) ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実						8.4	43 人
(8) 障害の早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実						7.2	37 人
(9) 障害者支援施設の充実						7.2	37 人
(10) 通所施設・作業所の充実						6.5	33 人
(11) 障害者の入居に配慮した公営住宅の供給						6.5	33 人
(12) 建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり						6.3	32 人
(13) 情報を得るため、または自分の考えを伝えるための手段の確保						6.1	31 人
(14) 障害児に対する教育・療育の充実						5.7	29 人
(15) グループホームなどの生活の場の確保						5.5	28 人
(16) 成年後見制度や日常生活自立支援事業などによる権利の保護・支援						5.1	26 人
(17) 防犯・防災対策の充実						4.5	23 人
(18) パソコンやICT(情報通信技術)関連の講習会の充実						4.3	22 人
(19) 障害者団体への活動支援						3.7	19 人
(20) ボランティア活動の推進・支援						2.5	13 人
(21) 移動支援事業の充実						2.3	12 人
(22) スポーツ・レクリエーション及び文化に対する援助						1.4	7 人
(23) その他						3.5	18 人
(24) 特にない						7.2	37 人
無回答						16.6	85 人

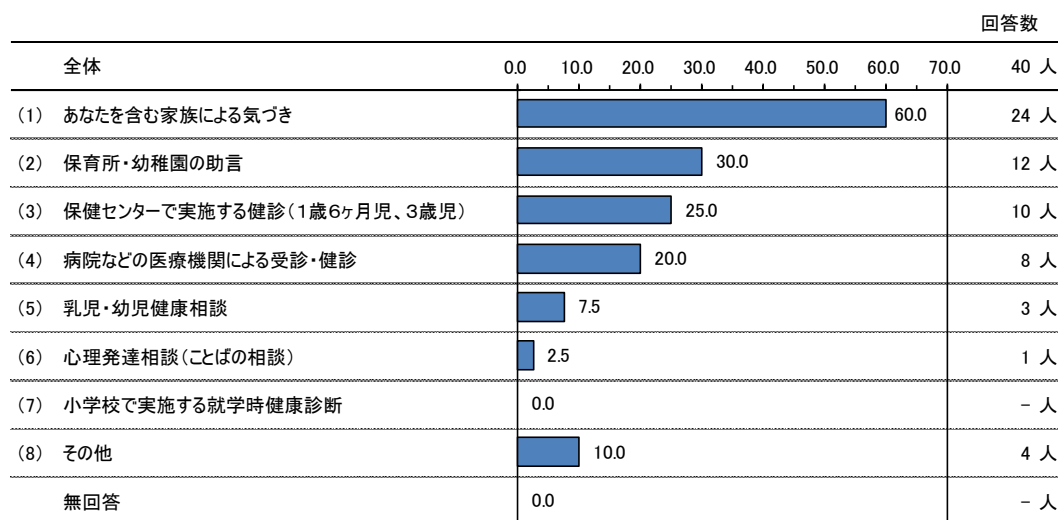
グラフ単位：(%)

## 6-3 児童通所支援等を利用している児童を対象とした調査結果（抜粋）

### （1）気づき

お子さんの障害や発達課題に気づいたきっかけについて、「あなたを含む家族による気づき」（60.0%）が最も多く、最も身近にいる家族の気づきが多いことが分かります。

#### ■お子さんの障害や発達課題に気づいたきっかけ（2つまで選択可）

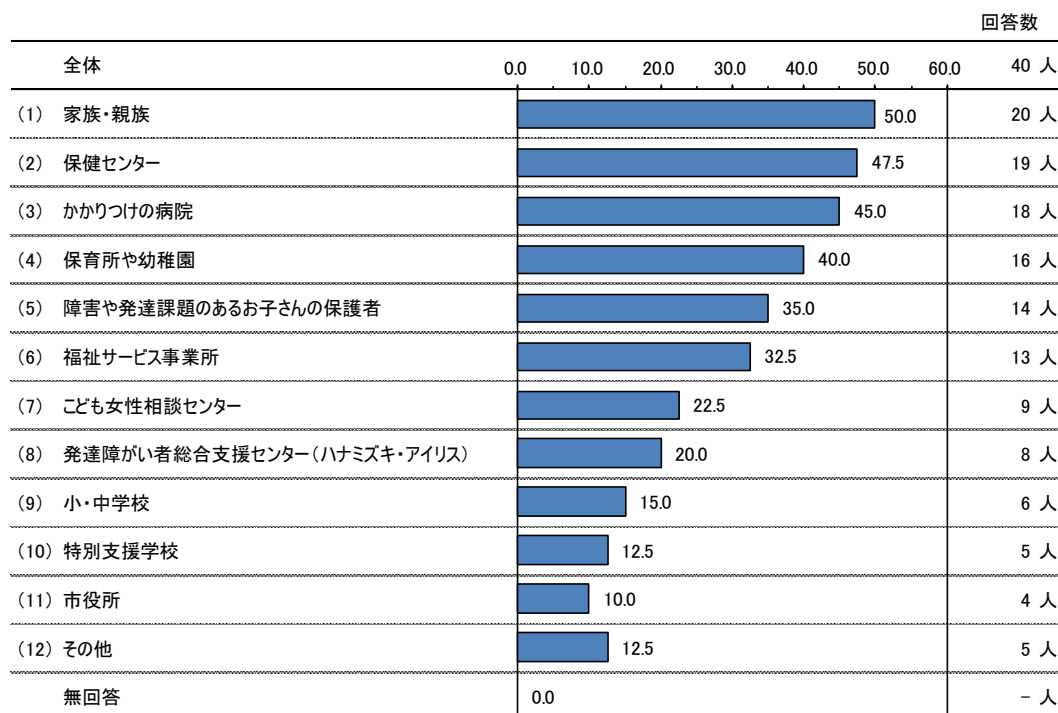


グラフ単位：(%)

### （2）相談

障害や発達課題などに困ったときの相談先について、「家族・親族」、「保健センター」、「かかりつけの病院」が多くなっています。

#### ■障害や発達課題などに困ったときの相談先（複数選択可）



グラフ単位：(%)

### (3) 幼児期、学齢期

保育所や幼稚園、学校に通う上で求めることについて、「学習支援や介助など、保育所・幼稚園・学校生活のサポート」(52.5%)が最も多く半数以上を占めており、次いで「障害や発達課題などにあわせた環境の整備」(35.0%)、「送迎など、通所・通学のサポート」(30.0%)などとなっています。

#### ■保育所や幼稚園、学校に通う上で求めること(2つまで選択可)

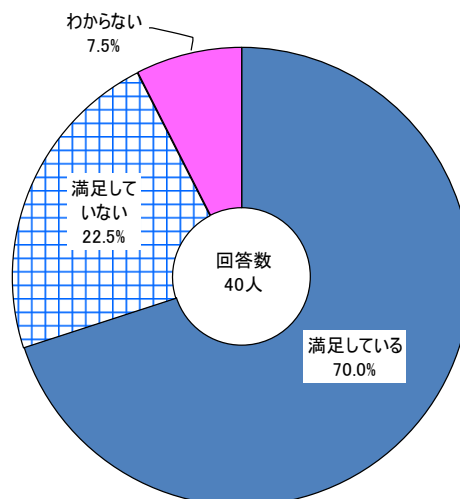
		回答数								
全体		0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	40人	
(1)	学習支援や介助など、保育所・幼稚園・学校生活のサポート								52.5	21人
(2)	障害や発達課題などにあわせた環境の整備								35.0	14人
(3)	送迎など、通所・通学のサポート								30.0	12人
(4)	生活訓練や職業訓練など、専門的な指導								22.5	9人
(5)	福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携								10.0	4人
(6)	投薬や喀痰吸引など、医療的なケア								5.0	2人
(7)	その他								5.0	2人
	無回答								5.0	2人

グラフ単位:(%)

### (4) 障害福祉サービス

障害福祉サービスの満足度について、「満足している」(70.0%)が7割を超え大半の人が満足しているものの、「満足していない」(22.5%)も2割を超えています。

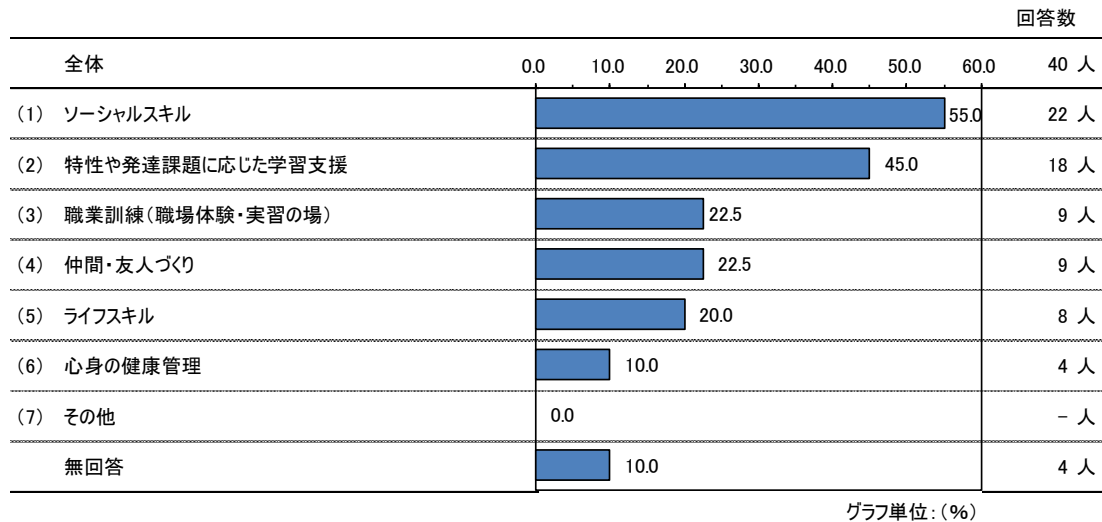
#### ■障害福祉サービスの満足度



## (5) 就労・地域生活

卒業後、円滑な日常生活・社会生活を送るために学齢期に必要な支援について、「ソーシャルスキル」(55.0%)が半数以上を占めており、次いで「特性や発達課題に応じた学習支援」(45.0%)などとなっています。

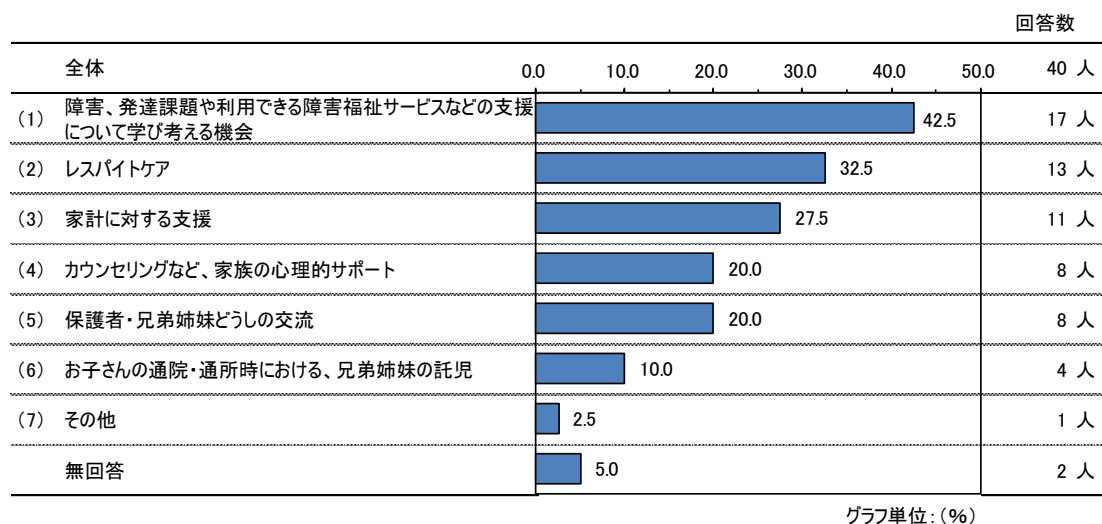
### ■卒業後、円滑な日常生活を送るために学齢期に必要な支援(2つまで選択可)



## (6) ご家族の支援

家族に必要な支援について、「障害、発達課題や利用できる障害福祉サービスなどの支援について学び考える機会」(42.5%)が最も多く、次いで「レスパイトケア」(32.5%)などとなっています。

### ■家族に必要な支援(2つまで選択可)

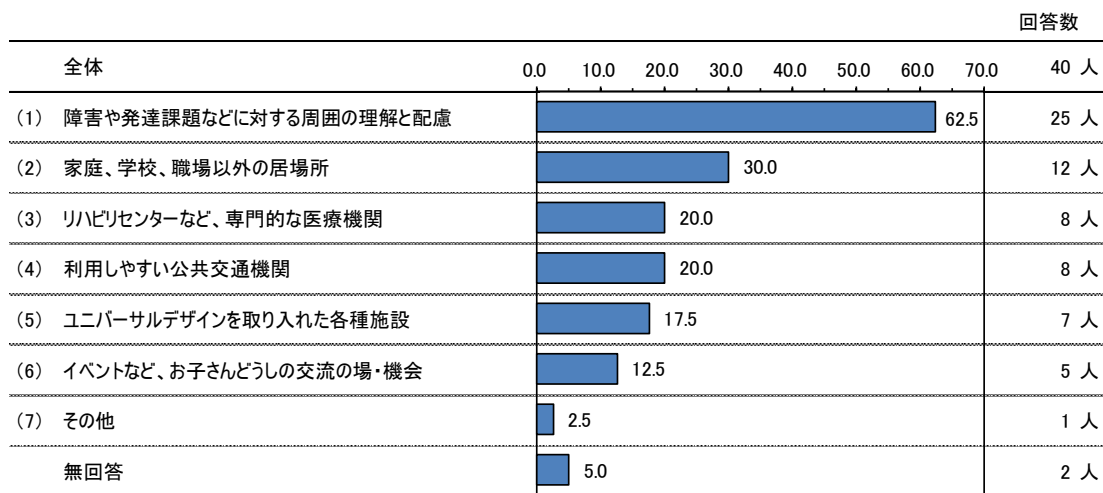


## (7) その他の環境

お子さんが過ごす環境に必要なものについて、「障害や発達課題などに対する周囲の理解と配慮」や「家庭、学校、職場以外の居場所」などのソフト面、「リハビリセンターなど、専門的な医療機関」や「利用しやすい公共交通機関」などのハード面での環境が必要という結果となっています。

また、今後、障害者福祉分野において充実してほしいことについて、各種サービスの情報提供や障害児に対する教育・療育、障害者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育などのソフト面での充実を望む人が多い結果となっています。

### ■お子さんが過ごす環境に必要なもの（2つまで選択可）



グラフ単位：(%)



■今後、障害福祉分野において充実してほしいこと（3つまで選択可）

回答数



グラフ単位：(%)

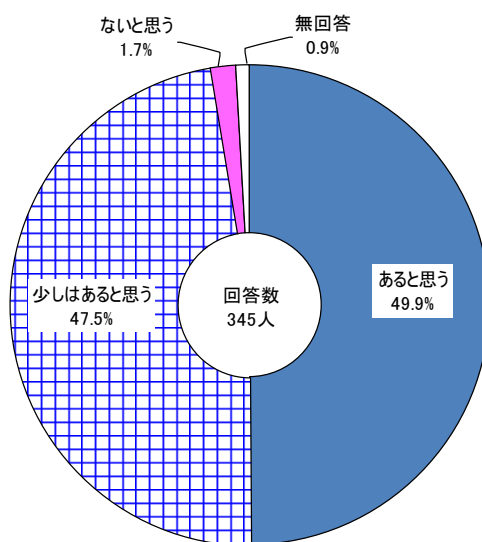
## 6-4 その他の市民を対象とした調査結果（抜粋）

### （1） 障害者に対する意識

障害者への差別、偏見の有無について、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせた『あると思う』（97.4%）と9割を占めており、偏見があるという結果となっています。

また、障害者についてのイメージについて、「手助けしなければならないと思う」（46.7%）、「がんばっていると思う」（44.3%）が4割を超えています。

#### ■障害者への差別、偏見の有無



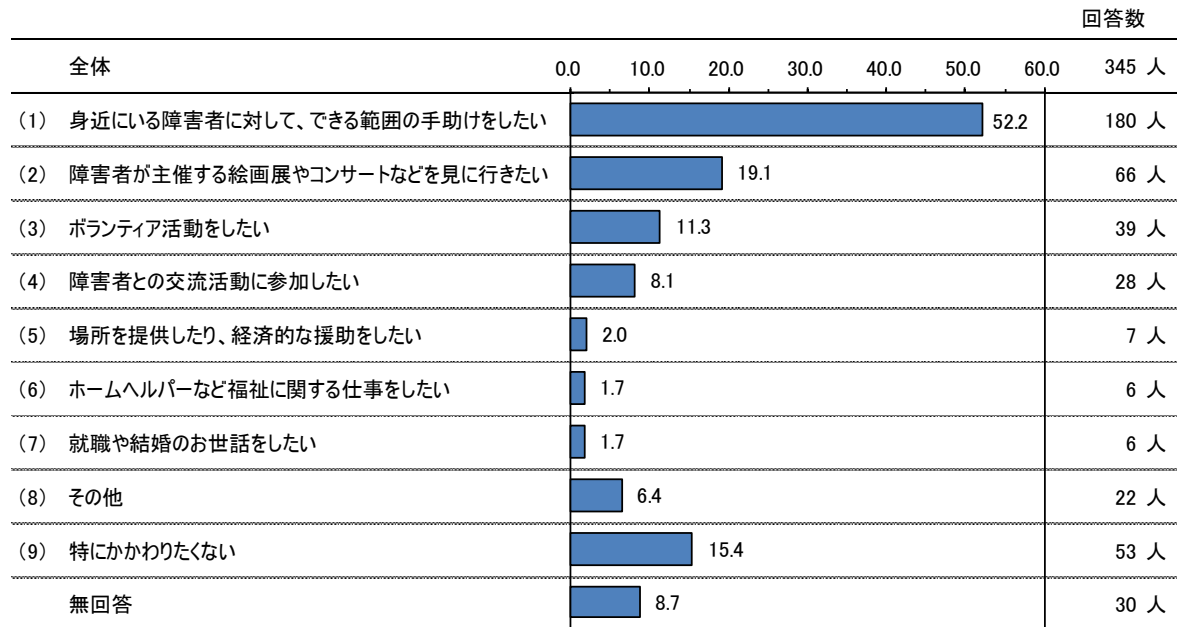
#### ■障害者についてのイメージ（複数選択可）

イメージ	回答数	
	割合 (%)	人数
全体	0.0	345 人
(1) 手助けしなければならないと思う	46.7	161 人
(2) がんばっていると思う	44.3	153 人
(3) どのように接すればよいかわからない	38.3	132 人
(4) 障害者からは学ぶことが多い	16.8	58 人
(5) 障害のあるなしは重要ではないと思う	16.2	56 人
(6) もっと自立した生活をした方が良いと思う	12.8	44 人
(7) その他	2.6	9 人
(8) 特に何も感じない	2.0	7 人
無回答	1.4	5 人

グラフ単位：(%)

今後の障害者との関わりについて、「身近にいる障害者に対して、できる範囲の手助けをしたい」が半数以上を占め、他の項目と比較しても突出して高い割合となっています。

### ■今後の障害者との関わり（複数選択可）



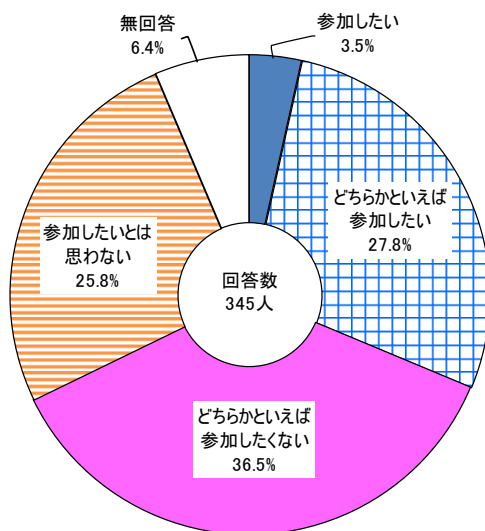
グラフ単位：(%)

## (2) ボランティア活動

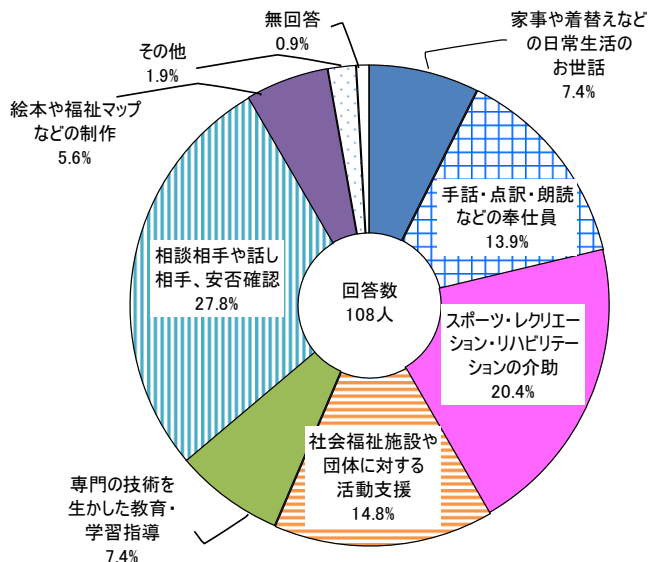
福祉関係のボランティア活動への参加意向について、「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」を合わせた『参加したい』という人は3割以上を占めています。

また、参加したいと思う活動内容について、「相談相手や話し相手、安否確認」や「スポーツ・レクリエーション・リハビリテーションの介助」が2割を超え、他の項目と比較しても高い割合となっています。

### ■福祉関係のボランティア活動への参加意向



### ■参加したい活動



### (3) 障害者への支援体制

障害者が住みやすいまちづくりのために重要だと思うことについて、「雇用・就労の場の確保」、「障害者への理解を深めるための学校教育」、「障害の種類や程度に応じた教育の充実」などが重要であると考える人が多く、就労や教育の充実が望まれています。

#### ■障害者が住みやすいまちのために重要だと思うこと（複数選択可）

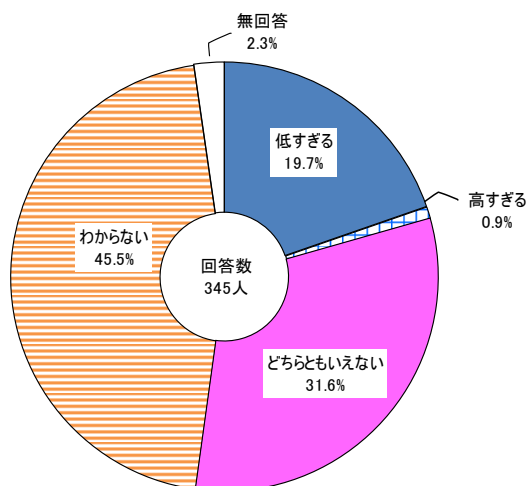
全体	回答数										345人
	0.0	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0		
(1) 雇用・就労の場の確保	64.6										223人
(2) 障害者への理解を深めるための学校教育	60.0										207人
(3) 障害者のための相談機関の充実	45.8										158人
(4) 障害の種類や程度に応じた教育の充実	45.5										157人
(5) 公共施設などでの障害のある人への配慮	41.7										144人
(6) 障害者のための交通移動手段の充実	37.1										128人
(7) 障害者に配慮した道路の整備	35.7										123人
(8) 障害者に対するボランティア活動の育成・支援	31.9										110人
(9) 保健・医療制度の充実	30.4										105人
(10) 障害者福祉の問題の啓発・広報活動	29.3										101人
(11) 防犯・防災対策の充実	23.2										80人
(12) 障害者への情報提供	19.4										67人
(13) 障害者の参加を前提としたスポーツ・文化・レクリエーションの振興	17.4										60人
(14) 使用料などの助成	14.5										50人
(15) その他	0.9										3人
無回答	4.1										14人

グラフ単位：(%)

### (4) 社会モデル

現在の障害者福祉の水準に対する考えについて、「低すぎる」が2割近くを占める一方で、「どちらともいえない」「わからない」が8割近くになっています。

#### ■現在の障害福祉の水準に対する考え

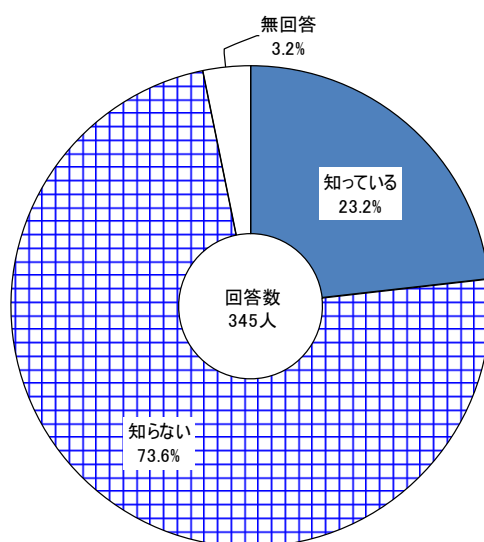


## (5) 権利擁護

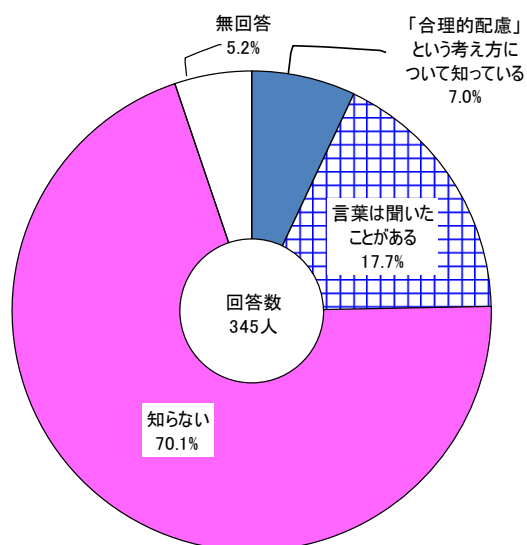
障害者差別解消法の認知について、「知っている」(23.2%)、「知らない」(73.6%)と2割程度の認知度となっています。

合理的配慮の認知について、「合理的配慮」という考え方について知っている(7.0%)、「言葉は聞いた事がある」(17.7%)、「知らない」(70.1%)と、認知度は低くなっています。

### ■障害者差別解消法の認知



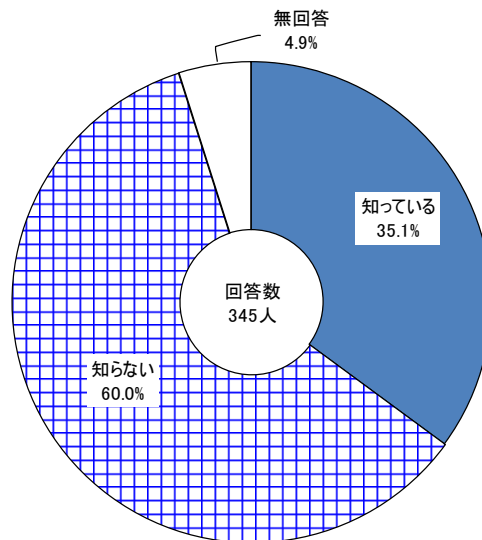
### ■合理的配慮の認知



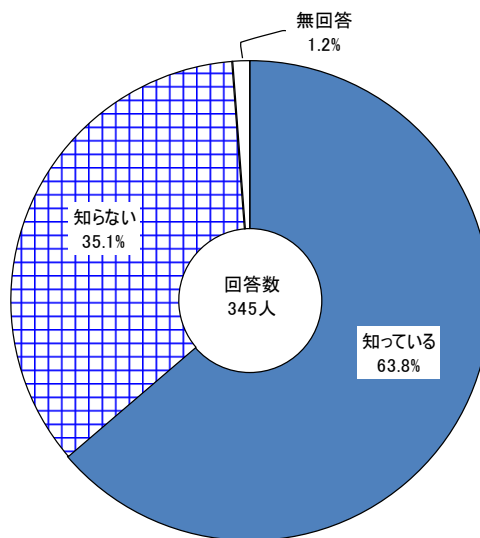
障害者虐待防止法の認知について、「知っている」(35.1%)、「知らない」(60.0%)と3割程度の認知度となっています。

成年後見制度の認知について、「知っている」(63.8%)、「知らない」(35.1%)となっており、6割以上の人を知っているという結果となっています。

### ■障害者虐待防止法の認知



### ■成年後見制度の認知



## 7 障害者福祉に関する用語解説

見出	語句	解説
あ行	アクセシビリティ	障害者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	医療的ケア児	NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にすることを目的に、障害のある者と障害がない者が共に学ぶしくみ。
	運営適正化委員会	各都道府県の社会福祉協議会に設置されている機関で、福祉サービスの利用者が、事業者とのトラブルを自力で解決できない場合に、サービスや利用者の財産管理が適切に運営されているかを調査し、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介や助言・勧告する役割を担う。
	NPO	民間非営利団体（組織）のことで、営利企業のように利益の分配を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。また、NPO法により法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれる。
か行	ケアマネジメント	利用者それぞれのニーズにあわせ、適切かつ効果的なサービスを提供するために各種サービスを調整すること。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
	高次脳機能障害	脳が外傷や疾病などにより部分的に損傷を受けることで、記憶、注意、行為、学習、言語などの機能が低下したり、感情のコントロールが困難になること。症状として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがあらわれる。
	合理的配慮	障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止される。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められる。合理的配慮は、個々のケースで内容・方法が異なるが、例えば、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、障害のある方の障害特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどがあげられる。



見出	語句	解説
か行	心のバリアフリー	偏見や固定観念など私たちの心の中に潜む目に見えない壁をなくし、年齢・性別・障害・国籍等の違いにかかわらず、全ての人が平等に社会参加できる社会や環境について必要な行動をするという考え方のこと。
さ行	災害時ボランティアコーディネーター	災害時に駆けつけたボランティアのコーディネート役として、人材の適切な動員、派遣、配置や個人ボランティアの組織化、グループ間での人員配置調整、救援物資等の配分はもとより、ボランティア活動に不可欠な被災地ニーズの収集などにあたる人。
	児童発達支援センター	通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行うことを目的とする施設。
	児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。平成 28 年 5 月の一部改正により、地方公共団体に対し、医療的ケアを要する障害児に対する支援や、障害児のサービス提供体制の計画的な構築などが義務づけられた。
	社会モデル	障害は社会的な障壁によって作られた問題であるため、障壁を取り払うための努力を社会の側にも求める考え方。
	社会的障壁	障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指す。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある方への偏見など）などがあげられる。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体。地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの活動を進めている。
	手話	手の位置、手の形、手の動きなどを組み合わせて表現し、目で読む、聴覚障害者のコミュニケーション手段。
	小児慢性特定疾病	厚生労働省が小児慢性特定疾病治療研究事業として、治療の確立と普及を図り、あわせて医療費の公費負担や日常生活用具の給付等を行っている疾病。主に 18 歳未満で 14 疾病群の 722 疾病が対象。（平成 29 年 4 月現在）

見出	語 句	解 説
さ行	障害者基本法	障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年 8 月に改正され、障害者の定義の見直しとともに、差別の禁止や療育、防災及び防犯など新たな規定が追加された。
	障害者虐待防止法	障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。平成 24 年 10 月から施行された。
	障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約。平成 18 年 12 月に国連総会において採択され、わが国は、平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月に批准した。
	障害者差別解消法	障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を定めた法律。平成 28 年 4 月に施行された。
	障害者週間	障害者基本法に定める、12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間の名称。国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。
	障害者支援施設	障害者総合支援法により「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設。具体的には、障害者に対し、夜間から早朝にかけては施設入所支援を提供するとともに、昼間は生活介護などの日中活動系サービスを行う社会福祉施設。
	障害者自立支援法	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等を提供し、福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した法律。平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正された。

見出	語 句	解 説
さ行	障害者総合支援法	平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行された。この法律では、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や目的規定の見直し、制度の谷間に支援を提供する観点から、障害者の定義に難病などが追加された。また、平成 28 年 5 月の改正により、障害者が自ら望む地域生活が営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が見直しが行われた。
	障害者優先調達推進法	国・地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障害者等の自立を促進に資することを目的とする法律。平成 25 年 4 月 1 日から施行された。
	障害者雇用促進法	障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを定めた法律。平成 28 年 4 月に改正され、差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等の規定及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる見直しがされた。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が交付する手帳。交付を受けた者は、各種の福祉サービスを受けられる。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声障害・言語障害又はそしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、肝臓、免疫機能の障害等）で、障害の程度により 1 級から 6 級に分けられる。
	身体障害者補助犬法	身体障害者補助犬の育成と身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設の利用と円滑化、社会参加の促進を図るため、身体障害者の訓練事業者及び使用者の義務等を定めるとともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等を定めた法律。平成 19 年 12 月に一部改正された。
	生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、疾病の発症や進行に深く関与する病気の総称。
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が、精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある者に対して、交付する手帳。統合失調症、そううつ・うつ病、てんかん、その他の精神疾患が対象となる。各種の支援施策の推進、障害者の自立や社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により、1 級から 3 級までに分けられる。

見出	語句	解説
さ行	成年後見制度	<p>認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人のための「法定後見制度」と将来に能力が不十分になった場合に備える「任意後見制度」がある。</p> <p>法定後見制度では、家庭裁判所で本人の判断能力に応じ、成年後見人・保佐人・補助人が選任され、当事者の財産管理や身上監護などで不利益が生じないように保護・支援を行う。</p>
	ソーシャルスキル	<p>他人と良い関係を築き、社会に適応するために必要な能力のこと。</p>
た行	地域包括ケアシステム	<p>子どもから高齢者まで障害の有無にとらわれず「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「福祉・生活支援」などのサービスを必要とする人に一体的に提供するための仕組み。平成 28 年 5 月の障害者総合支援法の一部改正により、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が市町村に義務づけられた。</p>
	徳島市災害時避難行動要支援者避難支援プラン	<p>災害時に、要支援者に対し、迅速かつ安全に避難支援が行えるよう、平常時から避難支援者や避難方法などを決めておくもの。</p>
	徳島市障害者自立支援協議会	<p>徳島市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るために、平成 19 年 3 月に設置された。</p>
	とくしま見守りねっと（徳島市高齢者・障害者等見守りネットワーク）	<p>高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせるように、協力事業所等と連携し、見守り活動や安否確認を実施している。</p>
	特定医療費（指定難病）助成制度	<p>平成 27 年施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病の患者に対し、その治療の確立と医療費の負担軽減に資するため、難病患者への医療給付の自己負担分等の一部を公費で負担するもの。それ以前は、特定疾患治療研究事業として実施していた。</p>

見出	語句	解説
た行	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を授けることを目的とする学校。幼稚部、小学部、中学部、高等部に区分され、特別な支援が必要とされている幼児・児童生徒の教育に関し、必要な助言や支援を行うことから、地域の特別支援教育のセンター的な役割を担っている。平成 19 年度より従来の「盲・ろう・養護学校」が一本化された名称。
	特別支援教育	学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
な行	難病	発病の原因が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものと定義されている。
	日常生活用具	重度障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具。具体的には、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、人工喉頭等。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
	NET119 緊急通報システム	聴覚障害者や言語障害等により音声通話が困難な者が、携帯電話やスマートフォンのウェブ（インターネット機能）を通して、簡単な画面操作で 119 番通報を行うことができるシステム。事前に利用者登録が必要。
は行	発達障害	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。
	バリアフリー	もともとは障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる段差等の物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建築用語。現在では、物理的な障壁の除去に限らず、制度的、心理的な障壁も含め、障害者の社会参加の妨げとなるあらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。
	ピアカウンセリング	同じ障害のある人が相談員となり、お互いに平等な立場で話を聞き合い、情報提供を行うことで、自分の問題を自分で解決していけるよう手助けすること。

見出	語句	解説
は行	福祉的就労	障害が理由で一般就労が困難な人が、障害者就労支援施設や作業所において職業訓練などを受けながら作業を行うこと。雇用契約が結ばれる就労と雇用契約が結ばれない就労形態がある。
	福祉避難所	一般の避難所（一次避難所）での生活に支障のある障害者や高齢者等に必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所（二次避難所）。
	ヘルプカード	困っているときにそのことをうまく伝えられない知的障害者、話しかけられてもコミュニケーションをとることができない聴覚障害者、支援を必要としていることがわかりづらい内部障害者、難病の者など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない者が、援助を得やすくするためのカード。
	法定雇用率	障害者雇用促進法によって、従業員数が一定以上の民間企業や国・地方公共団体に対し義務づけられた障害者雇用の最低比率。
	補装具	身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するもの。具体的には、義肢（義手・義足）・車椅子・装具・義眼・補聴器等。
	ボランティアセンター	ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る推進機関の総称で、社会福祉協議会によって設置されることが多い。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。
や行	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが利用可能であるように設計段階からあらかじめデザインすること。
	ユーザビリティ	入力装置やソフトウェアの操作感、使い勝手のこと。
	要約筆記	話し手の内容を要約し、それを筆記やパソコン等を用いて聴覚障害者に伝達する方法。
ら行	ライフスキル	日常生活に生じる様々な問題や要求に対して、より建設的にかつ効果的に対処するために必要な能力のこと。
	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、年齢等によって変化するそれぞれの段階。
	リハビリテーション	障害者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。
	療育	障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育のこと。

見出	語 句	解 説
ら行	療育手帳	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障害者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。各都道府県の実施要綱に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長から交付される手帳には、障害の程度により重度の場合には「A」、その他の場合には「B」と記載される。</p>
	レスパイトケア	<p>一時的に介護を代替し、障害者等を在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的とする支援。</p>